水道·交通委員会資料 令和2年12月14日 水 道 局

令和2年12月10日 水道・交通委員会要求資料について (水第4号議案 横浜市水道条例の一部改正)

令和2年12月10日水道・交通委員会において、要求のありました資料について、次のとおり提出いたします。

1 自民党

資料1 支払猶予について、4月からこれまでの問合せ件数と受付件数《資料2、14》

2 立民フ

- 資料2 支払猶予の対応状況《資料1、14》
- 資料3 新料金体系における福祉減免制度の影響額
- 資料4 年間改定率14.0%以上の使用者の内訳
- 資料 5 料金改定前後における東京都及び政令指定都市との水道料金を比較した資料 《資料 10》
- 資料6 総括原価の内訳
- 資料7 令和2年10月分の水道料金の用途別前年度比較
- 資料8 口径40mm以上の主な使用者の平均使用水量における増加額
- 資料 9 老朽管更新・耐震化事業計画 《資料 37》

3 公明党

資料 10 料金改定前後における東京都及び政令指定都市との水道料金を比較した資料 《資料 5 》

4 共産党

- 資料 11 コロナ禍及び収入減等に対応した水道料金の減免制度の有無が記載された、 実施中の福祉減免制度の一覧
- 資料 12 平成 20 年度以前の減免制度の経過を含めた一覧
- 資料 13 支払猶予制度の概要
- 資料 14 支払猶予について、相談件数及び適用件数の用途別の内訳 《資料 1、2》
- 資料 15 平成 25 年 12 月 26 日にさいたま市監査委員が出した、住民監査請求に係る 監査の結果についての通知
- 資料 16 最新の給水停止世帯の区別世帯数
- 資料 17 横浜市交通局及び環境創造局下水道部門の繰入項目と額、その根拠
- 資料 18 繰出基準の枠を超えて繰り出している都市とその内訳

- 資料 19 総務省繰出し通知全文
- 資料 20 30年間の本市における年度ごとの繰出し額の推移
- 資料 21 地方公営企業法 第17条及び第18条の全文
- 資料 22 総務省通知「繰出し基準」の法的位置づけがわかる資料 《資料 23》
- 資料 23 公費負担の在り方を本市の裁量で決められる根拠 《資料 22》
- 資料 24 日本水道新聞記事(令和 2 年 10 月 22 日、11 月 12 日付)
 - ※厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い 猶予等措置の実施状況調査結果」(第3回~第6回)を提出

5 井上さ

- 資料 25 このタイミングで料金改定を行う必要があるかわかる資料
- 資料 26 口径別の使用水量に応じた改定前後の水道料金
- 資料 27 現行料金表及び新料金表の考え方、特徴
- 資料 28 料金収入における使用水量帯別の構成比 《資料 39》
- 資料 29 令和 2 年度から 9 年度における配水管や西谷浄水場再整備等の基幹施設の 年度別事業費
- 資料30 前回料金改定時の附帯意見についての取組と効果
- 資料 31 施設のダウンサイジングの取組
- 資料32 西谷浄水場再整備事業を現在やらなければならない理由がわかる資料
- 資料 33 西谷浄水場再整備事業に係る公共事業評価委員会の議事録
- 資料 34 神奈川県内広域水道企業団の受水費及び実際の使用水量
- 資料35 地方公営企業法において独立採算制の根拠となる条文
- 資料36 横浜市及び水道事業体として行った国への要望の一覧
- 資料 37 水道施設・送配水管の耐震化の状況及び計画 《資料 9》
- 資料38 水道事業における環境負荷軽減への取組
- 資料 39 逓増度の変化がわかる資料 《資料 28》

支払猶予についての問合せ件数と受付件数、用途別内訳、支払方法の内訳

1 令和2年度 新型コロナウイルスによる支払猶予の問合せ及び受付件数(4/1~11/30)

	問合	せ件数	受付值	牛数
月分	小計	累計	小計	累計
4月	736	736	569	569
5月	620	1, 356	485	1, 054
6月	420	1, 776	381	1, 435
7月	90	1, 866	82	1, 517
8月	228	2, 094	227	1, 744
9月	18	2, 112	14	1, 758
10 月	33	2, 145	27	1, 785
11月	61	2, 206	58	1, 843
合計	2,	206	1, 8	43

2 支払猶予の用途別内訳対応状況 (4/1~11/30)

	問合せ件数	受付件数
家事用	1, 527	1, 262
業務用	679	581
公衆浴場用	0	0
合計	2, 206	1, 843

3 令和2年度 新型コロナウイルスによる支払猶予の支払方法の内訳 (4/1~11/30)

	分納	延納	合計
	受付件数	受付件数	受付件数
家事用	18	1, 244	1, 262
業務用	5	576	581
公衆浴場用	0	0	0
合計	23	1,820	1,843

支払猶予した水道料金等のお支払い方法については、お客さまとご相談のうえ、対応を進めています。

(1) 分納

支払計画書にて、期日を指定し複数回に分けてお支払いいただく方法。

(2) 延納

支払計画書にて、期日を指定し1回でお支払いいただく方法。

新料金体系における福祉減免制度の影響額

1 令和元年度末時点の減免適用件数

減免種別	減免件数①
身障等(身障、知的、重複)世帯	46,777 件
要介護4,5世帯	11,515 件
ひとり親家庭等医療費助成世帯	18,297 件
精 神 障 害 者 世 帯	3,230 件
特別児童扶養手当受給世帯	4,018 件
生活保護ひとり親世帯	2,981 件
計	86,818 件

2 現行の料金体系における1か月の減免額(税抜)

口径	減免額	減免件数①	減免額
13mm~40mm	790 円	86,818 件	68,586,220 円②

3 新料金体系における1か月の減免額試算(税抜)

口径	減免額 (基本料金)	減免件数①	減免額
13mm	840 円	12,675 件	10,647,000 円
20mm	845 円	68,353 件	57,758,285 円
25mm	850 円	5,769 件	4,903,650 円
40mm	850 円	21 件	17,850 円
計		86,818 件	73,326,785 円③

4 新料金体系における1年間の影響額試算(税抜)

1か月の影響額:(73,326,785 円-68,586,220 円)=4,740,565 円

3 - 2

1年間の影響額:(4,740,565円)×12か月=56,886千円

年間改定率14.0%以上の使用者の内訳

W12 A 1L	14.0%~	15.0%~	16.0%~	17.0%~	18.0%~	19.0%~	20.0%~	21.0%~	22.0%~	23.0%~	24.0%~	25.0%~	26.0%~	07.00/	A = I
業種名称	14.9%	15.9%	16.9%	17.9%	18.9%	19.9%	20.9%	21.9%	22.9%	23.9%	24.9%	25.9%	26.9%	27.0%	合計
飲食サービス業	2														2
病院・診療所	3										1				4
学校、保育・教育業	17	3	1		1					2					24
運輸・郵便業	6	3						1							10
卸売業	2			1											3
化学工業	3	1	1												5
機械・電器・電子製造	3	3		1				1							8
金融業、保険業	2														2
建設業	4														4
娯楽業	5	1													6
公務	6	2			1	1									10
事務所	1														1
自用船舶								1	1					1	3
小売業	4							1	1						6
情報通信業	3	1													4
食料・飲料等製造業	2	1													3
神社仏閣、その他宗教	2					1									3
石油・ゴム製品製造業	2	2	1												5
専門・技術サービス業	2														2
鉄鋼・金属製造業	4				1										5
鉄道業	3														3
電気・ガス・熱・水道	2		1			2									5
不動産業、物品賃貸業	9	2		3		1					1	1			17
複合施設	1														1
窯業・土石製品製造業			1							1					2
浴場業、その他美容	2														2
その他のサービス業	1	1													2
その他の製造業			1		1										2
その他生活サービス業	1	1			1	1	2								6
合計	92	21	6	5	5	6	2	4	2	3	2	1	0	1	150

料金改定前後における東京都及び政令指定都市との水道料金を比較した資料(口径20mm、1か月の平均使用水量15m³/月)

令和2年12月時点(税抜)

			料金(カッ	コは順位))
都市名	料金体系	現	行料金	亲	f料金
横浜市	口径別	(8)	1,666円	(10)	1,858円
広島市	用途・口径別	(1)	1,390円	(1)	1,390円
川崎市	用途別	(2)	1,415円	(2)	1,415円
大阪市	用途別	(3)	1,435円	(3)	1,435円
浜松市	口径別	(4)	1,520円	(4)	1,520円
神戸市	用途・口径別	(5)	1,605円	(5)	1,605円
北九州市	口径別	(6)	1,610円	(6)	1,610円
堺市	口径別	(7)	1,630円	(7)	1,630円
静岡市	口径別	(9)	1,835円	(8)	1,835円
京都市	口径別	(10)	1,855円	(9)	1,855円
名古屋市	用途・口径別	(11)	1,880円	(11)	1,880円
東京都	口径別	(12)	1,920円	(12)	1,920円
岡山市	口径別	(13)	2,000円	(13)	2,000円
熊本市	口径別	(14)	2,065円	(14)	2,065円
福岡市	用途・口径別	(15)	2,275円	(15)	2,275円
さいたま市	口径別	(16)	2,305円	(16)	2,305円
札幌市	用途・口径別	(17)	2,320円	(17)	2,320円
仙台市	口径別	(18)	2,975円	(18)	2,975円
新潟市	口径別	(19)	3,490円	(19)	3,490円

[※] 口径は20mm、用途は家事用(一般用)で計算している。

総括原価の内訳

(単位:億円・税抜)

	← #	 金算定期間		
年度	3年度	4 年度	5年度	合計
区分	(計画)	(計画)	(計画)	ПП
総括原価	426	697	707	A 1,830
営業費用	744	750	758	2,252
人件費	118	117	115	350
動力費	21	22	21	64
薬品費	7	7	6	20
修繕費等	103	101	102	306
委託料	65	64	65	194
受水費	152	152	159	463
減価償却費等	239	247	250	736
その他	39	40	40	119
資本費用	47	44	45	136
支払利息等	23	20	20	63
資産維持費	24	24	25	73
▲水道料金以外の収入	▲ 365	▲ 97	▲ 96	▲ 558
水道料金以外	1 00	▲ 97	▲ 96	▲ 293
旧料金回収分※	▲ 265			▲ 265

※ 令和3年4月から8月の5か月分の旧料金で回収する部分を控除(費用を3年分見込んでいるため、旧料金回収分を控除)

360億円

総括原価 1,830億円 _{令和3年9月}

> ~ <u>令和</u>6年3月

823億円 料金徴収等

554億円 水道施設の更新・耐震化

【参考】R3~R5年度 建設改良費 合計1,178億円 ※その他、企業債、補助金、積立金等で充当します。

企業債の元利償還 (元金分297億円、利息63億円)

93億円 累積資金残額

※R2末の累積資金残額(西谷浄水場再整備特別積立金)のうち、R5末に 残る31億円と合計し、R5末の累積資金残額は、124億円となります。

令和2年10月分 水道料金用途別前年度比較

資料7

(金額はすべて税抜き額)

		便	も 用	水	量	水	道	料 金	
用 遊	区分	当月分	対前年度	累 計	構成比	当 月 分	対前年度	累計	構成比
		(m3)	増減率	(m3)	前年増減率	(円)	増減率	(円)	前年増減率
	本年度	25,736,107		185,298,766	82.77%	3,424,466,857		24,925,560,803	67.88%
家 事 用	前年度	24,176,050		174,050,414	78.92%	3,161,564,169		22,953,888,742	61.08%
	増 減	1,560,057	6.45%	11,248,352	6.46%	262,902,688	8.32%	1,971,672,061	8.59%
	本年度	6,552,261		38,211,025	17.07%	2,012,566,851		11,779,103,132	32.08%
業務用	前年度	7,734,553		46,090,192	20.90%	2,429,726,902		14,608,891,240	38.87%
	増減	-1,182,292	-15.29%	-7,879,167	-17.10%	-417,160,051	-17.17%	-2,829,788,108	-19.37%
	本年度	48,594		376,455	0.17%	2,072,488		16,037,742	0.04%
公衆浴場用	前年度	55,612		395,505	0.18%	2,372,656		16,850,126	0.05%
	増減	-7,018	-12.62%	-19,050	-4.82%	-300,168	-12.65%	-812,384	-4.82%
	本年度	32,336,962		223,886,246	100.00%	5,439,106,196		36,720,701,677	100.00%
合 計	前年度	31,966,215		220,536,111	100.00%	5,593,663,727		37,579,630,108	100.00%
	増 減	370,747	1.16%	3,350,135	1.52%	-154,557,531	-2.76%	-858,928,431	-2.29%

資料8

口径40mm以上の主な使用者の平均使用水量における増加額

※ 各口径において使用者が多い上位 5 業種の令和元年度実績を基にした 1 月あたりの平均使用 水量における試算

	業種名称	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額
	学校、保育・教育業	124 m³	32,426	36,586	4,160
40mm	飲食サービス業	205 m³	58,346	66,070	7,724
4011111	小売業	138 m³	36,906	41,682	4,776
	その他生活サービス業	77 m³	18,007	20,283	2,276
	社会福祉・介護事業	239 m³	69,226	78,446	9,220

	業種名称	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額
	学校、保育・教育業	262 m³	76,586	86,918	10,332
50mm	社会福祉・介護事業	644 m³	215,682	244,886	29,204
30111111	不動産業、物品賃貸業	445 m³	142,251	161,505	19,254
	小売業	432 m³	137,454	156,058	18,604
	娯楽業	338 m³	102,768	116,672	13,904

ĺ		業種名称	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額
		学校、保育・教育業	476 m³	153,690	174,644	20,954
	75mm	不動産業、物品賃貸業	899 m³	309,777	351,881	42,104
		社会福祉・介護事業	1,053 m³	368,723	418,739	50,016
		病院・診療所	1,542 m³	568,724	645,146	76,422
		小売業	824 m³	282,102	320,456	38,354

		業種名称	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額
		不動産業、物品賃貸業	2,211 m³	842,345	955,743	113,398
100)mm	学校、保育・教育業	1,046 m³	365,860	416,348	50,488
100		小売業	2,058 m³	779,768	884,904	105,136
		病院・診療所	3,489 m³	1,365,047	1,547,457	182,410
		機械・電器・電子製造	1,176 m³	419,030	476,538	57,508

	業種名称	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額
	不動産業、物品賃貸業	4,154 m³	1,637,032	1,859,402	222,370
150mm	機械・電器・電子製造	3,610 m³	1,414,536	1,607,530	192,994
130	病院・診療所	4,822 m³	1,910,244	2,168,686	258,442
	小売業	3,313 m³	1,293,063	1,470,019	176,956
	学校、保育・教育業	2,947 m³	1,143,369	1,300,561	157,192

Ī		業種名称	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額
		不動産業、物品賃貸業	10,054 m³	4,050,132	4,602,102	551,970
	200mm	機械・電器・電子製造	3,752 m³	1,472,614	1,684,276	211,662
		複合施設	11,358 m³	4,583,468	5,205,854	622,386
		小売業	8,860 m³	3,561,786	4,049,280	487,494
		宿泊業	15,425 m³	6,246,871	7,088,875	842,004

	業種名称	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額
	機械・電器・電子製造	12,095 m³	4,884,901	5,556,085	671,184
250mm	電気・ガス・熱・水道	1,178 m³	419,848	501,514	81,666
	専門・技術サービス業	8,139 m³	3,266,897	3,724,457	457,560
	不動産業、物品賃貸業	22,696 m³	9,220,710	10,464,348	1,243,638

【参考】業種名称と業種内容

業種名称	業種内容
加油業	映画館、興行場、競輪・競馬場、ゴルフ場、ボウリング場、テニス場、フィットネスクラ
娯楽業 	ブ、公園、遊戯場(パチンコ、麻雀等)、マリーナ、釣船業、カラオケボックス
飲食サービス業	飲食店、居酒屋、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、持ち帰り・配達飲食サービス業
	百貨店・デパート、総合スーパー
	複合施設のうち、小売業の水利用が主であると考えられる施設(各種商品小売業)
	野菜、果実、食肉、鮮魚、菓子・パン小売業、その他の飲食料品(コンビニエンススト
 小売業	ア、牛乳小売、総菜、乾物、豆腐など)小売業、自動車(中古含む)、自転車(中古含む)、
7 70 70	電気機械器具小売業、呉服、寝具、服、靴、その他衣料品小売業、家具・建具、医薬品・
	化粧品、農耕用品、燃料、書籍・文具、新聞、スポーツ用品、写真機、時計、たばこ、
	ペット、中古品等小売業、ホームセンター、通信販売、訪問販売、自動販売機による小売
	業
病院・診療所	病院、診療所、助産所、療術(マッサージ、針・きゅう等)業、歯科技工、骨髄バンク、衛
	生検査所など
	幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、中学校、高校、特別支援学校、高専、各種学
学校、保育・教育業 	校、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学習塾、音楽教室、書道教室、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11 A 45 11 A 5# ± #	スポーツ教室など
社会福祉・介護事業	福祉事務所、児童相談所、老人福祉、老人介護、障がい者福祉、更生保護事業など
工私去类 梅口恁代类	建物・土地売買業、不動産代理業・仲介業、 て計会係係数 保守数 除き提数 ビリーランション等理数をビージの リーラ数 カンドー
不動産業、物品賃貸業	不動産賃貸業、貸家業、駐車場業、ビル・マンション管理業など、総合リース業、産業用
	機械賃貸業、自動車賃貸業、貸衣装業など ボイラー、ポンプ、歯車、エレベータ、消火器製造、農業、
	工事、食品、印刷、金属加工用機械製造、医療用機械製造、
	武器製造、真空管、電子回路、記録媒体製造、発電、
機械・電器・電子製造	送電用機械、溶接用機械、生活家電、X線装置、医療用計測器製造、電話機、テレビ、ラ
	ジオ、無線通信、映像、音響、パソコン製造、自動車(部品含む)、鉄道車両(部品含
	む)、船舶、航空機、フォークリフト、自転車製造など
 宿泊業	放館、ホテル、簡易宿所、下宿業
	発電所、変電所、ガス製造所、ガス供給所、地域冷暖房、
	蒸気供給業、上水道、水道用水供給、簡易水道、工業用水道、
電気・ガス・熱・水道	下水道事業の浄水場、処理場、配水池、ポンプ場など
	法律、特許、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、公認会計士、税理士、社会保険労務
主四 	士事務所、デザイン・芸術家業、経営コンサルタント業、翻訳業、鑑定、司会業、広告
専門・技術サービス業 	業、広告代理業、インターネット広告業、獣医業、建築設計、測量、地質調査、機械設
	計、検査業、写真業、電気保安協会など
えの仏仕ばせ ビュ業	旅行、家事サービス、冠婚葬祭、結婚相談所、写真現像、運転代行、ペット美容室、綿打
その他生活サービス業	直し、チケット類、宝くじ売さばき業、など
事務所*	水利用の用途が事務所で利用していると考えられる場合に、建物内に複数の業種の事業者
事份[7]	が入居しているが、外見上主要な業種が特定できないビル等(雑居ビル等)
複合施設*	水利用の用途が複数あり、主要業種が特定できない場合に、建物内に複数の業種の事業者
1名 口 //巴以	が入居している複合施設(小売店、飲食店、事務所、娯楽、宿泊施設等の複合施設)
散水栓*	散水栓、共用栓等
短期利用*	入退去時のリフォーム等

| <mark>短期利用* | 入退去時のリフォーム等</mark> | ※業種名称及び業種内容については、総務省策定の「日本標準産業分類」を基に、独自項目*を追加して作成しています。

水道施設・送配水管の耐震化の状況及び計画

1 令和元年度末の各水道施設の耐震化率及び令和5年度末の目標値

水道施設の耐震化状況

水道施設	令和元年度末	令和5年度末(目標)
導水施設	69%	69%
浄水施設	51%	51%
配水池(配水槽含む)	96%	96%
送配水管 (全口径)	28%	33%
送配水管(口径 400mm 以上)	50%	51%

2 中期経営計画期間中(R2~5)の主な水道施設の耐震化計画

(1) 導水施設

- ・相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場)改良事業:R2~14
- ・相模湖系導水路(相模ずい道・横浜ずい道健全度調査): R 2~3
- ·境川水路橋耐震補強工事等:R2~7

(2) 浄水施設

・西谷浄水場再整備事業: R 2~22

(3)送配水管

・老朽管更新・耐震化: 450 km (うち 18km は口径 400 mm以上の管路)

横浜市における水道料金福祉減免制度

	減 免 種 別	対 象	減免額
	身体障害者世帯	身体障害者福祉法第15条の規定により身 体障害者手帳の交付を受けている者であっ	
		体障害有子帳の交換を支げている有である て、 1級または2級 の障害を有する者	
	 知的障害者世帯	児童福祉法第15条に規定する児童相談所	
個		または知的障害者福祉法第12条に規定す	水道料金の基本料金
"-		る知的障害者更生相談所において知能指数	相当額
		が35以下であると判定された者	
		次の2項目以上に該当する者	
		(2人で要件を満たす場合も含む)	
人		ア 身体障害者であって、3級の障害を有す	
		る者	
		イ 精神障害者であって,2級の障害を有す	水道基本料金
		る者	
		ウ 児童相談所において知能指数が75以下	1か月 790円
福		であると判定された者	(税抜)
	要介護4・5世帯	介護保険法の規定による要介護認定を受	
	(寝たきり高齢者世帯)	けた者で、要介護状態区分が要介護認定	
	(重度痴ほう性高齢者世帯)	等に係る介護認定審査会による審査及び	
1.1		判定の基準等に関する省令第1条第1項	
祉		第4号又は第5号に規定する要介護4又	
	4.1.1.如中中 <i>中</i>	は5に該当する者	
	ひとり親家庭等	横浜市ひとり親家庭等医療費助成に関する	
	医療費助成世帯	条例第5条の規定により医療証の交付を受けている者	
減	 精神障害者世帯	付している自	
//95	特种焊合有造布 	第45条第2項の規定により精神障害者保健	
		福祉手帳の交付を受けている者であって	
		1級の障害を有する者	
	———————————————— 特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の	
免	受給世帯	規定により特別児童扶養手当を受給して	
		いる者	
	生活保護ひとり親	生活保護法第11条第1項第1号に掲げる保護を	
	世帯	受けている世帯で児童扶養手当証書を有する	
		者など	

[※] 新型コロナウイルス感染症に伴う水道料金の減免制度はありません。

[※] 収入減等に対応した水道料金の減免制度はありません。

平成20年度以前の減免制度の経過を含めた一覧

個人福祉減免

他人無性成先														
減免種別	(旧名称)	昭和43年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	平成4年	平成5年	平成13年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	令和2年
身体障害者世帯				開始 🚃										継続中
知的障害者世帯				開始		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		継続中
ひとり親家庭等 医療費助成世帯				1 100 0 00				開始						継続中
特別児童扶養 手当受給世帯									開始					継続中
精神障害者世帯									開始				İ	継続中
重複障害者世帯 (2人で要件を満たす世帯)	重複(身体) 重複(精神)			開始					条件拡充				1	継続中
要介護認定4又は5	寝たきり高齢者 重度痴呆性高齢者			開始			開始		統合					継続中
生活保護ひとり親	里/文/邓木 I I 同即 I						1#170			開始				継続中
生活保護世帯				開始		† 			\rightarrow	10月廃止				

施設減免

社会福祉施設			開始						4月廃止
医療施設				開始				\rightarrow	4月廃止
介護老人保健施設					開始			\rightarrow	4月廃止
幼稚園、保育園						開始		\rightarrow	4月廃止

【参考】施設減免廃止までの減免率推移

社会福祉施設、幼稚園・保育園の減免率推移	
17年9月まで	40%
17年10月から18年3月	30%
18年度	20%
19年度	10%
20年4月から	廃止

医療施設、介護老人保護施設の減免率推移

19年3月まで	12%
19年4月から20年3月まで	6%
20年4月から	廃止

横浜市記者発表資料



令和2年3月27日 水道局サービス推進課 環境創造局経理経営課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 水道料金・下水道使用料の支払い猶予について

横浜市では、新型コロナウイルス対策本部に「くらし・経済対策チーム」を設置し、各種対策を取りまとめているところですが、水道料金・下水道使用料(以下、「水道料金等」という。)の支払い猶予について次のとおり取り扱います。

1 対 象 者

生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付)の対象者、または離職などで収入の大幅な減があり、一時的に支払いが困難な方

2 支払い猶予期間

お客さまからのお申し出により、当面、水道料金等の支払いを最長で4か月間猶予します。 (例) 4月に支払期日を迎える2-3月分の水道料金等は、7月末まで猶予します。 ※この支払猶予期間後も、支払についてのご相談に応じます。

3 受付開始日

令和2年4月1日

4 支払い猶予のご相談

- (1) 水道料金及び水道料金とあわせて請求している下水道使用料 水道局お客さまサービスセンター(電話:045-847-6262)へご連絡下さい。
- (2) 井戸水に係る下水道使用料等、環境創造局で請求している下水道使用料

環境創造局経理経営課(電話:045-671-2826)へご連絡下さい。

お問合せ先					
水道局サービス推進部担当課長	(料金担当)	吉原	正裕	Tel 045-633-0120	
環境創造局経理経営課長		小出	純一	Tel 045-671-2805	

監査監第1512号 平成25年12月26日

さいたま市監査委員榎本誠一同宮原敏夫同土橋貞夫同髙野秀樹

住民監査請求に係る監査の結果について (通知)

平成25年10月30日付けで受け付けた住民監査請求について、地方自治法第242条 第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

監査にあたり、請求人が提出した請求書及びその事実を証する書面から、請求人が主張 する要旨を次のように解した。

生活保護の生活扶助のうち世帯単位で設定された第2類費(光熱水費、家具什器等が相当)は、厚生労働省によって明確に水道費に充てるものとして規定され、支給されているものであるが、さいたま市は、生活保護法により生活扶助を受けている者のうち申請のあった者に対して、水道基本料(月額934.50円、消費税込み)及び下水道使用料の全額を減額しており、平成24年10月から平成25年9月までの1年間における減免額の総額は、水道基本料は82,649,049円、下水道使用料は102,738,472円にのぼる。

この減免は、以下の理由によって不正な支出であり、185,387,521円の損害がさいたま市に発生している。

さいたま市における第2類費の月額は、53,290円及び冬季加算4,770円(3人世帯の場合)で、光熱費や家具家事用品費に加え、水道基本料(月額934.50円)及び下水道料金(減免世帯の平均月額1,372.87円)を賄うのに充分な金額である。水道料金や下水道使用料を減免しながら、水道代を含む生活扶助を支給することは、生活保護法第8条における「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」及び同条第2項の「必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」

という規定に違反したものである。

平成24年10月10日のさいたま市議会まちづくり委員会において、生活保護受給者を対象にした水道料金の減免措置を実施している自治体は、埼玉県内では、春日部市、上尾市、越谷・松伏水道企業団、志木市、富士見市、草加市などに過ぎないこと、また、さいたま市内に居住する生活保護受給者のうち、水道料金の減免を行っているのは52.82%であることが明らかになった。つまり、さいたま市内では47.18%の、また埼玉県内の大部分の自治体に居住する生活保護受給者は、水道料金の減免を受けずに十分な生活を送っているのであり、申請者のみを対象に、生活扶助第2類費を支給しつつ水道料金の減免を行うことは、生活保護法第8条第2項に違反している。

生活保護受給者に対する水道料金や下水道使用料の減免は、生活保護行政とは関係なく行われているものであり、減免措置の実施によって、生活扶助の支給は、最低限度の生活の需要を満たすことを超えて、貯蓄に充てられかねず、生活保護法第8条及び同条第2項に違反することになる不当なものである。

さいたま市給水条例施行規程第22条第2項では、さいたま市給水条例第40条第2項における「母子家庭、老人家庭、身体障害者の家庭等」とは「生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助の給付を現に受けている者で社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉事務所長の証明を得た者その他これに準ずるもので管理者が特に必要と認めた者をいう。」とされ、条例での減額措置の対象が、具体的な理由なく生活保護の生活扶助受給者全体に拡大されている。また、生活保護受給者に対しては生活扶助第2類費によって水道代が支給されており、水道事業管理者が「必要があると認めた」ことは不当である。

生活保護受給者に対する下水道使用料の減免は、さいたま市下水道条例第33条の規定「市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。」及びさいたま市下水道条例施行規則第24条第4項第2号における「生活困窮者で使用料又は占用料を納付する能力がないと認められる場合」を根拠に行われているが、生活保護受給者に対しては生活扶助第2類費によって水道代が支給されており、「使用料又は占用料を納付する能力がない」とは認められないから、減免措置は不当である。

以上の理由から、請求人は、次のとおり勧告するよう監査委員に求める。

さいたま市が平成24年10月から平成25年9月までに生活保護受給者のうち申請した者に対して行った水道料金の減免額(82,649,049円)を、市長及び水道事業管理者の両者共同で、もしくはいずれかが弁償すること。

さいたま市が平成24年10月から平成25年9月までに生活保護受給者のうち申請した者に対して行った下水道使用料の減免額(102,738,472円)を、市長が弁償すること。

併せて、生活保護受給者に対する水道料金及び下水道使用料の減免措置を中止すること。

第2 請求の受理

本請求について、地方自治法第242条第1項及び同条第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、平成25年11月12日付けで本請求を受理した。 さらに、平成25年11月20日付けで、追加の証拠の提出があり、これを受理した。

第3 監査の対象事項・方法等

1 対象事項の特定

請求人が提出した請求書及びその事実を証する書面から判断して、さいたま市が生活保護受給者のうち申請のあった者に対して平成24年10月から平成25年9月までの期間に行った水道料金及び下水道使用料の減免が不正な支出にあたるかどうかを、監査対象事項とした。

2 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 地方自治法第242条第6項の規定により、平成25年11月20日に請求人の陳述を聴取した。
- (2) さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者に関係書類等の提出を求めるとともに、 平成25年11月20日に関係職員の陳述を聴取した。
- (3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。
- 3 監查対象課所

建設局 下水道部 下水道総務課 水道局 業務部 営業課

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 水道料金の減額制度の概要

さいたま市における水道料金の減額制度は、さいたま市給水条例(平成13年5月1日条例第278号)に定めるもののほか、さいたま市給水条例施行規程(平成13年5月1日水道部企業管理規程第36号)等に基づき実施されているものであり、その概要は以下のとおりである。

(1)減額の対象者

本制度の減額の対象者は、次のとおりである。

① 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助を現に受けている者

- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に 基づく生活支援給付を現に受けている者
- ③ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を現に受けている者
- ④ 市県民税が非課税の世帯
- ⑤ その他、水道事業管理者が特に必要と認めた場合

(2) 減額の手続き等

- ① 減額を受けようとする者は、さいたま市給水条例施行規程に定めのある様式第17号(第22条関係)「水道料金減額申込書」に、管理者が別に定める書類を添えて、さいたま市水道事業管理者宛てに申請するものとされている。
- ② 管理者が別に定める書類とは、次のとおりである。
 - ア 生活扶助受給者:生活扶助受給者である事実を証する書面等
 - イ 中国残留邦人等:中国残留邦人等に対する生活支援給付受給者である事実を証 する書面等
 - ウ 児童扶養手当受給者:児童扶養手当受給者である事実を証する書面等
 - エ 市県民税が非課税の世帯:世帯構成届出書、個人住民税が非課税である事実を 証する書面等
- ③ 当該申請のあった場合、水道事業管理者は、必要な調査を行い、料金を減額することが適当であると認めたときは、認定の日の属する月の翌月分から減額するものとされている。

(3)減額の金額

対象者は、申請によって認められれば、1月当たりさいたま市給水条例第30条に 規定する口径13ミリメートルの基本料金相当額(消費税相当分及び地方消費税相当 分を含む)が減額される。

2 下水道使用料の減額制度の概要

さいたま市における下水道使用料の減額制度は、さいたま市下水道条例(平成13年5月1日条例第270号)に定めるもののほか、さいたま市下水道条例施行規則(平成13年5月1日規則第230号)等に基づき実施されているものであり、その概要は以下のとおりである。

(1)減額の対象

本制度の減額の対象となる場合及びその適用範囲は、次のとおりである。

- ① 天災又はこれに類する災害を受け、使用料又は占用料を納付することが困難であると認められる場合
- ② 生活困窮者で使用料又は占用料を納付する能力がないと認められる場合
- ③ 市長が公益上その他特別の事情があると認める場合

(2) 減額の手続き等

- ① 下水道使用料の減額を受けようとする者は、さいたま市下水道条例施行規則に定めのある様式第23号(第24条関係)「下水道使用料(占用料)減免申請書」をさいたま市長宛てに提出しなければならない。
- ② 下水道使用料の減額を受けようとする者が申請の際、減免申請書に添えなければならない書類とは、次のとおりである。
 - ア 天災等による罹災者:罹災証明書
 - イ 生活扶助の給付を受けている世帯:保護証明書
 - ウ 児童扶養手当の受給世帯:児童扶養手当証明書の写し
 - エ 市県民税が非課税の世帯:市県民税非課税証明書及び世帯構成届出書
 - 才 中国残留邦人等:支援給付受給証明書

(3)減免の内容

対象者が申請によって認められた場合の減免内容は、次のとおりである。

- ① 天災等による罹災者:免除
- ② 生活扶助の給付を受けている世帯:免除
- ③ 児童扶養手当の受給世帯:基本使用料及び10㎡までの従量使用料を減額
- ④ 市県民税が非課税の世帯:基本使用料及び10㎡までの従量使用料を減額
- ⑤ 中国残留邦人等:免除

第5 監査委員の判断

以上のような事実の確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

さいたま市は、生活保護法により生活扶助の給付を受けている世帯のうち申請のあった 者に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度を設けている。本制度は生活困窮者の料 金負担を軽減し、健康で文化的な最低限度の生活を営むための一助とする趣旨で実施され ているものである。

本件は、この制度に関して提出された措置請求であり、請求人が、生活扶助の第2類費が光熱水費・家具什器等に相当していることを理由に、生活保護受給者のうち申請した者に対して認めた減免は不正な支出であるから、さいたま市に損害が発生しているとして、平成24年10月から平成25年9月までの期間にさいたま市が減免した水道料金の減免額(82,649,049円)をさいたま市長及びさいたま市水道事業管理者の両者共同もしくは両者のうちいずれかが弁償すること、同期間にさいたま市が減免した下水道使用料の減免額(102,738,472円)をさいたま市長が弁償すること及び当該減免措置を中止することを勧告するよう求めた事案である。

前記主張を判断するにあたって、はじめに生活保護制度の概要から触れることとする。

生活保護法第8条第1項には「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を

補う程度において行うものとする。」と定められており、被保護者に支給する保護費の金額は、この条文に基づき、当該月の最低生活費と世帯全員の収入充当額とを対比することにより決定されるものである。

生活扶助の第2類費とは、この"最低生活費"を認定するための基準として国が示した値のひとつであり、世帯全体としてまとめて支出される経費が相当するものとされ、世帯人員に応じて異なる設定がされている。

第2類費に水道代が含まれているという請求人の主張は、厚生労働省社会・援護局保護 課による第2回社会保障審議会生活保護基準部会(平成23年5月24日)の資料3「生 活保護基準の体系等について」において「光熱水費、家具什器等が相当」等の記載が確認 できることから、前提として認めてよいものと思われる。

ここで問題となるのは、第2類費において光熱水費(または水道代)の占める割合が規定されているのか、ということである。

そこで、生活扶助基準の額がどのように決定されているのか確認したところ、前記資料中の「生活扶助基準改定方式の変遷」によると、生活扶助基準の改定にあたっては、現在「水準均衡方式」(昭和59年~)が採られている。この方式は、昭和23年から昭和35年にかけて用いられていた「マーケットバスケット方式」(最低生活を営むために必要な飲食物資や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式)とは異なり、積み上げ方式をとっていない。つまり、第2類費の額のうち水道代の占める額や実費相当分を把握しようとする考え方はなじまないものと思われる

ところで、生活保護と水道料金減免制度の関係性については、請求人も事実証明書を添付したうえで本件措置請求書で言及しているとおり、さいたま市議会に平成24年請願第51号「水道料金の減額制度について」及び平成24年請願第69号「生活保護法による生活扶助の給付を受けている方に係わる水道料金の減額制度に関する収入の申告義務についての問題点」が提出された事実があるので、それら請願審査の内容についてみることとする。

平成24年請願第51号「水道料金の減額制度について」は、平成24年9月4日に受理され、平成24年10月10日及び同年12月7日に開催されたまちづくり委員会において、請願審査されたものである。

12月7日開催時には、参考意見聴取として、水道局業務部営業課長から、保健福祉局福祉部との確認の結果、水道料金の減額制度と生活保護法との整合性については保健福祉局福祉部が管轄すること、水道料金の減額制度は同法に抵触するものではないことの報告があった。

その意見を参考に、水道料金の減額制度と生活保護の受給は法的に別立てであるから法 的な問題はないことが確認されたこと、生活保護を受けることにより利用できるという法 外援護(保育料、国民年金保険料等の減免など)という制度が現に存在すること等の討論 があり、結果として、本請願は不採択との結論に至っている。 次に、平成24年請願第69号「生活保護法による生活扶助の給付を受けている方に係わる水道料金の減額制度に関する収入の申告義務についての問題点」であるが、さいたま市議会保健福祉委員会記録(平成25年2月15日及び同月18日)によると、保健福祉局福祉部保護課長から、参考意見として、「収入認定とは、法第4条における利用し得る資産及び法第8条におけるそのものの金銭または物品を対象として行うものであるが、それらは定義上、貨幣、債権、無体財産等プラスの財産の総称とされている。この趣旨に沿って考える限り、有償サービスの減免措置分について同様に認定し得ると考えるのは妥当ではない。」という、厚生労働省指導監査室の"収入認定"についての所見が示されており、本請願も、討論の結果、不採択との結論に至っている。

その後、前者は、平成24年12月定例会において平成24年12月21日に、後者は、 平成25年2月定例会において平成25年3月14日に、いずれも各委員会からの報告を 受け不採択で議決されており、このことから、本減免制度はさいたま市議会によって(現 時点では)市の政策・方針として認められたものと解することができる。

これらの事実を踏まえ、以下、本件について考察することとする。

まず、生活保護受給者に対する水道料金や下水道使用料の減額制度が生活保護法第8条に違反するという主張であるが、同条第1項は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされ、第2項は「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている。第2項は、第1項にいう"基準"を厚生労働大臣が定めるにあたり考慮すべき事項を謳ったものである。したがって、第2項の規定をもって水道料金の減免が生活保護法に違反しているというのはあたらない。

そもそも、当該制度は、請求人も措置請求書で「水道料金や下水道料金の減免は、生活保護行政とは関係なく行われている」と認めているとおり、生活保護の制度とは別立てのものである。

さらに、前記のとおり、まちづくり委員会において、営業課長から、水道料金の減額制度が生活保護法に抵触するものではないと確認された旨が報告された事実もある。

これらのことから判断すると、さいたま市の実施する水道料金や下水道使用料の減免措置が生活保護法第8条違反であるとする請求人の主張は認めることができない。

次に、さいたま市給水条例第40条第2項には「管理者は、必要があると認めたときは、母子家庭、老人家庭、身体障害者の家庭等に対し、料金のうち基本料金の全額に相当する額以内の額を減額することができる。」と規定されているが、水道事業管理者が、"必要があると認めた"ことが不当であるとする主張について考察する。

当該規定は「減額することができる」とされていることから、管理者に減額の権能を与えたものとなっており、また、「必要があると認めたとき」、「母子家庭、老人家庭、身体障害者の家庭等に対し」、「料金のうち基本料金の全額に相当する額以内の額」として、

減額できる場合、減額できる対象者、減額できる額について、一定の範囲内で水道事業管理者の裁量を認めているものと解される。

さらに、さいたま市給水条例施行規程第22条第2項の規定「条例第40条第2項に規定する母子家庭、老人家庭、身体障害者の家庭等とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助の給付を現に受けている者で社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉事務所長の証明を得たものその他これに準ずる者で管理者が特に必要と認めたものをいう。」及びさいたま市水道料金の減額に関する基準第2条第2項第1号の規定「生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助の給付を現に受けている者である場合」という根拠があり、これらの規定に基づく判断によって申請した生活保護受給者の減額を認めている以上、水道事業管理者の裁量の範囲を著しく逸脱しているとはいえず、生活保護受給者に対する水道料金の減免措置は、関連する条例、施行規程及び取扱基準に則って適法に行われているものであると認められる。

また、第2類費における水道代は実費相当のようなかたちで支給されているものではないことや有償サービスの減免措置を保護費の算定における収入認定とするのは妥当ではないという厚生労働省の所見等を勘案すると、請求人の主張するように、第2類費によって水道費が支給されているから、減額を"必要があると認めた"ことが不当であるとまではいえない。

次に、請求人は、下水道使用料の減免についても、同様の主張をしているので、これについて考察する。その主張は、さいたま市下水道条例施行規則第24条第4項第2号には「使用料又は占用料を減免する場合」として「生活困窮者で使用料又は占用料を納付する能力がないと認められる場合」との定めがあることから、これを根拠として市が生活保護受給者に対する減免措置を行っていると推察し、生活保護受給者に"使用料を納付する能力がない"とは認められないから、当該減免措置は不当であるというものである。

さいたま市下水道条例第33条は、市長に「その他特別の事情があると認めたとき」に、下水道使用料を「減額し、又は免除することができる」裁量を与えた規定となっている。しかし、実際には、さいたま市下水道使用料の減免に関する取扱基準第2条において、減免理由が「生活困窮者で使用料又は占用料を納付する能力がないと認められる場合」の適用範囲について「生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助の給付を現に受けている世帯」とすること、減免内容については「免除」であること等が定められており、これに基づいた判断により生活保護受給者に対する減免を認めていることが確認された。したがって、下水道使用料の減免措置は関連する条例、施行規則、取扱基準等に則って適法に行われているものであると認められる。

また、生活保護は生活に困窮する者を対象とした制度であるのだから、申請者が生活保護受給者であることをもって「生活困窮者で使用料又は占用料を納付する能力がないと認められる場合」に適用させている判断基準も、妥当性が認められる。

なお、請求人は、第2類費によって水道費が支給されているから"使用料を納付する能

力がない"とは認められないとも主張するが、これについては、水道使用料のくだりにおける前記判断と同様である。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

さいたま市が生活保護受給者のうち申請のあった者に対して平成24年10月から平成25年9月までの期間に行った水道料金及び下水道使用料の減免が不正な支出であるとはいえず、したがって、減免額(185,387,521円)の損害がさいたま市に発生しているという請求人の主張は認められない。

よって、本請求には理由がないものと判断する。

≪別 添≫

関連条文等 (抜粋)

○さいたま市給水条例(平成13年5月1日条例第278号)

(料金、手数料等の減免)

- 第40条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。
- 2 管理者は、必要があると認めたときは、母子家庭、老人家庭、身体障害者の家庭 等に対し、料金のうち基本料金の全額に相当する額以内の額を減額することができ る。

○さいたま市給水条例施行規程(平成13年5月1日水道部企業管理規程第36号)

(料金等の減免)

- 第22条 条例第40条第1項に規定する公益上その他特別の理由とは、条例第28 条により臨時に給水装置を他に使用させたときをいう。
- 2 条例第40条第2項に規定する母子家庭、老人家庭、身体障害者の家庭等とは、 生活保護法(昭和25年法律第144号)11条第1項第1号に規定する生活扶助の 給付を現に受けている者で社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉事務 所長の証明を得たものその他これに準ずる者で管理者が特に必要と認めたものをい う。
- 3 前項に規定する者が、条例第40条第2項に規定する減額(以下「減額」という。) を受けようとするときは、水道料金減額申込書(様式第17号)に管理者が別に定める書類を添えて、管理者に申し込まなければならない。

○さいたま市下水道条例(平成13年5月1日条例第270号)

(使用料等の減免)

第33条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

○さいたま市下水道条例施行規則(平成13年5月1日規則第230号)

(使用料等の減免)

- 第24条 条例第33条の規定により使用料又は占用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料(占用料)減免申請書(様式第23号)をその都度市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 2 下水道使用料の減免を受けた者は、その減免の事由が消滅したときは、遅滞なく

市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、使用料又は占用料を減免したときは、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 使用料又は占用料を減免する場合は、次のとおりとする。
- (1) 天災又はこれに類する災害を受け、使用料又は占用料を納付することが困難であると認められる場合
- (2) 生活困窮者で使用料又は占用料を納付する能力がないと認められる場合
- (3) 市長が公益上その他特別の事情があると認める場合

○生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)

(保護の補足性)

- 第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法 (明治29年法律第89号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるも のではない。

(基準及び程度の原則)

- 第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、 そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度におい て行うものとする。
- 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の 種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもので あつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

料金未納による給水停止世帯の区別世帯数

令和2年12月11日時点

	7744 4 14 7	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
行政区	件数	
鶴見区	78	件
神奈川区	52	件
西区	36	件
保土ケ谷区	63	件
中区	61	件
南区	83	件
旭区	39	件
瀬谷区	25	件
泉区	17	件
磯子区	2	件
金沢区	5	件
港南区	5	件
港北区	68	件
都筑区	14	件
緑区	15	件
青葉区	23	件
戸塚区	26	件
栄区	7	件
合計	619	件

横浜市交通局及び環境創造局下水道部門の繰入項目と額、その根拠

項目	繰入金額 (千円)	内 容	根拠
水道事業会計	1, 937, 122	・消火栓設置・維持管理費・消防用水 ・水道施設等耐震化事業 ・水源開発・広域化対策 ・児童手当	地方公営企業法 17条の2、17条 の3、18条、総 務省通知
		・料金減免	基準外
	6, 217, 574	・児童手当 ・地方公務員等共済組合法に係る追加給付	地方公営企業法 17条の3、総務 省通知
自動車事業会計		・敬老特別乗車証に対する繰入・福祉特別乗車証に対する繰入・低公害バス・連節バス導入事業費等補助・生活交通バス路線維持事業補助	基準外
高速鉄道事業会計	7, 899, 090	 ・基礎年金拠出金に係る公的負担 ・児童手当 ・特例債の償還元利償還金 ・地下高速鉄道事業、ニュータウン鉄道事業の法定出資分 ・地下鉄緊急整備事業の元利償還金 ・耐震対策、バリアフリー設備改良補助 	地方公営企業法 17条の3、第18 条、総務省通知
		・敬老特別乗車証に対する繰入・福祉特別乗車証に対する繰入	基準外
下水道事業会計		・雨水処理に要する経費 ・下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費 ・水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費 ・不明水の処理に要する経費 ・高度処理に要する経費 ・下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分) の元利償還金に相当する額	地方公営企業法 17条の3、総務 省通知
		・使用料減免分 ・災害用ハマッコトイレ整備経費 ・海外水ビジネス展開支援事業費	基準外

[※]繰入金額は、令和元年度当初予算額

繰出基準の枠を超えて繰り出している都市とその内訳

都市		名称	内容	金額(千円)
横浜市	1	料金減免	料金減免相当額	810, 150
А	2	料金減免	料金減免相当額	263, 928
В	3	料金減免	料金減免相当額	3, 010, 751
4		福祉施設土地貸付減免	福祉インフラ事業に係る水道局所有土地の貸付料減額に対する負担金	13, 716
С	5	料金減免	料金減免相当額	170, 123
	6	簡易水道統合に伴う 企業債元利償還金	簡易水道統合前に借り入れた企業債元利償還金の2分の1	185, 172
D	7	飲料水供給施設業務	水道施設の無い山間部の飲料水供給施設等に関する事業費のうち 人件費相当額	51, 334
E	8	料金減免	料金減免相当額	110, 808
F	9	料金減免	料金減免相当額	5, 301
10		農業集落排水使用料徴収負担 金	農業集落排水処理施設の使用料の徴収等の事務に要する経費	1, 611
G	11	料金減免	料金減免相当額	4, 091
G 	12	農業集落排水使用料徴収負担 金	農業集落排水処理施設の使用料の徴収等の事務に要する経費	5, 569
Н	13	料金減免	料金減免相当額	183, 529
I	14 簡易水道統合に伴う 企業債元利償還金	簡易水道統合に伴う 企業債元利償還金	簡易水道統合前に借り入れた企業債元利償還金の2分の1	75, 250
1	15	緊急地震・津波対策等交付金	県が創設した緊急地震・津波対策等交付金制度による市からの補 助金	24, 523

該当都市:仙台市・東京都・川崎市・静岡市・浜松市・名古屋市・京都市・神戸市・広島市

※残りの政令都市9都市は基準を超えた繰入無し

※金額は、令和元年度決算額

総財公第77号令和2年4月1日

各都道府県知事
 殿各指定都市市長

総務副大臣 長谷川 岳 (公 印 省 略)

令和2年度の地方公営企業繰出金について (通知)

標記の件につきまして、別紙のとおり定めましたので、通知します。

(別紙)

令和2年度の地方公営企業繰出金について

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公 営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経 営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画にお いて公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いします。

記

第1 上水道事業

- 1 消火栓等に要する経費
- (1) 趣旨

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に 供するために要する経費について一般会計が負担するための経費であ る。

(2) 繰出しの基準

消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額とする。

- 2 公共施設における無償給水に要する経費
- (1) 趣旨

公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために 要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公共施設において水道を無償で公共の用に供するための施設の設置及び管理に要する経費に相当する額とする。

3 上水道の出資に要する経費

(1) 趣旨

上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資 に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる額の合計額とする。

- ア 国庫補助(生活基盤施設耐震化等交付金(以下第1において「交付金」という。)を財源とした都道府県補助を含む。)の対象となった水道水源施設及び水道広域化施設に係る建設改良費の3分の1
- イ 国庫補助の対象となった水道水源施設(当該施設の建設改良に係る 費用が建設仮勘定に計上されているものに限る。)に係る平成元年度以 前の各年度における建設改良費の3分の1(建設時に出資を行った場 合については30分の7)に相当する企業債に係る元利償還金及び独立 行政法人水資源機構に対する負担金の3分の1
- ウ 国庫補助の対象となった水道広域化施設(当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものに限る。)に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費(超過率の適用があったものについては当該建設改良費に超過率を乗じて得た額)の3分の1(建設時に出資を行った場合については30分の7)に相当する企業債に係る元利償還金
- エ 「「水道広域化推進プラン」の策定について」(平成31年1月25日付け総財営第85号、生食発第0125第4号)により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業並びに交付金のうち広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業として補助を受けた事業に要する経費(当該施設の建設改良費に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。以下3において同じ。)の2分の1
- オ 国庫補助(交付金を財源とした都道府県補助を含み、飛地区域簡易 水道及び給水区域内無水源地域簡易水道に係る国庫補助に限る。)の対 象となった未普及地域解消に資する施設に係る建設改良費の3分の1
- カ 次に掲げる災害・安全対策事業に係る事業費
 - (ア)次に掲げる事業のうち、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条の地区(人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区)を給水区域に含む水道事業者が、災害対策の観点から実施するもの
 - ① 送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、

緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の 整備事業(主として施設運転用電力に係るものに限る。)に係る事業 費の2分の1

なお、いずれの事業においても更新・改築事業を除くものとする。

- ② 浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業(更新・改築事業を対象とする。ただし、耐用年数を経過した施設の更新・改築事業は除く。)に係る事業費の4分の1
- ③ 前年度末時点で「公営企業の経営に当たっての留意事項について」 (平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準 第83号)に基づく経営戦略(以下「経営戦略」という。)を策定し た末端給水事業者が実施する水道管路(交付金のうち水道管路緊急 改善事業の対象となる管路に限る。)の耐震化事業に係る事業費のう ち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1

この場合、耐震化事業費のうち通常の耐震化事業とは、当該団体の平成27年度から平成29年度の3か年に実施した耐震化事業費の平均をいうものであること

- ④ ③の末端給水事業者のうち、前々年度における有収水量1㎡当たりの給水収益(以下「供給単価」という。)が182円以上であって、有収水量1㎡当たりの資本費が148円以上又は有収水量1㎡当たりの資本費が111円以上かつ有収水量1㎡当たりの管路延長が0.108m以上のものについては、③の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの2分の1
- (イ) 土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁その他土砂災害対策に 必要な施設の整備事業(更新・改築事業を除く。)に係る事業費の2 分の1
- (ウ) 津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域等における防水扉及び止水堰、その他浸水災害対策に必要な施設の整備事業(更新・改築事業を除く。)に係る事業費の2分の1
- (エ)公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するために行う浄水場 の施設整備事業のうち次のいずれかの要件を満たすものに係る事業 費の2分の1
- ① 水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるお それのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを 超えている、又は超えるおそれがあること
- ② クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するため

の膜ろ過施設又は紫外線処理施設を整備する場合において、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等(し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設)が存在し、それらが検出されるおそれがあること

ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)を備えていること

4 上水道の水源開発に要する経費

(1) 趣旨

ダム等の水源開発施設の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債元利償還金及び独立行政法人水資源機構に対する負担金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助の対象となった水道水源施設(当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものを除く。)に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費の3分の1(建設時に出資を行った場合については30分の7)に相当する企業債に係る元利償還金及び独立行政法人水資源機構に対する負担金の3分の1とする。

5 上水道の広域化対策に要する経費

(1) 趣旨

上水道の広域経営を促進するため、基幹施設の建設を行った都道府県営上水道事業等に対し、企業債元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助の対象となった水道広域化施設(当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものを除く。)に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費(超過率の適用があったものについては当該建設改良費に超過率を乗じて得た額)の3分の1(建設時に出資を行った場合については30分の7)に相当する企業債に係る元利償還金とする。

6 上水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

- ア 繰出しの対象となる上水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。
 - (ア) 末端給水事業のうち前々年度における有収水量1㎡当たりの資本 費が148円以上かつ有収水量1㎡当たりの給水原価が261円以上の 事業
 - (イ)複数の簡易水道事業が事業統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が事業統合された上水道事業(以下「統合水道」という。)であって、平成27年4月2日以降に給水を開始したもののうち、事業統合前の上水道事業が(ア)を満たす場合又は事業統合前の簡易水道事業が第6の2(2)アに定める要件を満たす場合
 - (ウ)複数の上水道事業(統合水道を含む。)又は簡易水道事業が市町村の区域を超えて経営統合して設置された上水道事業(以下「広域水道」という。)であって、平成30年4月2日以降に給水を開始したもののうち、経営統合前の上水道事業が(ア)を満たす場合、経営統合前の統合水道が(イ)を満たす場合又は経営統合前の簡易水道事業が第6の2(2)アに定める要件を満たす場合
- イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (ア) ア(ア) に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 ㎡当たりの資本費のうち 148 円を超える額に、前々年度における 年間有収水量を乗じて得た額(供給単価が 182 円未満の場合は当該 乗じて得た額に 0.6 を乗じて得た額)
 - (イ)ア(イ)に該当する事業については、事業統合前の上水道事業又は簡易水道事業がなお事業統合前の給水区域をもって存続した場合に(ア)又は第6の2(2)により算定した基準額の合計額から統合水道に係る(ア)により算定した基準額(基準額が生じない場合は0)を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率	
給水を開始した日の属する年度の翌年度から	1. 0	
起算して1年目から5年目までの年度	1.0	
給水を開始した日の属する年度の翌年度から	0.0	
起算して6年目の年度	0. 9	

給水を開始した日の属する年度の翌年度から 起算して7年目の年度	0.7
給水を開始した日の属する年度の翌年度から 起算して8年目の年度	0. 5
給水を開始した日の属する年度の翌年度から 起算して9年目の年度	0. 3
給水を開始した日の属する年度の翌年度から 起算して10年目の年度	0. 1

(ウ) ア(ウ) に該当する事業については、経営統合前の上水道事業、 簡易水道事業又は統合水道が、なお経営統合前の給水区域をもって 存続した場合にそれぞれ(ア) 又は第6の2(2)により算定した 基準額の合計額から統合水道に係る(ア)により算定した基準額(基 準額が生じない場合は0)を控除した額に、(イ)の表の率を乗じて 得た額

7 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

(1)趣旨

統合水道の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合前の簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

- ア 統合水道に係る事業統合前の第6の1(2)アただし書に規定する 簡易水道の建設改良費(当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等 の企業債以外の特定財源を除く。イにおいて同じ。)について発行さ れた企業債に係る元利償還金に相当する額
- イ 統合水道に係る事業統合前の第6の1(2)イに規定する簡易水道 の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金の2分の1

8 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費

(1) 趣旨

経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債(上水道事業分)の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助(交付金を財源とした都道府県補助を含む。ただし、簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業に係るものに限る。)の対象となった事業統合後に実施する建設改良(平成19年度以降に事業統合したものに限る。)のために発行された企業債(上水道事業分)に係る元利償還金の2分の1(ただし、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条に規定する辺地において事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債に係る元利償還金にあっては5分の3)とする。

第2 中水道事業

中水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

中水道事業の資本費負担の軽減を図るため、単独事業に係る企業債(平成 15 年度以前に発行したものに限る。)の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

単独事業に係る企業債(平成 15 年度以前に発行したものに限る。)の 元利償還金の2分の1とする。

第3 工業用水道事業

消火栓等に要する経費

(1) 趣旨

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に 供するために要する経費について一般会計が負担するための経費であ る。

(2) 繰出しの基準

消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額とする。

第4 交通事業

1 軌道撤去及び路面復旧等に要する経費

(1) 趣旨

軌道事業の経営以外の理由により必要を生じた軌道敷の維持、修繕 及び改良(以下「軌道敷の維持等」という。)並びに軌道の撤去及びこ れに伴う路面の復旧(以下「軌道の撤去等」という。)に要する経費に ついて一般会計が負担するための経費である。

(2)繰出しの基準

軌道事業の用に供する車両以外の車両が通行することにより必要を 生じた軌道敷の維持等及び道路における交通の混雑を緩和するため当 該軌道事業を経営する地方公共団体の長が必要と認めた場合に行う軌 道の撤去等に要する経費並びに軌道の撤去等に係る企業債元利償還金 に相当する額とする。

2 LRTシステムの整備に要する経費

(1) 趣旨

高機能路面電車システムであるLRTシステムの構築を促進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

国庫補助事業の対象となったLRTシステム整備事業に係る建設改良費の4分の1とする。

3 地下高速鉄道等の出資に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道事業、ニュータウン鉄道事業、都市モノレール事業及び 新交通システム事業の経営基盤の強化を図るための出資に要する経費で ある。

(2)繰出しの基準

建設改良費(ニュータウン鉄道に係る開発者負担金を除く。)の20%とする(地下高速鉄道等の防災・安全対策に要する経費のうち出資に要する経費を除く。)。

4 地下高速鉄道の建設に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道の資本費負担の軽減を図り、その建設を推進するため、 建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、国庫補助の対象となった地下高速鉄道整備事業に係る工事又は資産(車両を除く。)の取得に要する経費(総係費及び建設仮勘定利子を除く。輸送力増強を目的とする大規模改良工事にあっては、その2分の1とする。)に102%を乗じて得た額の80%とする。

イ 繰出しの基準額は、当該建設改良費に35%を乗じて得た額とする。

5 地下高速鉄道の緊急整備に要する経費

(1) 趣旨

地下鉄緊急整備事業実施要綱(平成6年3月31日付け鉄財第98号、 自治企一第37号)による地下鉄緊急整備計画に基づき実施する路線の整備に係る建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、地下鉄緊急整備計画に基づき実施した地下鉄緊急 整備単独事業とする。

イ 繰出しの基準額は、当該事業費から出資に要する経費を除く額について発行された企業債に係る元利償還金の3分の2とする。

6 ニュータウン鉄道の建設に要する経費

(1)趣旨

ニュータウン鉄道の資本費負担の軽減を図り、その建設を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、国庫補助の対象となったニュータウン鉄道整備事業に係る工事又は資産(車両を除く。)の取得に要する経費(総係費、建設仮勘定利子及び開発者負担金を除く。)の80%とする。

イ 繰出しの基準額は、当該建設改良費に15%を乗じて得た額とする。

7 地方空港アクセス鉄道の整備に要する経費

(1) 趣旨

地方空港アクセス鉄道整備事業実施要綱(平成9年4月21日付け自治 企一第36号)による地方空港アクセス鉄道整備計画に基づき実施する路 線の整備に係る建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、地方空港アクセス鉄道整備計画に基づき実施する 事業とする。

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 出資に要する経費 当該事業費の20%
- ② 建設に要する経費

当該事業費から出資に要する経費を除く額について発行された企業債に係る利子支払額の50%

8 地下鉄等防災・安全対策に要する経費

(1) 趣旨

地下鉄等防災・安全対策事業実施要綱(平成 18 年 3 月 31 日付け総財 企第 70 号)による地下鉄等防災・安全対策事業に関する整備計画に基づ き実施する事業に係る建設改良費の一部について繰り出すための経費で ある。

(2)繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、地下鉄等防災・安全対策事業に関する整備計画に 基づき実施する事業とする。

- イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - ① 地方単独事業に係る出資に要する経費 当該事業費の20%
 - ② 地方単独事業に係る建設に要する経費 当該事業費から出資に要する経費を除いた額の35%

9 地下高速鉄道の利子負担の軽減に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道事業の経営改善を図るための企業債の利子負担の軽減に 要する経費である。

(2) 繰出しの基準

次に掲げる額の合計額とする。

- ア 昭和58年度以降発行した地下鉄事業特例債の元金償還金
- イ 平成 15 年度から平成 24 年度までに発行した地下鉄事業特例債の利子支払額のうち、当該特例債の利子の年率に相当する利率 (1.2%を限度とする。) として計算して得た額

10 地下鉄事業経営健全化対策に要する経費

(1) 趣旨

「地下鉄事業の経営健全化について」(平成15年4月21日付け総財企第70号)に基づく不良債務の解消のための繰出しに要する経費である。

(2)繰出しの基準

地下鉄事業経営健全化対策における地下鉄事業経営健全化計画又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第23条に基づく経営健全化計画において、不良債務の解消及びその発生の抑制を図るために一般会計から繰り入れることとされている額のうち、地

下鉄事業経営健全化対策において地方債をもって財源とすることができることとされている額の範囲内とする。

- 11 バス事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費
- (1) 趣旨

バス事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費について繰り 出すための経費である。

(2)繰出しの基準

バス事業の職員に係る共済追加費用の負担額とする。

- 12 バス事業、路面電車事業及び船舶運航事業のバリアフリー化の促進に要する経費
- (1) 趣旨

バス事業、路面電車事業及び船舶運航事業のバリアフリー化を促進するため、バリアフリー型車両及び船舶の導入に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

次に掲げる額の合計額とする。

- ア 国庫補助の対象となったバリアフリー型車両(リフト付きバス車両 に限る。)導入費のうち、一般車両を導入する場合に比して増嵩する額 (国庫補助金を除く。)
- イ バリアフリー型車両導入のために発行された企業債(令和元年度以前に同意又は許可を得たものに限る。)又はバリアフリー型船舶導入のために発行された企業債(平成30年度以前に同意又は許可を得たものに限る。)の元利償還金のうち、一般車両等を導入する場合に比して増富する経費に相当する額

第5 病院事業

- 1 病院の建設改良に要する経費
- (1) 趣旨

病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院の建設改良費(当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫(県)補助金等の特定財源を除く。以下同じ。)及び企業債元利償還金(PFI事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。)のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改

良費及び企業債元利償還金の2分の1 (ただし、平成14年度までに着手 した事業に係る企業債元利償還金にあっては3分の2) を基準とする。) とする。

2 へき地医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

へき地における医療の確保を図るために必要な経費について、一般会 計が負担するための経費である。

(2)繰出しの基準

ア 地域において中核的役割を果している病院による巡回診療、へき地 診療所等への応援医師又は代診医師の派遣及び訪問看護に要する経費 等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認め られるものに相当する額とする。

イ 遠隔医療システムの運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入 をもって充てることができないと認められるものに相当する額とす る。

3 不採算地区病院の運営に要する経費

(1) 趣旨

不採算地区病院(不採算地区(当該病院の所在地から最寄りの一般病院までの到着距離が15キロメートル以上又は直近の国勢調査に基づく当該病院の所在地の半径5キロメートル以内の人口が10万人未満の地区をいう。以下4において同じ。)に所在する病院であって、許可病床数が150床未満(感染症病床を除く。)のもの。)の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

4 不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費

(1) 趣旨

不採算地区に所在する中核的な病院の機能を維持するための経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

不採算地区に所在する許可病床数が 100 床以上 500 床未満 (感染症病床を除く。) の病院であって、次のア及びイを満たすものについて、その

機能を維持するために特に必要となる経費(3に掲げる経費を除く。)の うち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる ものに相当する額とする。

ア 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療 機関として位置付けられていること。

イ へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

5 結核医療に要する経費

(1) 趣旨

結核医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経 費である。

(2)繰出しの基準

医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第3号に規定する結核 病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることが できないと認められるものに相当する額とする。

6 精神医療に要する経費

(1) 趣旨

精神医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床の確保に要する経費の うち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるもの に相当する額とする。

7 感染症医療に要する経費

(1) 趣旨

感染症医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための 経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

8 リハビリテーション医療に要する経費

(1) 趣旨

リハビリテーション医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

9 周産期医療に要する経費

(1) 趣旨

周産期医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための 経費である。

(2) 繰出しの基準

周産期医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う 収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とす る。

10 小児医療に要する経費

(1)趣旨

小児医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2)繰出しの基準

小児医療(小児救急医療を除く。)の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められる ものに相当する額とする。

11 救急医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経 費である。

(2)繰出しの基準

ア 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定により告示された救急病院(以下「救急告示病院」という。)又は「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日付け医発第692号)に基づく救命救急センター若しくは小児救急医療拠点病院事業若しくは小児救急医療支援事業を実施する病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額とする。

イ 次に掲げる病院が災害時における救急医療のために行う施設(通常

の診療に必要な施設を上回る施設)の整備(耐震改修を含む。)に要する経費に相当する額とする。

- ① 医療法第30条の4第1項に基づく医療計画に定められている災害 拠点病院(以下「災害拠点病院」という。)
- ② 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に 定められた耐震化を必要とする病院及び土砂災害危険箇所に所在する病院
- ③ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、 小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院等
- ウ 災害拠点病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために 行う診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等(通常の診療に必要な 診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等を上回るものをいう。)の備 蓄に要する経費に相当する額とする。

12 高度医療に要する経費

(1) 趣旨

高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるを得ないものの実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2)繰出しの基準

高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充て ることができないと認められるものに相当する額とする。

13 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2)繰出しの基準

公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

14 院内保育所の運営に要する経費

(1) 趣旨

病院内保育所の運営に要する経費について一般会計が負担するための 経費である。

(2)繰出しの基準

病院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

15 公立病院附属診療所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属診療所の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2)繰出しの基準

公立病院附属診療所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

16 保健衛生行政事務に要する経費

(1) 趣旨

集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって 充てることができないと認められるものに相当する額とする。

17 経営基盤強化対策に要する経費

(1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

ア趣旨

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出す ための経費である。

イ 繰出しの基準

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。

(2) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費

ア趣旨

病院が中心となって行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共 同研究に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

病院が中心となって行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共 同研究に要する経費の2分の1とする。

(3) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費

ア趣旨

病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期 給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号。以下「施行法」とい う。)の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業 会計(施行法の施行日以降に事業を開始した病院事業会計を含む。)に 係る共済追加費用の負担額の一部とする。

(4) 公立病院改革の推進に要する経費

ア趣旨

「公立病院改革の推進について」(平成27年3月31日付け総財準第59号)に基づく新公立病院改革プラン(以下「新改革プラン」という。)の実施に伴い必要な経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

- ① 新改革プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費とする。
- ② 新改革プラン(当分の間、「公立病院改革ガイドラインについて」 (平成19年12月24日付け総財経第134号)に基づく公立病院改革 プラン(以下「前改革プラン」という。)を含む。以下③及び④にお いて同じ。)に基づく公立病院の再編等に伴い必要となる施設の除却 等に要する経費及び施設の除却等に係る企業債元利償還金のうち、 その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるも のに相当する額とする。
- ③ 新改革プランに基づく再編・ネットワーク化に伴い、新たな経営 主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴 い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、 その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるも のに対する出資に要する経費(④及び⑤の経費を除く。)とする。
- ④ 新改革プランに基づく公立病院の再編等(財政通知に基づき再編・ネットワーク化計画を提出したものに限る。)に伴い、新たに必要となる建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(第5の1(2)の基準に関わらず、建設改良費及び企業債元利償還金の3分の2を基準とする。)とする(ただし、⑤に定める出資を行う場合を除く。)。
- ⑤ 前改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い、新たに必要とな

る建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額に対する出資に要する経費とする。

(5) 医師確保対策に要する経費

ア 医師の勤務環境の改善に要する経費

(ア) 趣旨

公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費の一部に ついて繰り出すための経費である。

(イ)繰出しの基準

国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏ま えて行う公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費の うち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると 認められるものに相当する額とする。

イ 医師の派遣等に要する経費

(ア) 趣旨

公立病院における医師の確保を図るため、公立病院への医師の派遣及び医師の派遣を受けることに要する経費について繰り出すための経費である。

(イ)繰出しの基準

- ① 公立病院への医師の派遣に要する経費とする。
- ② 公立病院において医師の派遣を受けることに要する経費とする。

ウ 遠隔医療システムの導入に要する経費

(ア) 趣旨

遠隔医療システムの導入に要する経費(企業債をもって財源とすることができるものを除く。)について繰り出すための経費である。

(イ)繰出しの基準

遠隔医療システムの導入に要する経費(企業債をもって財源とすることができるものを除く。)とする。

第6 簡易水道事業

1 簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 簡易水道の建設改良費(当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金 等の企業債以外の特定財源を除く。)の10%

ただし、平成14年度から令和2年度までの各年度に実施する事業に あっては、繰出しに代えて臨時的に発行する水道事業債の元利償還金 に相当する額とする。

イ 建設改良に係る企業債元利償還金の2分の1 (3の簡易水道未普及 解消緊急対策事業に係る企業債元利償還金を除く。)

2 簡易水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない簡易水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

- ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、前々年度における有収水量1 m³当たりの資本費が153円以上かつ供給単価が176円以上の事業のう ち、前年度末時点で経営戦略を策定している事業とする。
- イ 繰出しの基準額は、前々年度における有収水量 1 m当たりの資本費のうち 153 円を超える額に、前々年度における年間有収水量を乗じて得られる額の 2 分の 1 とする。

ただし、海水淡水化施設を保有する簡易水道事業にあっては次に掲げる額の合計額を加えるものとする。

- ① 前年度における当該施設の稼働に要した電気料金
- ② 当該年度における逆浸透膜の交換に要した経費

3 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費

(1) 趣旨

水道未普及地域の解消を図るために実施した配水支管の整備事業に係る企業債元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、平成12年度以前に簡易水道未 普及解消緊急対策事業実施要綱(平成10年4月1日付け厚生省発生衛 第46号及び自治企二第46号共同通知)による簡易水道未普及解消緊 急対策事業計画に基づき実施した事業とする。

イ 繰出しの基準額は、当該事業に係る企業債の元利償還金の3分の2

とする。

4 簡易水道の事業統合推進に要する経費

(1) 趣旨

経営の効率化等を図る観点から簡易水道事業を事業統合するために要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

事業統合推進に要する経費の2分の1とする。

5 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から簡易水道事業への 地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する 経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債元利償還金の2分の 1とする。

第7 市場事業

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償 還金の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金(ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。)の2分の1とする。

第8 下水道事業

- 1 雨水処理に要する経費
- (1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準 雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

2 分流式下水道等に要する経費

(1) 趣旨

分流式下水道(「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和56年6月5日付け自治準企第153号)に基づくものをいう。)等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第4号イに該当するものに限る。)の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%(単独事業に係るものにあっては10%)、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%(単独事業に係るものにあっては10%)とする。ただし、平成12年度から令和2年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の 規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。)に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費

(1)趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に 要する維持管理費に相当する額とする。

7 高度処理に要する経費

(1) 趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費 (特定排水に係るものを除く。) に相当する額の一部 (2分の1を基準とする。) とする。

8 高資本費対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すた

めの経費である。

(2)繰出しの基準

- ア 繰出しの対象となる下水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。
 - (ア) 供用開始30年未満の下水道事業(特定公共下水道及び流域下水道を除く。)のうち前々年度における有収水量1㎡当たりの算定対象資本費(資本費から、雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次の表に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。)が51円以上かつ有収水量1㎡当たりの使用料が150円以上の事業

処理区域内人口密度(人/ha)	乗率
25 未満	0.6
25 以上 50 未満	0.5
50 以上 75 未満	0.4
75 以上 100 未満	0.3
100以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

- ※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。
- (イ)複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(以下「統合下水道」という。)であって、平成30年4月2日以降に供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が(ア)を満たす場合(この場合において、(ア)中、「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする)
- イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (ア)ア(ア)に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 m³当たりの算定対象資本費のうち 51 円を超える額(次の表に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める率を乗じて得た額の合算額)に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量 1 m³当たりの使用料が 210 円未満の場合、当該使用料を 210 円で除して得た率を乗じて得た額とする。

地方公営企業法を適用している		地方公営企業法を適用しない企		
企業		業		
算定対象資本費 (円/m³)	乗率	算定対象資本費(円/m³)	乗率	
51 以上 76 未満 0.8		51 以上 76 未満	0.8	
76 以上 153 未満	0.85	76 以上 306 未満	0.85	
153 以上	0.95	306 以上	0. 95	

(イ) ア(イ) に該当する事業については、統合前の下水道事業がなお 統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア) により算定した基 準額(この場合において、(ア)中、「前々年度」とあるのは「統合 前年度」と読み替えるものとする)の合計額から統合下水道に係る (ア)により算定した基準額(基準額が生じない場合は0)を控除 した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算	1.0
して1年目から5年目までの年度	1. 0
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算	0. 9
して6年目の年度	0.9
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算	0. 7
して7年目の年度	0.7
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算	0 5
して8年目の年度	0. 5
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算	0.2
して9年目の年度	0. 3
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算	0.1
して 10 年目の年度	0. 1

9 広域化・共同化に要する経費

(1) 趣旨

広域化・共同化に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

ア 平成 30 年度以前に発行した下水道事業債(広域化・共同化分)の元 利償還金の55%に相当する額とする。

- イ 令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に次の率 を乗じて得た額とする。
 - (ア) 合流式の公共下水道 7/10
 - (イ)分流式の公共下水道 次に掲げる処理区域内人口密度に応じた率
 - 25 人/ha 未満であるもの
 8/10
 - ② 25 人/ha 以上 50 人/ha 未満であるもの 7/10
 - ③ 50 人/ha 以上 75 人/ha 未満であるもの 6/10
 - ④ 75 人/ha 以上 100 人/ha 未満であるもの 5/10
 - ⑤ 100 人/ha 以上であるもの 4/10
 - (ウ) 公共下水道以外 8/10
 - ※ 公共下水道以外とは、特定環境保全公共下水道、流域下水道、 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易 排水施設及び小規模集合排水処理施設をいう。

10 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費及びこれに充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第5号)により整備される汚水等を集合的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和2年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

12 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第7号)により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和2年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

13 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債(特別措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。

14 その他

(1) 趣旨

下水道普及特別対策要綱(平成8年4月1日付け自治準企第93号)により実施された事業に係る下水道事業債(普及特別対策分)並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱(平成8年4月1日付け建設省都下公発第145号及び自治準第90号共同通知)及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱(平成5年4月1日付け5構改D第41号及び自治準企第90号共同通知)により実施された事業に係る下水道事業債(臨時措置分)並びに平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債(特例措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

ア 下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

イ 下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元 利償還金に相当する額とする。

第9 港湾整備事業

離島における旅客上屋の整備に要する経費

(1) 趣旨

離島における旅客上屋の整備促進を図るため、企業債元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

離島における旅客上屋の建設改良に係る企業債の元利償還金の2分の 1とする。

第10 その他

- 1 駐車場の整備促進に要する経費
- (1) 趣旨

都市機能の確保、商店街振興等の観点から公営駐車場の整備促進を図るため、駐車場の建設費等の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

平成21年度までに建設に着手した駐車場の整備事業(「平成21年度の地方公営企業の繰出金について」(平成21年4月24日付け総財公第69号)の第11(2)アに規定する駐車場の整備事業であって、建設時において地方公営企業法を適用していなかったものに限る。)の建設費に係る企業債の利子支払額の10分の8とする。

- 2 公共施設等運営権方式の導入に要する経費
- (1) 趣旨

民間の資金・ノウハウを導入し、公共施設の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、公共施設等運営権方式を導入する場合にその準備に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

国庫補助事業の対象となった公共施設等運営権方式の導入に要する経費(国庫補助金等の特定財源を除く)の2分の1とする。

- 3 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費
- (1) 趣旨

地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

- ア 繰出しの対象となる事業は、地方公営企業法の全部又は一部を適用 している事業で、前々年度において経常収益(基礎年金拠出金に係る 公的負担に要する経費として一般会計から当該事業に係る特別会計に 繰り入れられた額を除く。)の経常費用に対する不足額(以下「経常収 支の不足額」という。)を生じているもの又は前年度において繰越欠損 金があるものとする。
- イ 繰出しの基準額は、アの事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公 的負担額(前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰 越欠損金のいずれか多い額を限度とする。)とする。

4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童 手当の給付に要する経費の合計額とする。

- ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。) の 15分の 8
- イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる 経費を除く。)
- ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費
- 5 臨時財政特例債の償還に要する経費
- (1) 趣旨

臨時財政特例債の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

公営企業会計において発行した臨時財政特例債の元利償還金に相当する額とする。

- 6 経営戦略の策定等に要する経費
- (1)経営戦略の策定・改定に要する経費
 - ア趣旨

経営戦略の策定・改定に要する経費の一部について繰り出すための

経費である。

イ 繰出しの基準

経営戦略(病院事業における新改革プランを除く。)の策定・改定に 要する経費の2分の1とする。

(2)経営支援の活用に要する経費

ア趣旨

公営企業経営支援人材ネット事業として実施される経営支援の活用 に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

公営企業経営支援人材ネット事業として実施される経営支援の活用 に要する経費の2分の1とする。

7 地方公営企業法の適用に要する経費(簡易水道事業及び下水道事業を除く。)

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から地方公営企業法の 適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部につい て繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債元利償還金の2分の 1とする。

第11 留意事項

再生可能エネルギー固定価格買取制度による売電事業に要する経費の取扱い

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約に基づく電気の供給を主たる目的とする事業に要する経費は、第1から第10までに掲げる経費には含めないものとする。

30年間の本市における年度ごとの繰出し額の推移

(単位:千円)

 建設改良費(A) 21,514,776 25,448,963 25,359,424 25,156,257 25,825,499 24,833,040 27,924,949 27,129,139	区分	H1	H2	Н3	H4	H5	H6	H7	Н8
国庫補助金等(B) 15,450 20,600 17,920 31,052 20,644 2,472 0 0 0 (B+C)/A(%) 0.1% 0.1% 0.1% 0.1% 0.1% 0.1% 0.1% 0.1%	建設改良費(A)	21,514,776	25,448,963	25,359,424	25,156,257	25,825,499	24,833,040	27,924,949	27,129,139
日本の 日本の	一般会計繰入金(C)	0	0	0	0	15,450	15,450	15,450	521,583
区分 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 建設改良費(A) 24,991,923 24,481,905 23,326,994 25,272,946 23,835,114 22,137,860 21,447,987 18,926,094 一般会計線入金(C) 155,309 69,465 97,759 93,292 95,406 124,911 52,467 0 国庫補助金等(B) 211,882 167,021 246,581 204,035 228,204 172,061 248,207 353,112 (B+C)/A(%) 1.5% 1.0% 1.5% 1.2% 1.4% 1.3% 1.4% 1.9% 区分 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 建設改良費(A) 24,267,226 26,885,410 27,691,957 25,480,691 25,418,894 23,913,464 25,236,203 25,466,620 一般会計線入金(C) 153,000 249,000 430,000 363,000 509,000 194,000 461,000 549,000 国庫補助金等(B) 434,901 608,205 306,787 377,547	国庫補助金等(B)	15,450	20,600	17,920	31,052	20,644	2,472	0	0
建設改良費(A) 24,991,923 24,481,905 23,326,994 25,272,946 23,835,114 22,137,860 21,447,987 18,926,094 一般会計繰入金(C) 155,309 69,465 97,759 93,292 95,406 124,911 52,467 0 1	(B+C)/A (%)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	1.9%
建設改良費(A) 24,991,923 24,481,905 23,326,994 25,272,946 23,835,114 22,137,860 21,447,987 18,926,094 一般会計繰入金(C) 155,309 69,465 97,759 93,292 95,406 124,911 52,467 0 1									
一般会計繰入金(C) 155,309 69,465 97,759 93,292 95,406 124,911 52,467 0 国庫補助金等(B) 211,882 167,021 246,581 204,035 228,204 172,061 248,207 353,112 (B+C)/A(%) 1.5% 1.0% 1.5% 1.2% 1.4% 1.3% 1.4% 1.9%	区分	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
国庫補助金等(B) 211,882 167,021 246,581 204,035 228,204 172,061 248,207 353,112 (B+C)/A(%) 1.5% 1.0% 1.5% 1.2% 1.4% 1.3% 1.4% 1.9% 区分 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 建設改良費(A) 24,267,226 26,885,410 27,691,957 25,480,691 25,418,894 23,913,464 25,236,203 25,466,620 一般会計繰入金(C) 153,000 249,000 430,000 363,000 509,000 194,000 461,000 549,000 国庫補助金等(B) 434,901 608,205 306,787 377,547 1,386,012 793,677 1,235,633 1,440,139 (B+C)/A(%) 2.4% 3.2% 2.7% 2.9% 7.5% 4.1% 6.7% 7.8% 区分 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 建設改良費(A) 23,740,242 25,396,095 24,394,104 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 一般会計繰入金(C) 549,000 510,000 0 0 0 366,000 505,000 国庫補助金等(B) 1,550,702 537,967 472,984 219,552 457,239 214,070 72,183	建設改良費(A)	24,991,923	24,481,905	23,326,994	25,272,946	23,835,114	22,137,860	21,447,987	18,926,094
(B+C)/A(%) 1.5% 1.0% 1.5% 1.2% 1.4% 1.3% 1.4% 1.9% 区分	一般会計繰入金(C)	155,309	69,465	97,759	93,292	95,406	124,911	52,467	0
区 分 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 建設改良費 (A) 24,267,226 26,885,410 27,691,957 25,480,691 25,418,894 23,913,464 25,236,203 25,466,620 一般会計繰入金 (C) 153,000 249,000 430,000 363,000 509,000 194,000 461,000 549,000 国庫補助金等 (B) 434,901 608,205 306,787 377,547 1,386,012 793,677 1,235,633 1,440,139 (B+C)/A (%) 2.4% 3.2% 2.7% 2.9% 7.5% 4.1% 6.7% 7.8% 区 分 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 建設改良費 (A) 23,740,242 25,396,095 24,394,104 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 一般会計繰入金 (C) 549,000 510,000 0 0 366,000 505,000 国庫補助金等 (B) 1,550,702 537,967 472,984 219,552 457,239 214,070 72,183	国庫補助金等(B)	211,882	167,021	246,581	204,035	228,204	172,061	248,207	353,112
建設改良費(A) 24,267,226 26,885,410 27,691,957 25,480,691 25,418,894 23,913,464 25,236,203 25,466,620 一般会計繰入金(C) 153,000 249,000 430,000 363,000 509,000 194,000 461,000 549,000 国庫補助金等(B) 434,901 608,205 306,787 377,547 1,386,012 793,677 1,235,633 1,440,139 (B+C)/A(%) 2.4% 3.2% 2.7% 2.9% 7.5% 4.1% 6.7% 7.8% 区分 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 23,579,970 23,574,0242 25,396,095 24,394,104 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,3	(B+C)/A (%)	1.5%	1.0%	1.5%	1.2%	1.4%	1.3%	1.4%	1.9%
建設改良費(A) 24,267,226 26,885,410 27,691,957 25,480,691 25,418,894 23,913,464 25,236,203 25,466,620 一般会計繰入金(C) 153,000 249,000 430,000 363,000 509,000 194,000 461,000 549,000 国庫補助金等(B) 434,901 608,205 306,787 377,547 1,386,012 793,677 1,235,633 1,440,139 (B+C)/A(%) 2.4% 3.2% 2.7% 2.9% 7.5% 4.1% 6.7% 7.8% 区分 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 23,579,970 23,574,0242 25,396,095 24,394,104 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,361 23,579,970 25,272,3									
一般会計繰入金(C) 153,000 249,000 430,000 363,000 509,000 194,000 461,000 549,000 国庫補助金等(B) 434,901 608,205 306,787 377,547 1,386,012 793,677 1,235,633 1,440,139 (B+C)/A(%) 2.4% 3.2% 2.7% 2.9% 7.5% 4.1% 6.7% 7.8% 基設改良費(A) 23,740,242 25,396,095 24,394,104 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 一般会計繰入金(C) 549,000 510,000 0 0 0 366,000 505,000 国庫補助金等(B) 1,550,702 537,967 472,984 219,552 457,239 214,070 72,183	区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
国庫補助金等(B) 434,901 608,205 306,787 377,547 1,386,012 793,677 1,235,633 1,440,139 (B+C)/A(%) 2.4% 3.2% 2.7% 2.9% 7.5% 4.1% 6.7% 7.8% 区分 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 建設改良費(A) 23,740,242 25,396,095 24,394,104 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 一般会計繰入金(C) 549,000 510,000 0 0 366,000 505,000 国庫補助金等(B) 1,550,702 537,967 472,984 219,552 457,239 214,070 72,183	建設改良費(A)	24,267,226	26,885,410	27,691,957	25,480,691	25,418,894	23,913,464	25,236,203	25,466,620
区分 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 建設改良費(A) 23,740,242 25,396,095 24,394,104 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 一般会計繰入金(C) 549,000 510,000 0 0 0 366,000 505,000 国庫補助金等(B) 1,550,702 537,967 472,984 219,552 457,239 214,070 72,183	一般会計繰入金(C)	153,000	249,000	430,000	363,000	509,000	194,000	461,000	549,000
区分 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 建設改良費(A) 23,740,242 25,396,095 24,394,104 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 一般会計繰入金(C) 549,000 510,000 0 0 0 366,000 505,000 国庫補助金等(B) 1,550,702 537,967 472,984 219,552 457,239 214,070 72,183	国庫補助金等(B)	434,901	608,205	306,787	377,547	1,386,012	793,677	1,235,633	1,440,139
建設改良費(A) 23,740,242 25,396,095 24,394,104 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 一般会計繰入金(C) 549,000 510,000 0 0 0 366,000 505,000 国庫補助金等(B) 1,550,702 537,967 472,984 219,552 457,239 214,070 72,183	(B+C)/A (%)	2.4%	3.2%	2.7%	2.9%	7.5%	4.1%	6.7%	7.8%
建設改良費(A) 23,740,242 25,396,095 24,394,104 22,795,992 25,326,527 25,272,361 23,579,970 一般会計繰入金(C) 549,000 510,000 0 0 0 366,000 505,000 国庫補助金等(B) 1,550,702 537,967 472,984 219,552 457,239 214,070 72,183									_
一般会計繰入金(C) 549,000 510,000 0 0 0 366,000 505,000 国庫補助金等(B) 1,550,702 537,967 472,984 219,552 457,239 214,070 72,183	区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
国庫補助金等(B) 1,550,702 537,967 472,984 219,552 457,239 214,070 72,183	建設改良費(A)	23,740,242	25,396,095	24,394,104	22,795,992	25,326,527	25,272,361	23,579,970	
	一般会計繰入金(C)	549,000	510,000	0	0	0	366,000	505,000	
(B+C)/A (%) 8.8% 4.1% 1.9% 1.0% 1.8% 2.3% 2.4%	国庫補助金等(B)	1,550,702	537,967	472,984	219,552	457,239	214,070	72,183	
	(B+C)/A (%)	8.8%	4.1%	1.9%	1.0%	1.8%	2.3%	2.4%	

※H27以降は税抜額

地方公営企業法 第17条及び第18条の全文

(特別会計)

第十七条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

(出資)

第十八条 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の 特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、 納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

(長期貸付け)

第十八条の二 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

総務省通知「繰出し基準」の法的位置づけ及び 公費負担の在り方を本市の裁量で決められる根拠

① 「令和2年度の地方公営企業繰出金について」(令和2年4月1日付総財公第77号、総務副大臣通知)(抜粋)

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、<mark>地方公営企業の実態に即しながら、</mark> <u>運営</u>していただくようお願いします。

② 地方公営企業法逐条解説(抜粋)17条の2、17条の3及び18条の運用上の基準として繰出金通知が参考となる。



新型コロナウイルス感染症の影響による 水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査結果

(集計:令和2年5月27日時点)

1. 調査実施概要

①対象団体

全国47都道府県の上水道事業者を対象にアンケート調査を実施

②調査対象期間

令和2年3月18日(水)~5月14日(木)

③回答状況

47都道府県1,285事業者より回答あり

2. 支払い猶予の実施状況

実施中	今後実施予定	検討中	実施予定なし※1	合計
981事業者(76.3%)	70事業者 (5.5%)	90事業者 (7.0%)	144事業者 (11.2%)	1,285事業者

^{※1}従来の生活困窮者等への対応と同様の対応

3. 支払い猶予件数、金額等

	家事用	家事用以外	合計
①相談件数	26,896件	5,939件	32,835件
②猶予件数	25,491件	4,579件	30,070件
③猶予金額※2	221,388,550円	590,159,118円	811,547,668円

^{※2}金額については、981事業者中、回答のあった975事業者の合計。

4. 減免の実施状況

実施中	今後実施予定	合計
177事業者(13.8%)	13事業者(1.0%)	190事業者(14.8%)

5. 給水停止の措置

給水停止の 中止	条件緩和した上 給水停止	通常措置※3	該当なし	合計
430事業者	222事業者	552事業者	81事業者	1,285事業者
(33.5%)	(17.3%)	(42.9%)	(6.3%)	

※3上記のうち、給水停止時に、支払猶予等の対応を周知: 94事業者



第4回新型コロナウイルス感染症の影響による 水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査結果

1. 調査実施概要

- ①対象団体:全国47都道府県の上水道事業者を対象にアンケート調査を実施
- ②調査実施期間:令和2年6月15日(月)~6月22日(月)(回答基準日6月15日(月))
- ③回答状況:1,287事業者から回答あり

2. 支払い猶予の実施状況

実施中	今後実施予定	検討中	実施予定なし※1	合計
1,082事業者	12事業者	46事業者	147事業者	1,287事業者
(84.1%)	(0.9%)	(3.6%)	(11.4%)	

^{※1} 従来の生活困窮者等への対応と同様の対応

3. 支払い猶予件数、金額等

	家事用	家事用以外	合計
①相談件数	40,171件	8,205件	48,376件
②猶予件数	31,543件	6,613件	38,156件
③猶予金額※2	406,848,977円	963,176,600円	1,370,025,577円

^{※2} 金額は、1,082事業者中、回答のあった1,047事業者の合計。

4. 減免の実施状況

実施中	今後実施予定	合計
250事業者(19.4%)	173事業者(13.4%)	423事業者(32.8%)

5. 減免件数、金額等

	家事用	家事用以外	合計
①減免件数	1,794,399件	177,705件	1,972,104件
②減免金額※3	5,388,495,294円	1,219,483,759円	6,607,979,053円

^{※3} 金額は、250事業者中、回答のあった148事業者の合計。



6. 減免に係る費用を負担する会計区分

一般会計	公営企業会計	一般会計及び公 営企業会計	検討中	合計
130事業者	72事業者	24事業者	24事業者	250事業者
(52.0%)	(28.8%)	(9.6%)	(9.6%)	

7. 給水停止の措置

給水停止業務 の中止	条件緩和した 上給水停止	通常措置※4	該当なし	合計
419事業者	315事業者	376事業者	177事業者	1,287事業者
(32.6%)	(24.5%)	(29.2%)	(13.7%)	

^{※4}上記のうち、給水停止時に、支払猶予等の対応を周知: 128事業者

(参考)減免実施事業者数の事業規模別分布

給水人口 100万人以上	給水人口 50万人以上~ 100万人未満	給水人口 25万人以上~ 50万人未満	給水人口 25万人未満	合計
1事業者	2事業者	18事業者	229事業者	250事業者
(0.4%)	(0.8%)	(7.2%)	(91.6%)	



第5回新型コロナウイルス感染症の影響による 水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査結果

1. 調査実施概要

①対象団体:全国47都道府県の上水道事業者を対象にアンケート調査を実施

②調査実施期間:令和2年8月3日(月)~8月17日(月)(回答基準日8月3日(月))

③回答状況:1,287事業者から回答あり

2. 支払い猶予の実施状況

実施中	今後実施予定	検討中	実施予定なし※1	合計
1,073事業者	14事業者	29事業者	171事業者	1,287事業者
(83.4%)	(1.1%)	(2.2%)	(13.3%)	

^{※1} 従来の生活困窮者等への対応と同様の対応

3. 支払い猶予件数、金額等

	家事用	家事用以外	合計
①相談件数	49,059件	9,443件	58,502件
②猶予件数	38,415件	7,677件	46,092件
③猶予金額※2	535,235,248円	1,258,798,437円	1,794,033,685円

^{※2} 金額は、回答のあった1,205事業者の合計。

4. 減免の実施状況

実施中	今後実施予定	合計
403事業者(31.3%)	78事業者(6.1%)	481事業者(37.4%)

5. 減免件数、金額等

	家事用	家事用以外	合計
①減免件数	11,621,733件	835,485件	12,457,218件
②減免金額※3	20,941,932,154円	2,927,619,633円	23,869,551,787円

^{※3} 金額は、回答のあった364事業者の合計。



6. 減免に係る費用を負担する会計区分

一般会計	公営企業会計	一般会計及び公 営企業会計	検討中	合計
231事業者	103事業者	42事業者	27事業者	403事業者
(57.3%)	(25.6%)	(10.4%)	(6.7%)	

7. 給水停止の措置

給水停止業務 の中止	条件緩和した 上給水停止	通常措置※4	該当なし	合計
298事業者	378事業者	444事業者	167事業者	1,287事業者
(23.1%)	(29.4%)	(34.5%)	(13.0%)	

^{※4}上記のうち、給水停止時に、支払猶予等の対応を周知: 100事業者

(参考)減免実施事業者数の事業規模別分布

給水人口 100万人以上	給水人口 50万人以上~ 100万人未満	給水人口 25万人以上~ 50万人未満	給水人口 25万人未満	合計
3事業者	4事業者	28事業者	368事業者	403事業者
(0.7%)	(1.0%)	(7.0%)	(91.3%)	



第6回新型コロナウイルス感染症の影響による 水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査結果

1. 調査実施概要

- ①対象団体:全国47都道府県の上水道事業者を対象にアンケート調査を実施
- ②調査実施期間: 令和2年10月15日(木)~10月22日(木)(回答基準日10月15日(木))
- ③回答状況:1,279事業者から回答あり

2. 支払い猶予の実施状況

実施中	今後実施予定	検討中	実施予定なし ※1	実施済み	合計
976事業者	8事業者	24事業者	147事業者	124事業者	1,279事業者
(76.3%)	(0.6%)	(1.9%)	(11.5%)	(9.7%)	

^{※1} 従来の生活困窮者等への対応と同様の対応

3. 支払い猶予件数、金額等

	家事用	家事用以外	合計
①相談件数	55,669件	10,400件	66,069件
②猶予件数	43,567件	8,516件	52,083件
③猶予金額※2	679,974,750円	1,691,613,431円	2,371,588,181円

^{※2} 金額は、回答のあった1,100事業者の合計。

4. 減免の実施状況

実施中	今後実施予定	実施済み	合計
275事業者(21.5%)	20事業者(1.6%)	202事業者(15.8%)	497事業者(38.9%)

5. 减免件数、金額等

	家事用	家事用以外	合計
①減免件数	26,585,607件	1,578,607件	28,164,214件
②減免金額※3	41,800,601,884円	5,205,965,347円	47,006,567,231円

^{※3}金額は、回答のあった476事業者の合計。



6. 減免に係る費用を負担する会計区分

一般会計	公営企業会計	一般会計及び公 営企業会計	検討中	合計
284事業者(59.5%)	104事業者 (21.8%)	65事業者 (13.6%)	24事業者 (5.0%)	477事業者※4

^{※4} 減免実施中の275事業者と、実施済み202事業者の合計

7. 給水停止の措置

給水停止業務 の中止	条件緩和した 上給水停止	通常措置※5	該当なし	合計
211事業者	406事業者	508事業者	154事業者	1,279事業者
(16.5%)	(31.7%)	(39.7%)	(12.0%)	

^{※5}上記のうち、給水停止時に、支払猶予等の対応を周知: 104事業者

(参考)減免実施事業者数の事業規模別分布

給水人口 100万人以上	給水人口 50万人以上~ 100万人未満	給水人口 25万人以上~ 50万人未満	給水人口 25万人未満	合計
4事業者	6事業者	28事業者	439事業者	477事業者
(0.8%)	(1.3%)	(5.9%)	(92.0%)	

このタイミングで料金改定を行う必要性

【料金収入の減少】

- ○水道料金収入は、平成13年度の789億円をピークに減少し続け、令和5年度 に683億円となる見込みです。
- ○このような中、最優先に進めていかなければならない大きな事業として、西谷 浄水場再整備や相模湖系導水路改良事業、配水管の更新・耐震化があります。

【西谷浄水場再整備と相模湖系導水路の改良事業】

- ○西谷浄水場については、施設の耐震化や処理能力増強、水源水質悪化への対応 が必要です。
- ○これにあわせて、水源の相模湖から西谷浄水場に水を運ぶ相模湖系導水路に ついても、耐震化や導水能力増強が必要であるため、改良事業を進めます。
- ○この2つの事業を行うためには、<u>今和3年度から5年度で約105億円の事業</u> 費が必要となる見込みです。

【配水管の更新・耐震化】

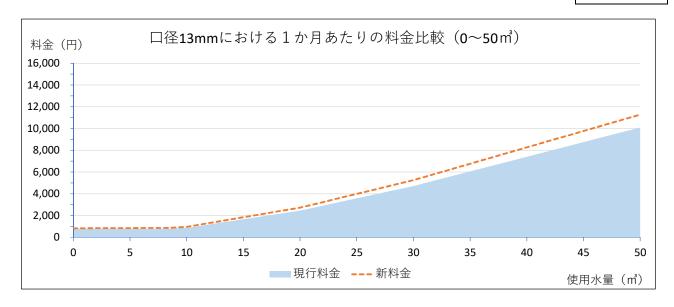
- ○口径 400 mm以上の大口径管路は多くの水を送る管路であるため、災害等により管路が損傷すると、給水に大きな影響が生じるため、大口径管路の更新は、計画的かつ早急な対応が必要と考えています。
- ○大口径管路は、総延長約 9,300km のうち約 1,000km を占めますが、そのうち 約 500km はまだ耐震化されておらず、これらの管路の耐震化をスピードアップする必要があります。
- ○こうした大口径管路と、老朽化した管路の更新・耐震化をあわせて、<u>令和3年</u>度から5年度で約980億円が必要となる見込みです。

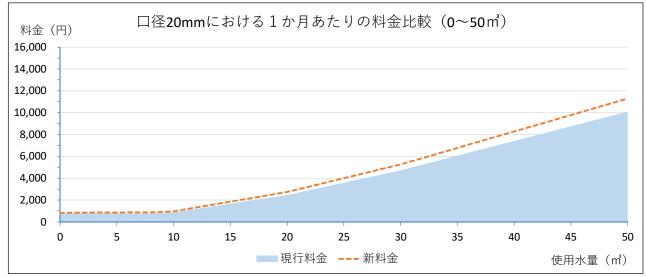
【1年遅らせた場合の影響】

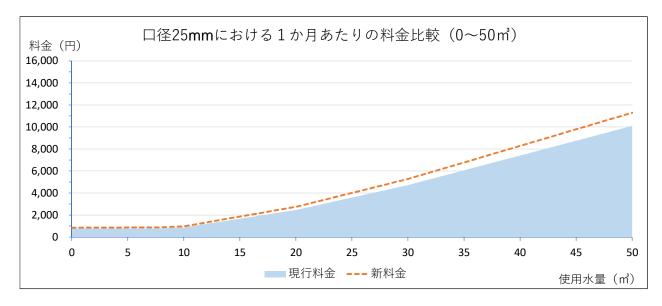
- ○西谷浄水場再整備事業、大口径管路の更新は、最優先で実施していくため、増収見込分の金額に相当する約 50 k mの小口径管路の更新ができなくなります。 これは1年間に行わなければならない年間 113 k mの管路更新延長の約半分に相当します。
- ○老朽管は毎年 50 k mずつ増えていくことから、管路更新を計画的に進めなければ、すでに 300 k m以上更新待ちとなっている老朽管がさらに累積することになります。
- ○更新の遅れは、災害時におけるリスクを高めることになります。
- ○また、料金改定を1年遅らせた場合、企業債の充当率を高めるか、次の料金改定での改定率を高める必要が生じます。いずれにしても料金改定を先送りした場合は、将来の負担が大きくなります。

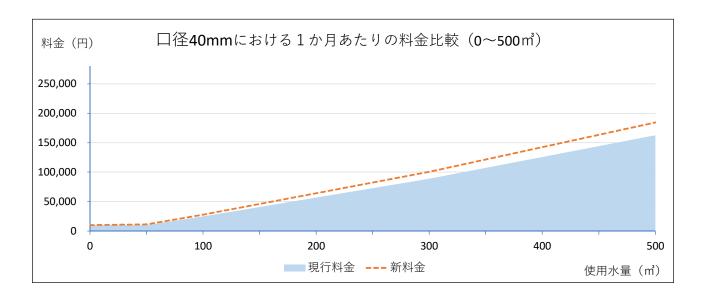
今後も水道局として、引き続き徹底した経営努力を進めてまいりますが、更新・耐震化を着実に進めることで、安全で良質な水道水を将来に向けて市民の皆さまにお届けし続けるため、水道料金の改定をお願いするものです。

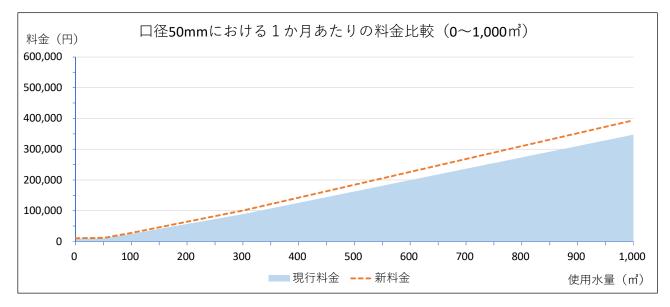
口径別の使用水量に応じた改定前後の水道料金

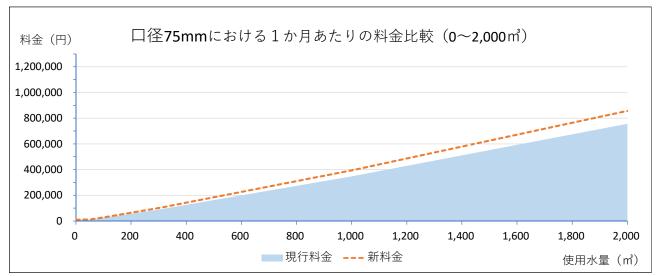


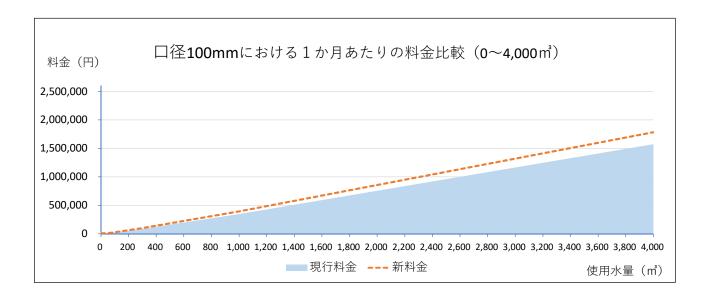


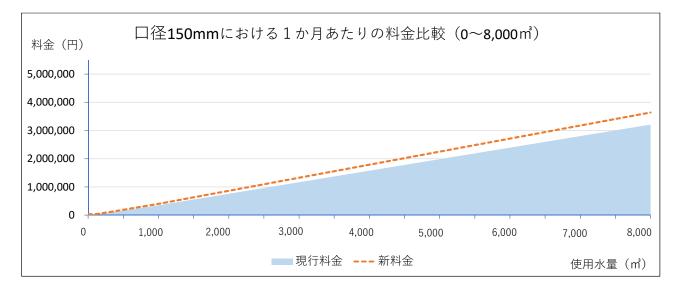


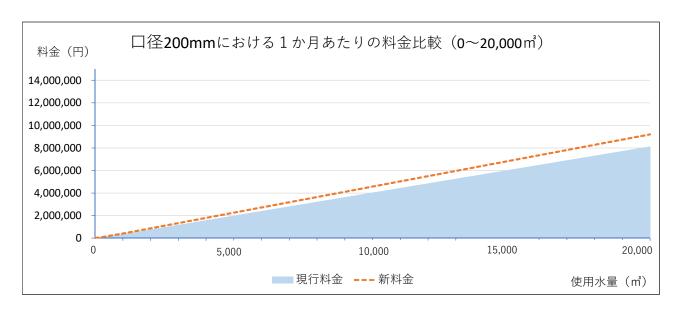


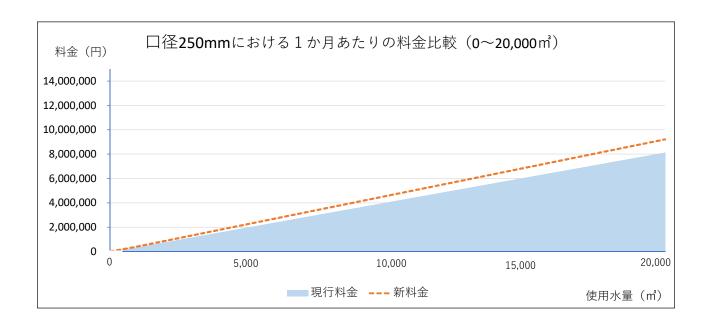












現行料金表及び新料金表の考え方、特徴

【考え方、特徴】

現行料金表	新料金表
・家事用、業務用といった用途に基づき料金設	・施設の整備や維持管理に要する経費を口径ごと
定しており、多量使用者の水使用を抑制し、生	の使用可能な水量に応じてご負担いただくため、
活用水へ配慮	メーターの口径に応じた基本料金とする料金体系
	とし、生活用水へ配慮
・用途別料金体系	・口径別料金体系
・基本料金は一律 790円	・口径ごとに基本料金を設定
	・ただし、公衆浴場用は口径 25 mmの 850 円で統一
・用途(家事用・業務用・公衆浴場用)に応じて	・口径ごとに従量料金を設定
従量料金に格差を設定	
・基本料金に1か月につき8立方メートルの基	・基本水量を廃止
本水量を設定	
・使用水量が増えるにつれ従量料金単価が高く	・使用水量が増えるにつれ従量料金単価が高くな
なる逓増型を採用	る逓増型を採用
・口径 40 mm以上については、使用水量が少量で	・口径別料金体系への移行に伴い、最低使用水量を
も規定水量まで使用したとする最低使用水量制	廃止
を採用	

【現行料金表】

miner o	基本料金	従量料金 (1㎡につき)								
用途区分	0~8m	9~10m	11~20m	21~30m	31~50m	51~100m	101~300m	301~1000m	1001m'~	
家事用	790円		42.00	1500	2200	2000	2020	2200	320円	320円
業務用		43円	158円	226円	269円	293円	320円	369円	409円	
公衆浴場用						42円				

【新料金表】

用途及びメー		基本	従量料金 (1㎡につき)									
ター	の口径	料金	1~8m²	9~10ml	11~20m	21~30m	31~50m	51~100m	101~300m	301~1000㎡	1001 ml~	
	13mm	840円							!			
	20mm	845円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	327円 358円		413F	
	25mm	850円										
	40mm	10,150円					25円					
般	50mm	10,500円					20円	329円				
放用	75mm	10,900円										
/13	100mm	12,000円		10円						419円	463F	
	150mm	30,000円										
	200mm	42,000円		20円								
	250mm	52,000円	- 10円									
公	衆浴場用	850円	4円								42	

料金収入における使用水量帯別の構成比

【新料金】	(億円)	【現行】	(億円)

		(/				(,-,-,	
	年間平均収入額 (R3.9~R6.3)	構成比			年間平均収入額 (H28~R元)	構成比	
基本料金	209	29.5%		基本料金	174	27.0%	
1~8m³	6	0.8%		1~8 m³			
9~10m³	14	2.0%		9∼10m³	12	1.9%	
11~20 m³	165	23.3%		11~20 m³	150	23.3%	
21~30 m³	73	10.3%		21~30 m³	71	11.0%	
31∼50 m³	25	3.5%		31~50 m³	30	4.7%	
51~100m³	24	3.4%		51~100m³	22	3.4%	
101~300 m³	47	6.6%	ך	101∼300 m³	44	6.8%	7
301~1000㎡	61	8.6%	- 27.2%	301~1000m³	57	8.9%	- 28.7%
1001 m³∼	85	12.0%	J	1001 m³∼	84	13.0%	
合計	708	100.0%		合計	644	100.0%	
※タ頂日の粉値	た皿栓玉 ス し ているた	よ 【 新料 仝)	▮ の△≒の姫	<u></u>			

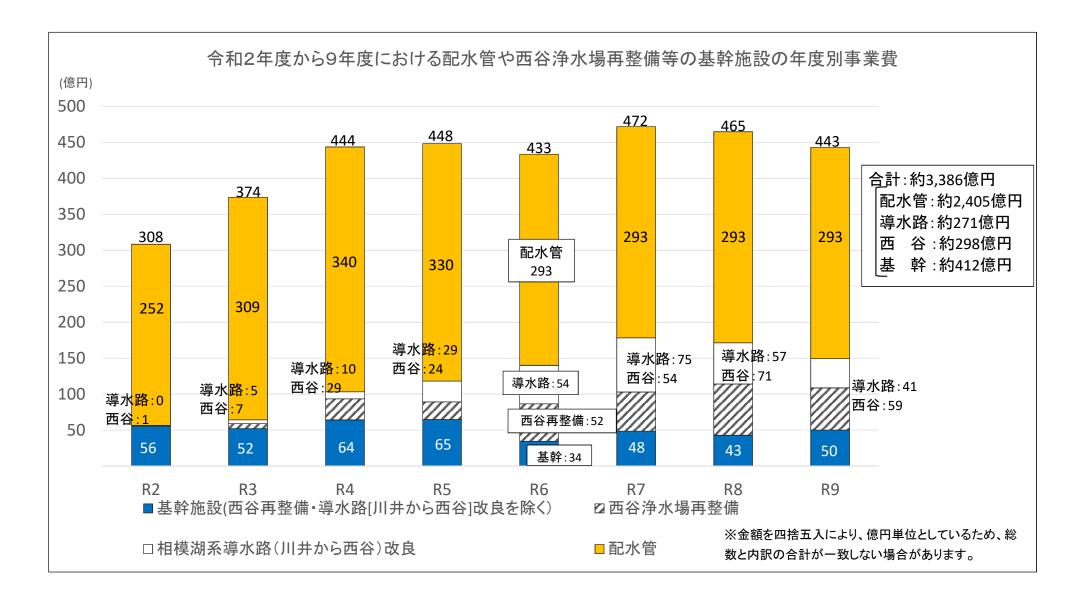
※各項目の数値を四捨五入しているため【新料金】の合計の額は合っていません。

逓増度の変化

	新料金						現行				
			分母	分母の単価の計算					分母の単価の計算		
口径	逓増度	計算式※	使用水量	金額 (円)	1 m ³ あた り単価 (円)	逓増度	計算式		使用水量 (㎡)	金額 (円)	1 m ³ あた り単価 (円)
13mm~25mm	3.79	413 ÷ 109	8	872	109						
40mm	2.03	463 ÷ 228		11,400	228						
50mm	2.01	463 ÷ 230	50	11,500	230	230					
75mm	1.99	463 ÷ 233	30	11,650	233		409 ÷ 98	98.75	8	790	98.75
100mm	1.85	463 ÷ 250		12,500	250	4.14	409 . 30	5.75			30.13
150mm	1.40	463 ÷ 330		33,000	330						
200mm	1.05	463 ÷ 440	100	44,000	440						
250mm	0.87	463 ÷ 530]	53,000	530						

※分子は各口径の従量料金の最高単価

※分母は現行体系での基本水量 (40mm以上は最低使用水量) で算出した改定後料金の1mdあたり単価



前回料金改定時の附帯意見についての取組と効果

前回料金改定時の附帯意見をもとに、「1 事務事業の効率化、2 メーター検針業務の民間委託化、3 料金減免制度(福祉措置)の拡充、4 国庫補助対象事業の拡充に関する国への要望」を進めてきました。

1 事務事業の効率化 及び 2 メーター検針業務の民間委託化

項目	主な取組状況	効果
(1) 民間への 委託化	 満期メーター交換業務(H15~) 漏水調査業務(H16~) メーター検針業務(H16~) 料金整理業務(H20~) 給水装置工事の設計審査・完了検査(H23~) 	 ○職員定数の削減 H13:2,498 人 → R元:1,550 人 (▲948 人) ○定数削減の効果額:約94億円減(平成13年度と令和元年度を比較)
(2) 抜本的な 組織の見直 し	● 組織再編(H18、28) ※[]内は部署数 【H13 時点】営業所[18]、配水管理所[4] <事業所数 21 か所> ⇒H18 統廃合:地域サービスセンター[9]、給水維 持課[8]、工事課[4] <事業所数 16 か所> ⇒H28 組織再編:水道事務所[7]、配水管理課[2]、 工事課[2] <事業所数 7 か所>	【増減内訳】 人件費:135 億円減 委託料: 41 億円増 ○組織再編による庁舎関連経費の 削減額:約9,000万円 (平成18年度と28年度を比較)
(3) 施設管理 の効率化	● 川井浄水場 P F I 導入 【主な内容】 ①契約金額約 277 億円、平成 21 年度からの事業 期間 25 年間 ②民間事業者が施設を建設後に公共へ譲渡した 上で施設の運転管理を行う BTO 方式を採用	○事業費削減額:約11億円 【補足】 従来方式と比較し PFI 方式が総事業 費をどれだけ削減できるかを示す割合 である VFM は6%
(4) 事務事業 の廃止・縮 小・効率化	● 鶴ケ峰浄水場の廃止(H26.3~)● 配水管のダウンサイジング等● 高利率の企業債の繰り上げ償還による支払利息の削減	○鶴ケ峰更新費用の削減額:約200億円○ダウンサイジング効果額:約64億円○支払利息の削減額:約28億円
(5) 資産の有 効活用	● 未利用土地の売却、長期貸付など	○資産活用による収入額 H13~R元:約85億円 【内訳】 売却:約42億円、貸付:約43億円

3 料金減免制度(福祉措置)の拡充

健康福祉局等との調整により、前回料金改定を実施した平成 13 年度から減免対象を「精神障害者世帯・特別児童扶養手当受給世帯・重複(精神)障害者世帯」にまで拡充しました。

【一般会計からの繰入額】 H12:439,171 千円 → H13:504,576 千円(H12 比較で 65,405 千円の増)

4 国庫補助対象事業の拡充に関する国への要望

横浜市の独自要望や各種団体を通じて、厚生労働省などの関係省庁に対し老朽管の更新や基幹施設の改築・改良などへの補助拡充について要望しており、新たな補助対象事業の創設や採択基準の緩和等が実現しました。

【実現した要望事項と増収額累計 (H13~R元)】

- ①管路近代化の促進(拡充):24 億円、②水道施設のライフライン機能強化(拡充):34 億円
- ③浄水施設・送水施設等基幹施設の改築・改良:20 億円 ①~③の合計:78 億円

施設のダウンサイジングの取組

1 平成13年度~令和元年度における主な取組

取 組	内 容	効果額
配水管のダウンサイジ ングによる管路更新工 事費の削減	水道管を更新する際に、給水に影響のない範囲で既存の水 道管より細くすることなどにより事業費を削減(平成 21 年 度から令和元年度までの集計)	約 39 億円
鶴ケ峰浄水場の廃止	鶴ケ峰浄水場を廃止することで、更新事業費を削減	約 200 億円
小雀浄水場沈でん池、 ろ過池、付帯設備の休 止	小雀浄水場の沈でん池、ろ過池、付帯設備を休止することで、令和元年度までの維持管理費を削減 (1系沈でん池:4池、1系ろ過池:6池、付帯設備)	約 17 億円
ポンプ場の廃止等	ポンプ場を廃止等することで、令和元年度までの維持管理費を削減 (平戸ポンプ場、竹山低区配水槽他)	約8億円

2 令和2~5年度(中期経営計画期間)における取組

取 組	内 容	効果額
配水管のダウンサイジ ングによる管路更新工 事費の削減	水道管を更新する際に、給水に影響のない範囲で既存の水 道管より細くすることなどにより事業費を削減	約 16 億円
設備のダウンサイジン グによる工事費の削減	電機設備を更新する際に、使用する状況を踏まえて設備の 機器構成や仕様を見直すことで事業費を削減	約 0. 2 億円

3 令和6~9年度(次期中期経営計画期間)で見込んだ経費削減の取組

取 組	内 容	効果額
配水管のダウンサイジ ングによる管路更新工 事費の削減	水道管を更新する際に、給水に影響のない範囲で既存の水 道管より細くすることなどにより事業費を削減	約 16 億円
配水管の想定耐用年数 延伸による長寿命化	ポリエチレンスリーブの防食効果を見込んだ管路の耐用 年数の延伸による事業の先送り	約 46 億円

西谷浄水場再整備事業を現在やらなければならない理由

1 現状の課題

西谷浄水場は、市内の中心に位置し、みなとみらいをはじめとした都心臨海部を含めた、市内の約4分の1に給水している重要な施設ですが、昭和20年代から40年代に整備しており、一部の施設は完成から70年以上が経過しています。

(1) 耐震性の不足

ろ過池と排水池については、耐震性が不足しています。また、相模湖系導水路の一部についても耐震性が不足しています。

仮に大規模な地震が発生し、破損すると、西 谷浄水場からの給水ができなくなり市内への給 水に大きな影響を与えるとともに、復旧までに 長期間を要することが想定されます。

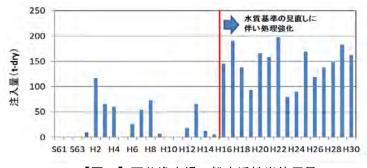
浄水処理施設 「特別が使用機・関係を通過である。 「特別ができる。 「特別である。 「特別である。 「特別である。」 「特別では、「特別である。」 「特別である。」 「特別では、「特別である。」 「特別である。」 「特別では、「特別で

【図1】西谷浄水場の耐震性のない施設

(2) 水質悪化への対応

相模湖で発生する藻類によるかび臭 等の対応のために、粉末活性炭による 処理を行っています。

しかし、平成16年度の水道水質基準の見直し以降、粉末活性炭の注入が増えており、使用量と費用の増加のほか、原水臭気物質の急激な変化への対応など運転管理の負担が増える課題を抱えています。



【図2】西谷浄水場の粉末活性炭使用量

また、平成25年7月には、原水臭気物質の急激な上昇により、浄水処理した水が水質 基準値を一時超過したため、市民給水に影響を与えないよう、一部の配水池(2号配水 池)の運転を停止するなどの措置を行った経験があります。

(3) 処理能力の不足

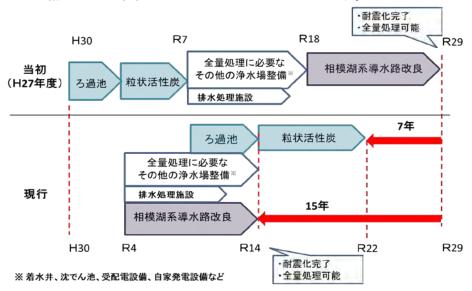
相模湖系統の水利権水量の全量は 39.4 万 m^3 /日であり、西谷浄水場の標準処理能力は 35.6 万 m^3 /日ですが、病原性微生物の除去を強化するために、ろ過水の水質管理が厳しく なり、時間をかけて ろ過する必要があるため、実質的な処理量は約 26 万 m^3 /日になっています。

また、相模湖系導水路の一部において導水能力が不足しており、相模湖系統の水利権水量の全量 39.4万 m³/日を西谷浄水場まで届けることができません。

そのため、自然流下系である相模湖系水利権水量の全量が活用できない状況になっています。

2 再整備事業の進め方

西谷浄水場の能力が最も効果的に発揮できるよう、ろ過池、粒状活性炭処理、排水処理施設、導水路などの整備について、次のスケジュールで進めています。



【図3】現行の整備スケジュール

3 再整備事業の効果

災害対応力の強化が早期実現でき、環境負荷の低減やコスト縮減が図られるとともに、浄水処理の安定性が向上するという効果があります。

(1) 災害対応力の強化

- ・浄水場と導水路の耐震化の完了を前倒しすることで、当初計画と比べ、耐震化と全量 処理が 15 年早く実現できます。
- ・耐震化と全量処理により、自然流下系浄水場からの給水エリアが39%から51%に拡大し、災害や停電の際にも給水の安定性が向上します。

(2)環境負荷の低減

・自然流下系浄水場からの給水エリアを拡大することで、電気の使用を削減でき、CO2排出量を市域全体で年間約5,000t(1,700世帯分)が削減できます。

(3) コスト削減(試算)

・西谷浄水場において相模湖系統水利権水量の全量処理が可能となることにより、年間 約2億円の企業団受水費用が早期に削減できます。

(4) 浄水処理の安定性向上

・臭気が出たら都度注入する粉末活性炭に代わり、活性炭を池に敷き詰め、常時、水を 通すことができる粒状活性炭処理施設を導入することにより、高濃度の臭気物質に対し ても安定的な浄水処理ができます。

このことにより、将来に渡り市民の皆さまに、安全・安心な水道水を安定して、お届けするためにも、耐震性や能力が不足している導水路も含めた西谷浄水場の再整備は、最優先で進めなければならない最も重要な事業です。

	平成 27 年度第 2 回横浜市公共事業評価委員会 会議録
日 時	平成 27 年 12 月 21 日 (月) 14 時 00 分~17 時 00 分
開催場所	関内中央ビル(市庁舎側) 5 階特別会議室
出席委員	森地茂委員長
	鎌田素之委員、田中稲子委員、中村文彦委員、松本暢子委員、室田昌子委員(50 音順)
欠席委員	金子忠一委員、望月正光委員、鷲津明由委員
事 務 局	財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課 藤田格室長、永木宏一郎課長
説 明 者	1(1) 港湾局山下ふ頭再開発調整課担当課長 酒井博之 ※以下(港湾局)
(事務局以外)	1(2) 都市整備局市街地整備推進課長 堀田和宏 ※以下(都整局)
	1(3) 水道局基幹施設更新担当部長(兼計画課長) 牛窪俊之 ※以下(水道局)
	1(4) 環境創造局下水道施設整備課長 井深清 ※以下(環創局)
	1(5) 環境創造局下水道施設整備課長 井深清 ※以下(環創局)
	1(6) 消防局施設課長 渕上正基 ※以下(消防局)
	1(7) 教育委員会事務局学校計画課担当課長 西園豊
	教育施設課担当課長 奥村誠 ※以下(教育委)
	1(8) 教育委員会事務局学校計画課長 須藤義和
	教育施設課担当課長 奥村誠 ※以下(教育委)
	1(9) 環境創造局緑地保全推進課長 松本光正 ※以下(環創局)
	1(10) 環境創造局緑地保全推進課担当課長 清水健二 ※以下(環創局)
開催形態	公開 (傍聴 0 人、報道機関 4 人)
議題	1 審議〔すべて事前評価〕
	(1) 山下ふ頭再開発事業 [港湾局]
	(2) (仮称)新綱島駅周辺地区土地区画整理事業 [都市整備局]
	(3) 西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)[水道局]
	(4) 中部水再生センター雨天時排水対策施設整備事業(仮称) [環境創造局]
	(5) 西部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業(仮称) [環境創造局]
	(6) 消防本部庁舎及び保土ケ谷消防署整備事業 [消防局]
	(7) 市場小学校第二方面校(仮称)整備事業 [教育委員会事務局]
	(8) 日吉台小学校第二方面校(仮称)整備事業 [教育委員会事務局]
	(9) (仮称)羽根沢公園整備事業[環境創造局]
	(10)(仮称)三枚町公園整備事業[環境創造局]
沈 宁 亩 西	2 その他 1 (1) 山下と商声問発事業
決定事項	1(1) 山下ふ頭再開発事業
	・事業実施について「妥当」とした。 ・意見具申を
	・ ^{息兄兵中を} 「基盤整備等について未確定の部分がある段階ではあるが、上位計画に基づく事業
	本盤登伽寺について木碓足の部分がある技階ではあるが、上位計画に基づく事業 として了承する。ただし、事業が具体化した段階で、本委員会に報告すること。」
	として「承りる。たたし、事業が具体化した技権で、本安貝云に報音りること。」 とした。
1	C ∪ ICo

- 1(2)(仮称)新綱島駅周辺地区土地区画整理事業
- ・意見具申なしとした。事業実施について「妥当」とした。
- 1(3) 西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)
- ・意見具申なしとした。事業実施について「妥当」とした。
- 1(4) 中部水再生センター雨天時排水対策施設整備事業(仮称)
- ・意見具申なしとした。事業実施について「妥当」とした。
- 1(5) 西部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業(仮称)
- ・意見具申なしとした。事業実施について「妥当」とした。
- 1(6) 消防本部庁舎及び保土ケ谷消防署整備事業
- ・意見具申なしとした。事業実施について「妥当」とした。
- 1(7) 市場小学校第二方面校(仮称)整備事業
- ・意見具申なしとした。事業実施について「妥当」とした。
- 1(8) 日吉台小学校第二方面校(仮称)整備事業
- ・意見具申なしとした。事業実施について「妥当」とした。
- 1(9)(仮称)羽根沢公園整備事業
- ・意見具申なしとした。事業実施について「妥当」とした。
- 1(10)(仮称)三枚町公園整備事業
- ・意見具申なしとした。事業実施について「妥当」とした。

議 事 はじめに

(事務局)委員会の定足数5名に達しており、会議が成立していることを報告。 会議を公開することについて確認。

1(1) 山下ふ頭再開発事業について

(委員長)説明を。

(港湾局)説明。

(委員長)質問等あればどうぞ。

(鎌田委員)総事業費が算出されていないのは何故か。

- (港 湾 局) 47 h a すべての建物調査等が終了していない。そのため、すべての移転 補償費は算出できておらず、また工事費も検討中である。今日の時点でま とまっていないため記載できなかった。
- (鎌田委員)他の評価事例を見た限りでは、全て総事業費が記載されているようだ。 今後、変更する可能性があるという注釈もよく見られるので、概算でも総 事業費を出す必要があるのではないか。

山下ふ頭については、平成25年に以前の計画があり、総事業費が試算されていたと思うが、それとの関係はどうなっているのか。

(港 湾 局) 平成 25 年度に試算した総事業費は、建物補償費を㎡あたりの単価で計算されたものであり、精緻のものではなかった。また、護岸改修や地区内の道路整備等は試算されておらず、事業費に入っていなかった。

(鎌田委員)総事業費の算出について、事業費の予算化には間に合って、この委員会

には間に合わなかったということか。

- (港 湾 局) 建物調査について、段階的整備のうち、第1期地区の先行して行う部分 のみしか算定しておらず、来年度予算審議の段階でも精査したものはその 部分だけになると考えている。
- (鎌田委員) これでこの委員会を通ったとして、先のスケジュールが見えない。再評価で審査することになるのか。元となる事業費がわからないなかで進んでいくということか。基本的な部分はきちんと整理しておく必要があるのではないか。
- (港 湾 局) 精査されていない総事業費を出すことは、委員会に対して望ましくない と考えた。精緻な事業費を出す途中段階であるため、精査中としている。
- (鎌田委員) 今回の評価は、平成32年に供用する地区に関する評価か。全体評価か。
- (港 湾 局)全体の評価になる。2期地区の部分で、算定できていない不確実な要素が多いため、総事業費として精査中とした。
- (松本委員)物流機能の拠点として、現在どれくらい機能しているのか。そのうえで、 再開発しなければいけない課題や差し迫った状況を確認したい。

また、山下ふ頭は昭和38年に完成し、50年以上が経過し老朽化しているため、一部機能していない施設もある。物流機能をコンテナターミナルである大黒ふ頭や本牧ふ頭、南本牧ふ頭に近接するところに移転することにより、港湾機能を高度化しようとしている。

(松本委員) 来年度に行う移転補償費は出ないのか。

(港湾局)現在、算出中。

- (松本委員)総事業費がわからないのに、ここで議論して了解したら、この再開発事業が進むことになる。これで判断するのは難しいと思うが、例えば、物流上の必要性が数量的にもはっきり示せるのであれば、そういう点から判断できるのかもしれないが、そういう整理でいいものか悩ましい。
- (港 湾 局) バックヤード機能としての数量を手元に用意してきていないため具体的 に回答できないが、山下ふ頭は南本牧ふ頭などで取り扱うコンテナ貨物の バックヤードとしての機能を有しており、それらを南本牧ふ頭などの近く に移転させることは、物流機能の効率化に繋がるものと言える。
- (室田委員)第1期のみの評価ではなく全体の評価だとすると、民間開発による事業 による交通の発生量がインフラ整備にも関わってくるなど、未定の部分が 多すぎるのではないか。分けて評価する方法もあるのではないか。
- (事務局)補足する。港湾局が説明している"全体評価"とは公共で行う基盤整備等の全部という趣旨であり、民間開発も含めた全体ということではない。 民間開発については、公共事業評価の範囲ではない。

(委員長)基本計画では何も決まっていない。基本計画はイメージをまとめたもの

である。公共事業の部分は民間開発によりどうなるか決まるものであり、 民間のアイデアで進めようとしているため、どのように使うかも決まらない。しかし、予算化の前に事前評価を行う制度となっているため、設計しようとすると矛盾してしまう。委員の皆さんが心配するように、この事業がこのまま事業費の議論がないままどんどん進んでしまうのか、という点についてどうか。今後、評価制度としてどうなるのか。

- (事務局)5年たつと再評価を行うことになる。ただし、民間のアイデアを取り入れることになるとすると、公共事業評価委員会の範囲外になると思うが、公共事業評価委員会以外の第三者の入る委員会などで審議されることになると考えられる。
- (委員長) もともと公共事業評価制度は、費用対効果をみて審査するものなので、 事業費がわからないのに事業を進めるのか、という委員の皆さんの意見は 当然だと思う。ただ、ここで了承しないと設計できず具体的な検討もでき なくなることも考慮しなければならない。実際には、工事が始まるのが平 成29年度のようなので、今日は了承とするが、了承したとしても、事業 を始めるまでの間にもう一度委員会にかけてもらうことではどうか。委員 の皆さんの意見はいかがでしょうか。

(鎌田委員) 第1期のみ評価するなど他の方法も検討してみてはどうか。

(委員長)物流機能の高度化や都心臨海部マスタープラン等の上位計画からみたら、プランとしては了承できるのではないか。ただ、総事業費もわからない、内容もわからない状況で、事業評価の対象となる基盤整備について、道路の位置も決まっていない、ターミナルで何をするかも決まっていないというレベルのプランとして了承するものであって、来年の事業に入る時期で委員会に報告等してもらうことを意見としてつけることでどうか。

(事務局)委員会のタイミングなどは、委員会に相談しながら決めたい。

(委員長) こういうレベルのプランとして了承する、ということとしたい。

(鎌田委員) まとめる前に1点確認したい。下水道の整備も含まれるのか。

(港 湾 局) 基盤整備として下水道整備も行うが、民間による整備の可能性も含め今後検討する。

(委員長)他に意見、質問はないか。

(委員)(なし)

(委員長) 1(1)山下ふ頭再開発事業について、"そういう前提で事業実施は妥当と する。ただし、具体化した段階で委員会に説明してもらう"で良いか。

(委員)異議なし。

(事務局)確認する。意見具申については、"事業が具体化した際に、再度報告すること"ということで良いか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 本件の審議は以上とする。

1(2) (仮称)新綱島駅周辺地区土地区画整理事業について

(委員長)説明を。

(都整局)説明。

(委員長)質問等あればどうぞ。

(鎌田委員) 事業効果にも含まれると思うが、綱島街道の拡幅工事との関係は。

(都 整 局) 駅前の200m程度の拡幅分は区域内だが、綱島街道の綱島日吉間は効果には入っていない。未整備区間になっている。今後、日吉駅までの区間で工場跡地等での土地利用が進む見込みがあるため、別途、道路局でこの機会に拡幅できないか検討中と聞いている。

(鎌田委員) 一部、事業区域に入っていない敷地があるが、何故か。

- (都 整 局) 竣工から 10 年たっていないマンションがある。綱島日吉線という都市 計画道路があるが、外して建っており拡幅できる。既存不適格にならない ことも確認のうえ、地権者や地元と調整し区域外とした。
- (中村委員) バス乗降場ができる時期と、鉄道の供用開始の時期にズレは無いか。 また、バス乗り場が2つに分かれているため、実際には2つの駅それぞれから2つのバス乗り場を利用することになると思うが、駅間の動線がどうなるのか確認したい。
- (都 整 局) 基盤整備は鉄道開業時にあわせて供用開始したいと考えている。スケジュールとしては厳しいが、精力的に取り組んでいく。民有地は一部、開業時に間に合わない可能性もあるが、地権者の皆さんと、できる限り一体的にまちが概成できるようにしようと目標をもって進めている。

バス乗り場については、基本的には綱島街道を平面上で渡る動線がメインになると思うが、新駅が地下駅になることと、駅間の区域で再開発を検討中のため、再開発ビル同士を地下で結ぶことを積極的に検討している。駅間の区域での再開発事業はまだ検討中の段階だが、この事業中に一体的に事業化できるように調整を進めている。これにより、バス乗り場の行き来もうまくできるようになると考えている。

(委員長) バスの時間便益はあるが、乗用車が入っていないのは何故か。

(都 整 局) 区域内の綱島街道 200m分だけの渋滞解消になるため、算出しにくい。 バス運行の便益は明確にわかるため算出した。

(委員長)他に意見、質問はないか。

(委員)(なし)

(委員長) 1(2)新綱島駅周辺地区土地区画整理事業について、"事業実施は妥当、 意見は無し"で良いか。

(委員) 異議なし。

(委員長)本件の審議は以上とする。

1(3) 西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)について

(委員長)説明を。

(水道局)説明。

(委員長)質問等あればどうぞ。

- (田中委員) 再整備後の処理能力と供給量はほぼ比例するのか。もしくは、災害時等 の備蓄分ということか確認したい。
- (水 道 局) 浄水場の処理能力と供給量はほぼ比例する。処理能力に対して供給量は 7%減ると言われている。災害時については、配水池の2割程度貯めるこ とになっているが、供給能力とは連動していない。
- (委員長) コストも含めあらゆる面で粒状活性炭がいいと言うことだが、マイナス 面は無いのか。このような評価ならば、全ての施設で粒状活性炭を採用し ないのは何故か。
- (水 道 局) 相模湖のカビ臭の対応としては有利であるという結果。過去の臭いの発生頻度等により変わるものだと思う。
- (鎌田委員) 再整備により処理能力が4万トン増えることになるが、人口減少社会のなかで、増やすことに理解は得られにくいのではないか。小雀浄水場との関係も含め説明してほしい。

また、活性炭の注入条件が365日常時注入となっているが、常時でなくても十分に費用対効果は得られると思う。過剰な評価になっていないか。

(水 道 局)水道局では老朽化した鶴ケ峰浄水場を廃止するなど自然流下系浄水場の 統廃合を進めている。西谷浄水場については、これまで鶴ケ峰浄水場で処 理していた分も含め、相模湖系の水利権を全量処理するため、増強する計 画としている。

> 小雀浄水場は、給水量が落ち込むなかで統廃合も含め考えていきたい。 常時注入について、今は365日注入していないが、平成25年に相模湖 でカビ臭の原因物質が短期間で急激に上昇した際の経験から、粉末活性炭 の場合、間欠的な注入だと水質基準をクリアできない可能性があるため、 365日注入で検討した。

(委員長)他に意見、質問はないか。

(委員)(なし)

(委員長) 1(3)西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)について、"事業実施は妥当、意見は無し"で良いか。

(委員) 異議なし。

(委員長)本件の審議は以上とする。

- 1(4) 中部水再生センター雨天時排水対策施設整備事業(仮称)について
- 1(5) 西部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業(仮称)について

(委員長)説明を。

(事務局)1(4)中部水再生センター雨天時排水対策施設整備事業(仮称)と、1(5) 西部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業(仮称)をまとめて説明 する。審議はそれぞれでお願いする。 (環 創 局) 説明。

- (委員長) 1(4) 中部水再生センター雨天時排水対策施設整備事業(仮称)について、質問等あればどうぞ。
- (鎌田委員)直接放流に対する能力が3割と想定している根拠は。もう少し処理できた方が良いのではないか。

また、この区域が合流式だとすると、合流改善事業との整合性はどうなっているか。今後の計画があるとしたら、わざわざ今整備しなくても良い、ということになるが。

(環 創 局) 降雨量によりばらつきが出るが、最大量にあわせると過大な設備投資に なってしまうため、3割とした。

中部処理区については、ほとんどが合流式。必要な施設は全て対応済みで、改善事業に関する新たな施設配置の予定は無い。

- (室田委員) 高速ろ過施設は、今後、市内で整備する予定はあるか。 また、この整備による管理費への影響はどれくらい上がるのか。
- (環 創 局) 中部水再生センター以外では予定していない。流入の特性として、この 地域で油分が多いため採用した。

高速ろ過施設、ポンプ場の更新等により、管理時は今まで以上にかかることになる。過剰な投資にならないようにして管理費を抑えたい。この整備で、年間+2,000万円の維持管理費がかかると試算している。

(中村委員) 中部水再生センターで油分が多いのは地域性なのか、合流式だからか。 その理由は、どうしようもないことなのか。

(環 創 局) 地域性であり、繁華街が多いためだと考えられる。

(中村委員) 他都市でも同じような課題があるのか。

(環 創 局) 他都市にも聞いてみたが、この地域特有で起こっている状況。

(委員長)降雨のピーク時はどう算定したのか。

(環 創 局) 合流式のため、汚れだけでなく雨水も入っている。ピーク時は直接の閏 の過去3か年、平成20年から22年の最大値をとっている。

(委員長) 3割とすると、何日分に対応できるのか。

(環 創 局) 平成 20 年から 22 年で 158 回の降雨記録があり、そのうち直接放流は 24 回。この整備により直接放流の 22 回分対応できる。すべてに対応する のは過剰な設備投資になると考えている。

(田中委員)油分の要因は、家庭系だけか。

(環 創 局) 家庭系だけでなく、事業系もある。この地区ならではの状況がある。

(田中委員) 山下ふ頭の開発による影響は含まれるのか。

(環 創 局)計算上、今の処理能力で対応できる。

(委員長) 1(5) 西部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業(仮称)について、質問等あればどうぞ。

(鎌田委員) 資料2をみると、高度処理ではなく通常通りの処理ということか。

(環 創 局) 通常通りの標準活性炭汚泥法による処理をする。

(鎌田委員) それは東京湾への放流ではないからか。

(環 創 局)境川へ放流する処理場では、窒素、リンの処理はしない方針としている。

(鎌田委員) 第1から第3系列までの更新が今後あると思うが、その予定は。

(環 創 局)第4系列ができ次第になるため、平成37年度以降に設備更新する予定。

(鎌田委員) それは予備能力が無いからか。

(環 創 局) 更新だけで1年かかる。更新中は少なくとも2分の1系列は停止させる 必要があり能力的に厳しい。第4系列の完成を待つ必要がある。

(松本委員)人口減少すると下水処理量も減ると思うが、その上でのこの計画なのか。

(環 創 局) 将来の人口減少を踏まえる必要があるが、ここ 10 年で水量の減少がみられるわけではない。現有施設でも厳しい状況のため、この事業が必要。

(松本委員)下水道料金にも影響することになるため、長期的な視点をもって施設更 新等を検討してほしい。

(委員長)将来の人口推計については、慎重に扱う必要があると思う。

(委員長)他に意見、質問はないか。

(委員)(なし)

(委員長) 1(4) 中部水再生センター雨天時排水対策施設整備事業(仮称)について、"事業実施は妥当、意見は無し"で良いか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 1(5) 西部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業(仮称)について、"事業実施は妥当、意見は無し"で良いか。

(委員) 異議なし。

(委員長)本件の審議は以上とする。

1(6) 消防本部庁舎及び保土ケ谷消防署整備事業について

(委員長)説明を。

(消防局)説明。

(委員長)質問等あればどうぞ。

(松本委員) 保土ケ谷区役所はどうなるのか。

(消 防 局) 区役所はこのまま。本部庁舎移転による空き室については、関係区局で 調整し、横浜市として活用する方向で検討中。

(松本委員) 現在の保土ケ谷消防署の敷地に建替えるとすると、このような細長い敷地で、必要な機能を確保できるのか。

(消防局)確保できる。

(松本委員) 区役所の建替えは検討しないのか。

(消防局)区役所の建替え計画は無い。既に耐震補強されている。

(松本委員) 土地利用を考えると、いずれ保土ケ谷区役所も何かしらの対応が必要になるのではないか。この敷地で無理やりつくらずにトータルで考えた方が

良いのでは。区役所も含めた検討を行ったのか。

(消 防 局) 区役所も再整備の検討のタイミングになっているのであれば、一緒に検 討することができたと思うが、東日本大震災の教訓をもって、消防本部庁 舎を急ぎ再整備する必要があると考えている。

(室田委員) 保土ケ谷消防署の移転先に、本部庁舎を移転した方が良いのでは。

(消防局)検討したが、本部庁舎に必要な面積が確保できない。

(中村委員) 消防署が移転すると相鉄線を渡ることになるが、アクセスのしやすさを 考えると相鉄線の高架化のスケジュールとあっている方が良いのでは。 また、事業スケジュールが遅いように見えるが何故か。

(消 防 局) 高架化は消防署の整備より後になる予定。渡る経路を検討し対応する。 また、現在も踏切の反対側に出場しているので、状況は変わらない。 スケジュールについては、保土ケ谷消防署が移転し、解体したあとに本 部庁舎を着工することになるため。少し多目にスケジュールをとっている が、できる限り早く完成できるように努めたい。

- (松本委員) この敷地を上手く効率的に使うことをちゃんと考える必要があるのでは。全市の消防本部としてベストなものを検討してほしい。
- (消 防 局)本部庁舎の設計の中でじっくり検討したい。区役所の将来の建替え等に ついて話は聞いていないが、所管する市民局や区役所に伝える。
- (委員長) 震災のときに問題になったと思うが、自衛隊は自分達で燃料を補完できるが、消防は燃料を補完できていなかった。自分達の法律で制限があったためと聞いたことがあるが、その点ではどうか。
- (消防局)震災後に対応し、自家給油取扱所を5か所設けた。
- (委員長)松本委員の意見は意見具申とするか。
- (松本委員) その点を考慮して進めていただければ意見具申でなくて良い。
- (委員長)では、関係する部署にこの内容を伝えるように。
- (委員長)他に意見、質問はないか。
- (委員)(なし)
- (委員長)1(6)消防本部及び保土ケ谷消防署整備事業について、"事業実施は妥当、 意見は無し"で良いか。
- (委員) 異議なし。
- (委員長) 本件の審議は以上とする。
- 1(7) 市場小学校第二方面校(仮称)整備事業について
- 1(8) 日吉台小学校第二方面校(仮称)整備事業について
- (委員長)説明を。
- (事務局) 1(7) 市場小学校第二方面校(仮称)整備事業と、1(8) 日吉台小学校 第二方面校(仮称)整備事業をまとめて説明する。審議はそれぞれでお願 いする。

(教育委)説明。

- (委員長) 1(7) 市場小学校第二方面校(仮称)整備事業について、質問等あれば どうぞ。
- (室田委員) 横浜市では、小学校を選べないのか。
- (教育委)基本的に学区制。一部、選択できるところもある。
- (室田委員) 原則選べないが、選択できる場合はどういう場合か。例えば近くに選べる学校があると、せっかく小学校を建てても、他の小学校に人気が集まってしまうことなども考えられる。また、計画している小学校は選択できる地域、できない地域のどちらか。
- (教 育 委)最初から選択できる地域等を指定しているものではない。両方の学校の 教室数等を考慮して選択できるかどうか検討する。市場小学校第二方面校 では選択制を行う予定はない。参考だが、他都市では、選択制により、学 校設備が新しい等の理由で人気が偏るなどの課題があり、やめた例もある。
- (委員長)都市計画上、学校ができることで、不適格になる施設は無いか。
- (教育委) この2学校については、影響を受ける施設は無い。
- (鎌田委員) 10 年間の暫定だとすると、他の代替地の可能性はなかったのか。これまでの検討経過など確認したい。
- (教 育 委) 基本的に 10,000 ㎡の敷地が必要。個別に所有者に確認等したが、無かったため、市有地のなかで関係局と協議、検討して決定した。
- (田中委員) 暫定の学校という視点から、総事業費は一般的な小学校と比較するとど うなるか。その後の利用などをどのように考えているか。
- (教 育 委) 一般的な小学校だと、総事業費は25億円程度だが、この学校の場合、 地盤の状況により、基礎部にコストがかかる。10年の暫定ではあるが、 教育は暫定でないため、必要な整備が出てくる。そのため、期間終了後の 解体しやすさや解体した部材の売却等を検討している。
- (委員長) 1(8) 日吉台小学校第二方面校(仮称)整備事業について、質問等あればどうぞ。
- (鎌田委員)綱島東小学校のことも考えると、整備場所として、他の企業の跡地の方 が良かったのではないか。
- (教育委)協議したが、一部敷地の利用が決定しており敷地面積が足りなかった。
- (委員長)他に意見、質問はないか。
- (委員)(なし)
- (委員長) 1(7) 市場小学校第二方面校(仮称)整備事業について、"事業実施は 妥当、意見は無し"で良いか。
- (委員) 異議なし。
- (委員長) 1(8) 日吉台小学校第二方面校(仮称)整備事業について、"事業実施 は妥当、意見は無し"で良いか。
- (委員) 異議なし。

(委員長)本件の審議は以上とする。

1(9) (仮称)羽根沢公園整備事業について

1(10)(仮称)三枚町公園整備事業について

(委員長)説明を。

(事務局) 1(9)(仮称)羽根沢公園整備事業と、1(10)(仮称)三枚町公園整備事業 をまとめて説明する。審議はそれぞれでお願いする。

(環 創 局) 説明。

(委員長) 1(9)(仮称)羽根沢公園整備事業について、質問等あればどうぞ。

(田中委員) 市費 15 億円について、みどり税は使えるのか。

(環 創 局) みどり税は樹林地の保全等を目的としているため、使えない。

(委員長) 1(10)(仮称)三枚町公園整備事業について、質問等あればどうぞ。

(中村委員)なぜ事業スケジュールが平成50年までかかるのか。早まらないのか。

(環 創 局) 現在、営農している方や相続税の納税猶予がある方があるため、整備で きるところから整備する。

(室田委員) 早く整備できる敷地の現在の土地利用は耕作放棄地ということか。

(環 創 局) そうです。

(室田委員) ここでのみどり税の活用は。

(環 創 局) 農園付き公園のため、一部で活用できる。

(鎌田委員) 農地は1期のみか。

(環 創 局) 1期で農地の3分の2くらい整備する。公園全体では樹林地の保全がほとんどである。

- (鎌田委員) ここが農園付き公園だと使い分けされるのかもしれないが、近くに片倉 自然公園がある状況で、2期、3期とわけてまでこの公園を整備する必要 があるのか。片倉自然公園と重複しないか、関係はどう考えているか。
- (環 創 局) 片倉自然公園は、少年野球場や樹林地を活用したプレイパークなどがある。プレイパークはプレイリーダーのもとで水遊びなどの冒険的な活動を行う場所。一方で、こちらは農園を中心とした、自然をそのまま見て歩く公園にするもの。
- (委員長)民間の家庭菜園の場合は、借りている人が放置してもかわりに管理して くれるサービスがある。この農園ではどのような使い方になるのか。
- (環 創 局) 指定管理者が運営することになるが、指定管理者が日ごろの農作業を行い収穫をみんなで行うメニューがある公園もある。公園事業として可能。

(委員長)他に意見、質問はないか。

(委員)(なし)

(委員長) 1(9)(仮称)羽根沢公園整備事業について、"事業実施は妥当、意見は無し"で良いか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 1 (10) (仮称) 三枚町公園整備事業について、"事業実施は妥当、意見は無し"で良いか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 本件の審議は以上とする。

2 その他

(委員長)事務局からその他あるか。

(事務局) 特にありません。

資 料

1 資料

特記事項

- ・次第・座席表・委員名簿
- ・資料① 山下ふ頭再開発事業の調書
- ・資料② (仮称)新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の調書
- ・資料③ 西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)の調書
- ・資料④ 中部水再生センター雨天時排水対策施設整備事業(仮称)の調書
- ・資料⑤ 西部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業(仮称)の調書
- ・資料⑥ 消防本部庁舎及び保土ケ谷消防署整備事業の調書
- ・資料⑦ 市場小学校第二方面校(仮称)整備事業の調書
- ・資料⑧ 日吉台小学校第二方面校(仮称)整備事業の調書
- ・資料⑨ (仮称)羽根沢公園整備事業の調書
- ・資料⑩ (仮称)三枚町公園整備事業の調書
- ・横浜市山下ふ頭開発基本計画 概要版パンフレット

2 特記事項

- ・本日の会議録は、委員に確認する。
- ・本日の意見具申、審議結果等の資料は、委員長の確認で確定する。

平成27年度第2回 横浜市公共事業評価委員会 平成27年12月21日(月) 横浜市

【水道一3】事前評価
西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)
(水道局)

(様式2)

公共事業事前評価調書 (案)

	事業名	【水道-3】西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)					
	場 所 (所在地)	保土ケ谷区川島町	保土ケ谷区川島町522番地				
			西谷浄水場の一部の施設(ろ過池、1号配水池等)は老朽化や耐震 性に課題があるため、再整備を行います。再整備にあたっては、施設				
			·確保するとともに、相模湖				
	t salte see the		の処理能力を増強し、自然活	流下系浄水場 [※] の給水エリ			
	事業目的	アの拡大を図ります	_				
		また、粒状活性が 的な浄水処理を行い	炭処理施設を整備すること ゝまま	で、これまで以上に安定			
			へより。 水を送る際にポンプを使用し	たい海水堤のことで 木市で			
			ボを 込る際に ボンフを 使用 し 井浄水場が該当します。	ない行外物のことで、本用で			
		131111111111111111111111111111111111111	表1 再整備事業概要	安			
			再整備前	再整備後			
事		処理能力	35.6万m³/日	39.4万m³/日			
7		ろ過池更新	単層ろ過	複層ろ過			
業		粒状活性炭	(上流で必要に応じて)	粒状活性炭処理			
		施設新設	粉末活性炭投入	型伙日正次是星			
概要	事業内容	3号配水》(耐震補強済 排水処理棟 濃縮槽	粒状活性炭施設新 管理 棟 排水池 2 号配水 (耐震補發 図 1 事業対象範囲	凡例 補強・整備済 事業対象範囲			
	事 業 スケジュール	設計期間 平成 28 ⁴ 工事着手予定 平成 供用開始予定 平成	230年度				
	総事業費	約 250 億円					

①必要性•優先度

【施設の健全性・耐震性の確保】

西谷浄水場のろ過池、1 号配水池は老朽化や耐震性に課題があります。 大規模地震などの災害時においても安定した浄水処理を行うため、施設の 健全性と耐震性を確保する必要があります。

表2 施設の老朽化と耐震性の現状

施設		築造年度	経過年数	耐震 性
フンほか	第1急速ろ過池	1974年	41 年	不足
ろ過池	第2急速ろ過池	1948~1954年	61~67年 耐用年数超過※	不足
1 号配水池		1915年	100 年 耐用年数超過 ※	不足

※2015年時点で法定耐用年数の60年を経過しているものを耐用年数超過とした。

事業の必要性



図2 現況図

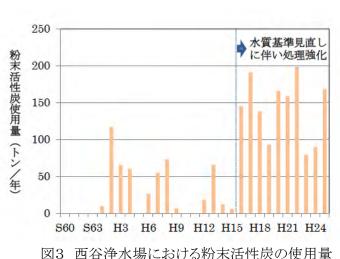
【自然流下系給水エリアの拡大】

自然流下系浄水場である西谷浄水場の浄水処理能力を増強し、給水エリアを拡大することで、停電等の災害時における給水の安定度を高めるとともに、電力使用量を抑え、環境にやさしい水道システムを構築する必要があります。このため、ろ過池の増強が必要となります。

【安定的な浄水処理システムの構築】

西谷浄水場の水源である相模湖では、藻類の繁殖によるかび臭などが発生しており、臭気を取るため、原水の臭いを検知した時点で粉末活性炭を注入しています。平成16年度に水道法に基づく水質基準が見直された際に、新たにかび臭物質が加わったことから処理を強化したため、使用量の増加が顕著となっています。また、水質が急激に変動した場合にもより安定的な浄水処理を行う必要があります。





②上位計画における位置付け

平成18年7月に策定した、「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」 では、浄水場の再整備の考え方を次のとおり示しています。

水質・水圧の面で有利な自然流下系の浄水場を優先的に使うととも に、施設の効率化を図るため、3つの浄水場を2つに統合し、また、 水処理を容易にするために1浄水場につき1系統の水源の水を処理す ることを原則とします。

- ○川井浄水場・・・道志川・相模湖系統→道志川系統
- ○鶴ケ峰浄水場・・相模湖系統
- ○西谷浄水場・・・道志川・相模湖系統→相模湖系統

このため、自然流下系である西谷浄水場は優先的に整備する必要があ り、これまで西谷浄水場の原水水質に適した浄水処理方法の検討を進 めてきました。



本市の浄水場の再整備状況 図 4

③代替性

【活性炭処理】

事業の必要性

水質が急激に変動した場合にも、より安定的な浄水処理を行う必要があるため表4のとおり、常時、活性炭で処理を行う、4つの浄水処理方法を「浄水処理の安定性」、「ライフサイクルコスト」、「維持管理性」、「環境負荷」の4つの視点で評価し、総合評価で優れる粒状活性炭を導入することとしました。粒状活性炭処理施設の追加位置は処理性、運転管理性に優れる沈殿池とろ過の間としました。

なお、浄水処理方法の検討にあたっては、外部の有識者等で構成する「西谷浄水場浄水処理方法検討会」(座長:滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科教授)を計8回実施し、助言をいただきました。また、検討に必要な知見を得るため、23年度から「粒状活性炭」の実証実験を行いました*。

表 4 総合評価

		浄水処理方法			
		A 粉末 活性炭	B 微粉化 活性炭	C 粒状活性炭	D オゾン +粒状活性炭
評	①浄水処理の安定性	Δ		0	©
価の	②ライフサイクルコスト		0	0	\triangle
視点	③維持管理性	0		0	\triangle
点	④環境負荷		0	0	\triangle

A 粉 末 活 性 炭:活性炭を粉末のまま常時注入する方法(現状より注入を強化)

B 微 粉 化 活 性 炭:Aを更に細かくして処理効率を高め、常時注入する方法

C 粒 状 活 性 炭:活性炭を池に敷き詰め、そこに常に水を通す方法

 \mathbf{D} オ \mathbf{J} ン + 粒 状 活 性 炭 : オゾンの酸化力で臭気物質を分解した後、 \mathbf{C} の処理を行う方法

※維持管理における知見を蓄積するため、現在も実験を継続しています。

①定性的事項

- ・施設の耐震化を図ることで、地震等の災害時でも安定的な浄水処理・給水 が可能となります。
- ・西谷浄水場の処理能力を増強することで、自然流下系の水を最大限活用した、環境にやさしい水道システムを構築できます。

表 5 再整備前後の処理能力

事業の効果 (費用便益分析等)

	再整備前	再整備後	
西谷浄水場 処理能力	35.6万m³/日	39.4万m3/日 ※	

- ※ 別途計画する導水路の整備完了後、39.4万m3/日の処理となります。
- ・粒状活性炭施設により、常時活性炭での処理が可能となるため、これまで 以上に安全・安心な水を安定的に供給できます。

②定量的事項 (1)マニュアルによるB/C(費用便益比)の算出 本事業におけるB/Cは、ろ過池の更新で5.5以上、粒状活性炭処理の新 設で15以上を見込んでいます*。 事業の効果 (費用便益分析等) ※「水道事業の費用対効果分析マニュアル(厚生労働省)」を用いて計算。事業実施に伴う便 益の考え方は次のとおり。 •ろ過池の更新 西谷浄水場の給水エリアにおいて、市民が独自に行う飲料水の備蓄費用を回避できる ものとして便益を算出した。 ・粒状活性炭処理の新設 西谷浄水場の給水エリアにおいて、市民が独自に行う水質改善費用(煮沸消毒、浄水 器設置、ボトルドウォーター購入、ウォーターサーバー設置)を回避できるものとして便益を 算出した。 (2)活性炭処理の費用比較 粒状活性炭処理施設を新設することで、粉末活性炭処理施設を更新した 場合*に比べ、50年間のライフサイクルコストで約165億円有利となります。 ※粒状活性炭並みの処理性を得られる場合の注入率(365 日常時注入)として計算。 ・自然流下系を拡大することで、環境にやさしい水道システムを構築します。 ・浄水場内ではポンプを使わずに、高低差を活用して水を流すことで、環境 にやさしい浄水処理システムを構築します。 環境への配慮 ・粉末活性炭処理から粒状活性炭処理に変更することで、浄水処理や排水 処理過程の電力消費に伴うCO。排出量や発生汚泥量が少なくなります。 • 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、特定建設資材 の適切な分別解体を推進します。

①お客さまニーズ 平成 26 年度に行った「水道に関するお客さま意識調査」の結果では、横 浜市が今後、特に力を入れるべき項目として「安全でおいしい水」、「大地震 等災害に強い水道づくり」が最も高い割合で選択されています。 100% 安全でおいしい水の提供 81.8% 大地震など災害に強い水道づくり 81.1% お客さまサービスの向上 11.2% 25.4% 環境保全への貢献 n=1,619 国際貢献の推進 12.0% 複数回答可 経営の効率化 地域の状況等 26.0% その他 | 1.0% 無回答 2.7% 図5 水道局が力を入れるべき項目 (H26 水道に関するお客さま意識調査) ※「水道に関するお客さま意識調査」の概要 調查地域:横浜市全域 調査対象:横浜市内に居住する 20 歳以上の方 4,000 人 抽出方法:住民基本台帳からの無作為抽出 調査方法:メール便配布、郵送回収 調査期間:平成26年5月12日(月)~5月26日(月) 有効回答数:1,619標本(回収率 40.5%) ②地元への説明 今後、地域の皆様への説明を予定しています。 既存施設の更新に加え、粒状活性炭処理施設を加えるものであり、 民間企業独自の技術・経営ノウハウを活用する範囲が小さいことか 事業手法 ら、公設公営方式とします。 その他 特になし 添付資料 有 担当部署 水道局 施設部 計画課 (压633-0180)

平成27年3月 横浜市水道局

西谷浄水場における浄水処理方法の検討結果報告書 【概要版】

西谷浄水場では、一部の施設で老朽化や耐震性に課題があるため、再整備の検討を進めてきたが、これに併せて、相模湖系統の水源水質に応じた適切な浄水処理方法の検討を行ってきた。

本報告書では、西谷浄水場へ導入する最適な浄水処理方法について、水源から浄水場までの課題を整理したうえで検討した結果を報告する。

1 本市の浄水場再整備の状況

本市の浄水場については、水源の水質に適した浄水処理を行うため、3つの水源の原水を市内3か 所の浄水場でそれぞれ処理する「**1水源1浄水場」**、及び災害時等における停電の際にも安定して原 水を送ることができる「**自然流下系の浄水場を優先**」の方針に基づき再整備に取り組んでいる。

これまで自然流下系の川井浄水場の再整備を行い、平成 26 年 4 月に稼動した。もう一つの自然流下系の西谷浄水場について、浄水処理方法を含め再整備計画の検討を行ってきた。

浄水場	導水方式	水源系統(変更前 → 変更後)	実施状況
① 川井浄水場	白ெ然法下玄	道志川·相模湖系 → 道志川系全量	平成26年4月稼動(膜ろ過施設)
② 西谷浄水場	- 自然流下系	道志川·相模湖系 -> 相模湖系全量	再整備計画の検討中
③ 小雀浄水場	ポンプ系	馬入川系:当面変更無し	今後、施設のあり方を検討

表 1 本市の浄水場の再整備状況

※鶴ケ峰浄水場は平成26年3月に廃止し、現在、配水池として再整備中



図1 本市の浄水場の再整備状況

2 西谷浄水場再整備の必要性

ろ過池や1号配水池等の施設は、**老朽化や耐震性に課題**があるため、大規模地震などの災害時においても安定した浄水処理を行えるように、耐震補強などを行う必要がある。このため、現在、再整備の検討を進めている。

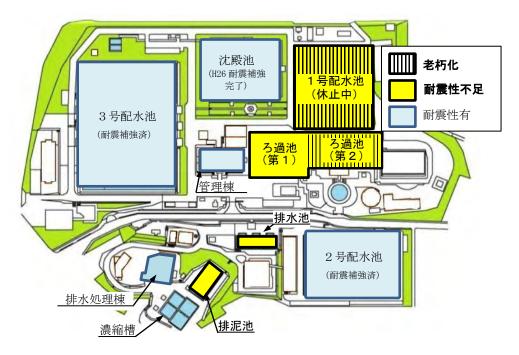
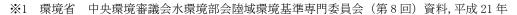
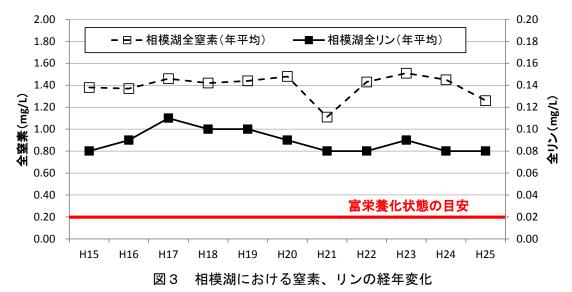


図2 西谷浄水場の老朽化と耐震性

3 相模湖の水質動向

西谷浄水場の水源である相模湖は、近年、富栄養化の原因である全窒素及び全リンの濃度が富栄養化状態の目安を大きく上回っており、慢性的な富栄養湖であるといえる。なお、相模湖の窒素・リンの7~8割は生活排水系以外*1と報告されており、抜本的な水質改善は難しい状況である。





4 浄水処理の現状

相模湖では、藻類の繁殖によるかび臭などが発生しており、臭気を取るため、原水の臭いを検知し た時点で粉末活性炭を注入している。平成 16 年度に水道法に基づく水質基準が見直された際に、新 たにかび臭物質が加わったことから処理を強化したため、使用量の増加が顕著となっている。

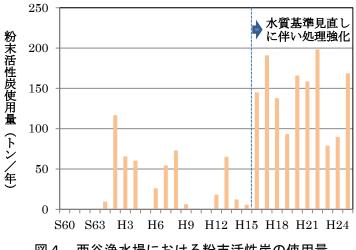




図4 西谷浄水場における粉末活性炭の使用量

粉末活性炭注入の準備作業 図 5

5 浄水処理方法検討の概要

再整備にあたっては、施設の耐震化を図るとともに、水質が急激に変動した場合にもより安定的な 浄水処理を行う必要があるため、最適な浄水処理方法を検討した。具体的には、常時、活性炭で処理 を行う、以下の4つの浄水処理方法を検討した。

A 粉 末 活 性 炭:活性炭を粉末のまま常時注入する方法(現状より注入を強化)

B 微 粉 化 活 性 炭:Aを更に細かくして処理効率を高め、常時注入する方法

C 粒 状 活 性 炭:活性炭を池に敷き詰め、そこに常に水を通す方法

D オゾン+粒状活性炭:オゾンの酸化力で臭気物質を分解した後、Cの処理を行う方法

検討にあたっては、外部の有識者等で構成する「西谷浄水場浄水処理方法検討会」(座長:滝沢 東京大学大学院工学系研究課教授)を計8回実施し、助言をいただいた。

6 実証実験

(1) 実験の概要

浄水処理方法の検討にあたり、必要な知見を得るため、平成 23 年度から継続して、粒状活性炭の実証実験を行ってきた。具 体的には、相模湖系原水を用いた粒状活性炭実験施設で、上向 流式と下向流式の比較実験を実施することで、西谷浄水場に粒 状活性炭を導入した場合の処理性・運転条件・最適フローを検 証した。

その他の処理については、実験室での実験や、実施設での処 理実績等を参考として、浄水処理方法を検討した。



粒状活性炭実験施設 図 6

(2) 実験結果

実験の結果、以下の知見を得た。

- 西谷浄水場に粒状活性炭を導入する場合、通水方向は上向流式が適している。上向流式で少なくとも3年目までは対象物質(かび臭及びその他異臭味、有機物)を良好に処理できる。また、3年以上通水する場合、毎年20%の活性炭交換により上記の処理性を継続して維持できる。
- 粒状活性炭導入により塩素消費量が削減できるため、浄水場出口の残留塩素濃度の引き下げ、 総トリハロメタン濃度の低減等が期待できる。

7 浄水処理方法の評価

今後の浄水処理方法については、実証実験の結果等を踏まえ、以下の4つの視点から評価した。

① 浄水処理の安定性:原水の臭気などの水質変化に対して安定的に処理ができるか。

② ライフサイクルコスト:建設、維持管理を含めた総費用で有利な方法であるか。

③ 維 持 管 理 性:施設の運転管理や機器の保守が容易であるか。

④ 環 境 負 荷:電力消費によるCO₂排出など、環境負荷が少ない方法であるか。 検討の結果、「粒状活性炭処理」が最適であると考えられた。

		浄水処理方法				
		A 粉末活性炭	B 微粉化活性炭	C 粒状活性炭	D オゾン+粒状活性炭	
評	①浄水処理の安定性	Δ		0	0	
評価の	②ライフサイクルコスト	0		0	Δ	
視点	③維持管理性	0		0	\triangle	
点	④環境負荷	0		0	Δ	

表 2 浄水処理方法の検討結果

8 浄水処理方法の変更による効果

粒状活性炭処理を行うことで、「浄水処理の安定性向上」や「より安全な水道水の供給」等の効果が期待できる。

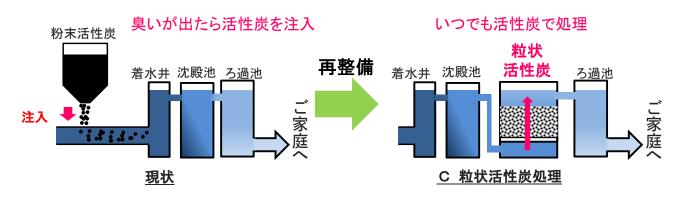


図7 浄水処理方法の変更のイメージ

再評価

	令和元度第2回横浜市公共事業評価委員会 会議録				
日 時	令和元年 11 月 12 日(火)14 時 00 分から 16 時 00 分				
開催場所	関内中央ビル(市庁舎側) 5 階特別会議室				
出席委員	森地茂委員長				
	石川永子委員、鎌田素之委員、中村文彦委員、室田昌子委員、				
	横田樹広委員、鷲津明由委員(50 音順)				
欠席委員	田中稲子委員、望月正光委員				
事務局	財政局公共施設・事業調整室 髙木室長、公共施設・事業調整課 伊勢田課長				
説 明 者	1(1) 水道局 施設部(西谷浄水場再整備担当)				
(事務局以外)	木村担当課長 ※以下(水道局)				
	1(2) 環境創造局 管理整備課 丸山担当課長 ※以下(環創局)				
	1(3) 道路局 河川事業課 秋本課長 ※以下(道路局)				
	1(4) 文化観光局 文化振興課 新谷担当課長 ※以下(文観局)				
開催形態	公開(傍聴1人、報道機関0人)				
議題	Ⅱ 議事				
	(1) 〔再 評 価〕西谷浄水場再整備事業 [水道局]				
	(2) [事前評価] (仮称) 西部処理区中和田雨水幹線下水道整備事業 [環境創造局]				
	(3) [事前評価] 都市基盤河川帷子川河川改修事業(川井本町地区) [道路局]				
	(4) [事前評価] 横浜美術館大規模改修事業 [文化観光局]				
	2 その他				
決定事項	1(1) 西谷浄水場再整備事業				
	・意見具申なしとした。対応方針(案)について「妥当」とした。				
	1(2) (仮称) 西部処理区中和田雨水幹線下水道整備事業				
	・意見具申なしとした。事業実施(案)について「妥当」とした。				
	1(3) 都市基盤河川帷子川河川改修事業(川井本町地区)				
	・意見具申なしとした。事業実施(案)について「妥当」とした。				
	1(4) 横浜美術館大規模改修事業				
* *	・意見具申なしとした。事業実施(案)について「妥当」とした。				
議事	はじめに				
	(事務局)委員会成立の定足数5名に達しており、会議が成立していることを報告				
	会議を公開することについて確認				
	1 (1) 西谷浄水場再整備事業について				
	(委 員 長)議事Ⅱ 1 (1)について説明を。				
	(水 道 局) 議事Ⅱ 1 (1)について説明				
	(委員長)質問等あればどうぞ。				
	(2) 2 (+ 4) 2 (0 4 + 2) (1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1				

- (鷲津委員) 当事業を行うことにより、ポンプを用いて加圧せず自然流下で配水可能な 地域面積が増えるということだが、そのことで節約できる電力はどの程度な のか。
- (水 道 局) 小雀浄水場や神奈川県内広域水道企業団のポンプを用いて送水している施設から水が送られる地域の一部が、西谷浄水場から自然流下で送る地域に変わるため、年間約2億円の削減効果が見込まれている。
- (中村委員) 調書(案)の1ページの記載では、当初(事業採択時)の事業期間は令和7年で終わり事業費は250億円とあるが、自然流下系の相模湖系統の水を全量処理するにはその後別の工事が必要になる。それなら西谷浄水場全体を一括して再整備した方が良いという理解で良いか。その説明がないので、調書(案)1ページにある表だけを見ると、工事期間が15年延び、金額が約430億円増えるように見えてしまう。全量処理するためには、この250億円のほかに別の工事があり、更に事業費を要することになるのだが、そこを今回、事業費を節約し、かつ短期にしたという理解で良いか。
- (水 道 局) 相模湖系統の水利権水量の全量処理を早期実現するため、当初ろ過池と粒 状活性炭処理施設の新設のみであったところを、浄水場全体をもう一度しっ かりと見直し、着水井から排水処理施設まで今回全部整備していこうとした ものである。
- (中村委員) 当初案のままで全量処理をするためには、更に時間がかかり、更にお金がかかる、そのような数字はないのか。当初案の事業範囲である施設を新設し、令和7年以降にそのほかの施設の整備を進めながら全量処理をするべく事業を進めていくと更に時間と金がかかるのを、今回は期間を短縮して事業費を縮減できるというように説明を解釈したいのだがどうか。
- (水 道 局) 実際に事業が完成する時期は早まる。費用については、浄水場内の各施設 に要する費用を算出し計上しているので、現段階では一括して整備すること で総事業費が安くなることは見込まれていないが、今回、デザインビルドと いう手法を採用するので、更に削減できるのではないかと期待している。
- (委員長) 当初案ではその後再整備しようとしていた施設を全部実施したとしても、 金額は変わらないと言われたのか。
- (中村委員) 令和7年に当初案の工事が終了するが、まだ西谷浄水場では全量処理ができていないことで良いか。

(水道局)はい。

- (中村委員) ゆえに全量処理するためには、当初案とは別の工事を行わなければいけないから、お金がかかり時間がかかるだろうと想像するのだがどうか。
- (水 道 局) 当初案では、ろ過池と粒状活性炭処理施設の2つの施設を整備する費用しか事業費の250億円には入っていなかった。そのほかに着水井や排水処理施設などの整備も必要である。
- (委員長)施設ごとに施工単価を積み上げているから金額が同じだと言っているのか。

- (水道局)はい。
- (委員長) 当初の案というのは表に記載された金額ではなく、今回変更案で示す施設 全てを事業対象とした費用となり、当初案の対象を整備した後で遅れて残り の施設を整備した場合の事業費はこの変更案と同じ金額なのかという質問 である。
- (水道局)算出した時期は同じため、金額は同じである。
- (鷲津委員)予算を算出する時には、浄水場内の施設1か所ずつについて算出したコストを単純加算して全体コストとするが、実際にはデザインビルドを採用することで全体コストが縮減できるということだと解釈する。その根拠は何か。
- (水 道 局) 当事業を行うにあたり関係事業者にヒアリングを行っている。その中で 5%程度削減できると聞いている。
- (鷲津委員) それは一括して整備することで規模効果のようなものがあるからではないか。
- (水道局)はい、一括して整備するからだと思っている。
- (鷲津委員) 個別工事の足し算によって算出した予算が、デザインビルド方式での下で は算出値以下にすることが見込めると言われていると解釈するが。
- (委員長) それは中村委員の質問とは違う話である。
- (中村委員) デザインビルドかどうかでなく、当初案の工事を仮に実施していた場合、 自然流下系の全量処理は令和7年ではできていないはずである。その上で全 量処理を行うためには、何か別の工事を実施していかなければいけないと思 う。そのためにはお金と時間がかかるだろう。それよりは今日の提案である 変更案の方が優れていることを説明してもらえればすごく良いと思うのだ が、そこが分からない。
- (鎌田委員)全量処理は粒状活性炭処理だけで可能であると思う。可能だが、当初案では付随施設を後から整備しようとしていたところを、変更案で一括して整備した方が時間的に短縮できるのではないかと思うが、コスト的にはそれほど大きなメリットはないと先述の説明では理解している。
- (中村委員) 令和7年度でも全量処理は可能なのか。
- (鎌田委員) 処理可能だが、水処理以外の浄水場に付随する導水機能や排水機能で必要 となる施設はいずれ整備しなければいけないという説明であったと思うが どうか。
- (水道局) 先生の述べられたとおりである。
- (鎌田委員) いずれ整備しなければいけない施設を、予算的に余裕が出たので、今回一括して見直したいとのことと思う。ただ、250 億円が 680 億円に変わること に対する説明がついていないと思う。中村委員が先に述べられているように 数字による説明がほしい。
- (中村委員) 調書 (案) の1ページでは、全量処理を早期実現するためと下線を入れて 記載されているがそうなのか。
- (鎌田委員) 平成 27 年度の当初案ではろ過池を更新し粒状活性炭施設を新設すること

により、従前よりきれいな水になる。ただ、それ以外の付随施設を合わせて一括して更新する方がベストなのだろう。私は事情をよく分かっていないのだが、当時は資金の問題で600億円という金額はなかなか出せなくて、恐らくろ過池だけ整備することにしたのではないかと思う。そして、今回は改めて全て一括で整備した方が良いとしているのではないか。

- (中村委員) 調書 (案) 1ページの次の記載に、導水路、浄水処理、排水処理まで全体 最適で整備することが大事とある。その結果、430 億円増えて、期間が 15 年間延びるようになっている。
- (鎌田委員) 中村委員が述べられたように、事業費増加の内訳として、各施設をばらばらに整備した方が良いのか、一括に整備することによりコスト、メリットがあるのかどうかをしっかりと示してもらい、仮にコスト的に下がらないとしても、時間的にどれだけ短縮できるのかということを説明してもらわないと皆さんに理解は頂けないと思う。足し算をして増えることは恐らくないと思うが、事業費が減る効果がどれくらいなのか、また時間的なメリットがどれくらい出てくるのか、更に、最初の質問に答えられたように事業が1年間遅れれば約2億円のコストが余計にかかるようなので、そのことを含めてメリットがあるのかどうかという部分の説明をしてもらいたいと他の委員も思われていると思うが、そのことについてはどうか。
- (水 道 局) まずコストについてだが、この 680 億円という数字は、元々予算を計上する時にそれぞれの施設を整備するため必要な金額を個別に試算し、それを全て積み上げて算出しているものなので、どこかの施設を後に整備したとしても、その金額は変わらない。次に時間としては、平成 27 年の時点では排水処理施設や導水路も含めてだが、当初案で整備する施設以外の整備は、まだいつ整備するのか厳密に決まっていなかった。ただ、当時も累積資金や事業費のバランスを見ながら、いずれは整備しなければいけないという認識はあった。今回それを一括して同時に整備する方が安定給水にも繋がるので、早く進めようと決めたところである。具体的に元の予定からどのくらい早まるかと問われても答えることが難しい。
- (委員長) そう言うが、全体最適というのは、個別に行った場合は経済的でないということだから、一括して同時に整備することで全体最適をしているわけだろう。つまりそれは余計にお金がかかるということである。また、説明されたように整備が遅くなることは、費用便益の分析では、将来の費用及び便益を現在価値化した時、将来に整備した方が基準年度に現在価値化したコスト(費用)は安くなるから、早く整備するメリットがなければ遅くした方が良いことになる。それをお金があるから早く整備すると言うと、論理的に何か話が違うことになっている。
- (水 道 局) 導水路の整備を前倒しして、西谷浄水場に相模湖系統の水利権水量の水を 全て送れる状態にするという判断がその時点であった。
- (委員長)中村委員の質問に適切に答えた方が良いのだが、それをできませんと言わ

れると困る。全体最適したら、しないより良くなっているから全体最適と言われていることは分かる。しかしコストだけ同じと言われるが、それはコスト面と便益面と両方にメリットがあるはずである。現在価値化する時に社会的割引率で割り引くので、遅く整備した方が得になる。

- (鷲津委員) 今回の案に変更することによるメリットをもう少し強調する工夫をした方が良い。例えば、設計費が安くなることや、これまで必要であったポンプに要する年間の電気代に相当する2億円が何年分節約できるかなどを説明すれば、今回早く整備することのメリットが分かりやすくなる。
- (水 道 局) 定量的な説明ではないが、この事業を早く行う理由は、自然流下系の給水が早期に実現できることで、災害時も安定給水が可能となることがある。
- (中村委員) 相模湖系統の水量の全量処理が早期に実現できるということは、今回の整備を行わなかったら早期に実現できないことであると聞こえる。ゆえに、今回このように整備を進めたら早期にできると理解したのだが、それはこのように行わなかった場合は早期に実現できないということの裏返しと思うがどうか。

(水道局) そうである。

- (中村委員) このように整備しなかった場合はどれくらい時間がかかるのかという質問である。だから変更案でも、事業期間が同じと説明されるとおかしいと思うし、森地委員長が述べられたがコストが同じだったらこれだけのコストについてそれは説明にならない。しかし、鷲津委員が述べられたように、一括で同時に整備することを今回考えたことでいろいろとメリットが多いと説明していれば分かるのだが、そのような説明がなされていない。
- (水 道 局) 期間は短くなるが、ただ何年間短くなるというための基準がないというか、 元々はいつ整備すると厳密に決まっていたものではなかったところがある。 定量的な回答にならないことは申し訳ない。
- (委員長) 比較をしていないという話は理由にならない。つまり、費用便益の分析において何と何を比較して、今回の変更案が良いかどうかという話である。その時に比較する片一方についてデータがありませんと言ってしまうと何と比較しているのかとなってしまう。つまり、この変更案の内容が、当初案が提示されていない状態で先に提示されているなら、この便益がどうだと説明される話なのだが、今回は前のプランを変更するわけだろう。変更する以上は前のプランで、中村委員が述べられるように検討したものと今回一括して整備したものを比較して変更案の方が良いと説明できなければ変更の理由にはならないだろう。
- (中村委員) 前回の事前評価の際に、委員会としてその計画で妥当と判断した以上、変 更案の方が良い理由を説明してくれないと困る。例えば、仮想であっても、 もし当初案のまま整備を進めると、その後このように必要な整備を続けて行 うことになり、明確には決まらないがそのための期間は全体でこれぐらいか かるものが、今回の案ではこれぐらい短縮できるといったことを説明する

- と、良い計画に見直している、前回から変更して良いとなるので、そのよう に説明がほしい。
- (委員長)当時は時期が決まっていないから比較していないとは言わず、元々22億 円収入が上回ったから一括して整備できるようになりましたという説明で 良いか。
- (水道局)早期実現が可能になってきたということである。
- (委員長)22億円は現実にあることで良いか。
- (水道局)はい。
- (委員長)実施可能な範囲で、先の整備は先に行い、後の整備は後に行い、それを原 案にして今回の計画と比較してこれだけ良いと説明すれば極めて単純明快 になる。
- (水 道 局) 言われることは分かる。
- (委員長) コンサルタントに発注したりして余計なお金をかけろと言っているのではない。自分達で計算すれば、すぐにできるのではないかと思う。現状のままでは説明資料になっていないので、後で検討してもらいたい。
- (事務局)資料を改めて整理し、再度提示することでよろしいか。
- (委員長) 再整理した資料を皆さんに提示することとする。もうひとつ質問がある。 単年度の料金収入が想定より 22 億円上回ったことと今回増加した事業費が 430 億円であることの関係がどのようになっているのかよく分からない。直 近で年間 22 億円の収入が増えたのだろう。
- (水 道 局) 平成29年度ではそうである。
- (委員長)説明では、それだから変更することとしたと言ったのか。
- (水 道 局) この時に相模湖系導水路を改良する計画を早めて行うこととなった。
- (委員長) そうではなく、収入が22億円増えたから新しいプランができますと言ったわけだろう。新しいプランは当初と比べて430億円増えている。なぜ22億円の単年度の結果で判断し、430億円をカバーできると言えるのか説明がない。単年度の22億円だけでできますと説明したのだから、フィージビリティ(実現可能性)について、その判断の説明もしてもらいたい。恐らく施設の耐用年数が何年など計算していけば、事業期間が20年ぐらいだから大丈夫と判断したのだろう。
- (水 道 局) 説明が不足していたかもしれないが、水道局では少しずつ累積資金が積み上がってきており、料金収入が想定より上回った額が平成29年度は22億円であるが、料金収入において計画より決算額が徐々に上回る傾向が見られたので、まず相模湖系導水路の改良事業を早めて行うことになった。それを契機として、浄水処理全体を見直す話になった。
- (委員長) そのような話ではなく、単年度の数字だけでなぜ 430 億円の増加をカバーできるのか。
- (水 道 局) この 22 億円が 430 億円に直接的なものではなかったものなので、少し補 足をさせて頂いた。累積資金が順調に積み上がっており、平成 29 年度では

200 億円を超える金額となっている。事業に充当する資金としてはそういったものもある。また、事業期間が20年間あるので、事業費が430億円増えるが、20年で割ると年間では約20億円となる。

(委員長) そのような説明は先にしないといけない。

(室田委員) それでは、料金収入が予定より増えた理由や、料金収入が想定を上回ることが今後 20 年間続く理由を教えてもらいたい。なぜ予定よりも利益が出て一年間で 22 億円をプールすることができたのか。もうひとつは、実際の収入が計画額を上回ることが今後 20 年間続いていくと予想されているのはなぜか。

(水 道 局)料金収入がということか。

(委員長)水道料金を値上げしたわけではないから、売れた水が多かったのであろう。

(水 道 局) 当初の予定よりも多く水が売れたということである。

(室田委員) それは今後20年間続くということなのか。

- (委員長) 仮に人口が要因だとすると、人口が増えて、計画より 22 億円収入が増えたとなる。今後も暫く人口が同水準で移行する傾向だとすると、この収入の傾向も同様に続くことになるだろう。
- (室田委員) そうだろう。ただその辺はどのように計算されて 20 年間それが続くと見 込まれたのかその理由がよく分からなかったので、もし理由があれば教えて もらいたい。
- (鎌田委員) 水道料金等の在り方について現在水道局では検討されており、令和元年9月27日に横浜市水道料金在り方審議会から答申が出ているので、恐らく水道料金の値上げをしていないのにと述べられたが、今後のことを踏まえ準備をされているものと思う。

(室田委員)分かりました。そこは大丈夫ということで良いか。

(委員長)決まっていないから、まだ水道局では言えないということか。

- (水 道 局) 水道料金が今後どのようになるかはまだ内部で検討中であるが、当然この 事業だけではなく水道施設はほかにも多数あるので、その更新費用を全部含 めて現在検討している状況である。当然この事業も踏まえてとなる。
- (石川委員) 調書(案) 4ページの事業実施に伴う便益の考え方にある記載で、ろ過池の更新に係る事業採択時と変更の B/C の説明が分からないので教えてほしい。事業採択時の場合は7日間分の備蓄の費用を回避できるということで便益を算出したという部分は分かるが、その後の変更時のB/C の説明で、全量処理のコストと、その下にただし書きのようなことが記載されており、この辺が分かりにくい。これは事業採択時でも変更時でもどちらにしても耐震性のある施設になっているので、7日分の備蓄はできるということなのか。
- (水 道 局) ろ過池が地震で壊れてしまうと、水が作れなくなる。その分は飲み水が必要なので、7日分の飲み水を確保するための需要者によるペットボトルの購入を便益としている。

(石川委員) それは分かるのだが、その後の変更時の B/C の説明がこのように記載され

ているので分からないのだが、事業採択時でも変更時でもどちらにしても耐 震性はあるということで良いか。

- (水 道 局) はい、耐震性はある。B/C が下がった要因としては、便益についての数字が、事業採択時の評価時点では1リットル当たり100円であったのだが、変更時では半分の49円になったこともある。これは水道事業の費用対効果分析マニュアルに基づいた単価を用いている。
- (石川委員)事業採択時の考え方に則り B/C を算出したと記載しているのはそのようなことなのか。この文章が分かりにくいので教えてもらいたい。
- (水 道 局) 先述のとおり当初案の平成 27 年度には7日分の備蓄を便益として用いていたのだが、ろ過池が地震で壊れた時には、7日で復旧することは適わず、実際は30日以上の日数を復旧に要すると考えている。本来その30日間を数字として用いて便益を計算すべきところであるが、やはり事業採択時のB/Cと比較する必要があるため、同じ7日間を用いて今回便益を算出している。
- (委員長)マニュアルが変更されたことによる便益の増加を良心的に加えずに B/C を 算出して比較してもこうなったということだろう。
- (水 道 局)変更案のB/Cは比較的小さい方で比較した。
- (委員長)30日で便益を考えても良いはずである。
- (水 道 局) 30 日を用いて算出すると事業採択時の B/C と同程度の数値になってくるかと思う。
- (委員長)事業は結構である。ただし、資料は適切に修正することで良いか。
- (横田委員) 自然流下系による給水地域が増えることにより、現状のポンプが不要となり撤去することや、新しく自然流下系の給水地域にするためのコストが加わることがあるのではないかと思うのだがどうか。
- (水 道 局) ポンプの撤去に関しては、ポンプで送水している浄水場がまだ残るので、 全て撤去できることにはならない。ただ、水を送る地域を変更するので、場 合によっては配管工事が必要になるなど多少の費用は出ると思う。
- (横田委員) 給水地域が大きく変更されるとそのようなコストもかなり大きくなるのか。
- (水 道 局) 配管工事とは別に既存の管を通る水の方向を変更する方法も取るため、それほど大きくならないものと考えている。
- (委員長) それでは、現状の計算でも費用便益は1.5以上のため、基本的に、事業は継続とする。ただし、資料は納得できるものに修正することとしたいと思う。 修正した資料は各委員に送ることとする。
- (事務局)委員会の審議結果は、事業の継続は妥当とする。ただし、資料については 質問頂いた要点を整理の上、各委員へ提供させて頂くこととする。
- (委員長)本件の審議については以上

1(2) (仮称) 西部処理区中和田雨水幹線下水道整備事業について

(委員長)議事Ⅱ 1(2)について説明を。

(環 創 局) 議事Ⅱ 1(2)について説明

(委員長)質問等あればどうぞ。

- (鎌田委員) 市営地下鉄の変電所があるということだが、その施設が浸水した時、例えば、地下鉄が止まるなどそういった影響の評価は費用対効果の便益に加えられているのか。また、今回いろいろと水害があり市民の関心が非常に高いと思うが、ただ単に浸水というだけではなく、電気関係の施設や市の重要施設が浸水被害の危険性が高いエリアにあった時に、今回のことだけではなく優先的に事業を進めていくことを今後検討してもらえるのか。この2点を教えてもらいたい。
- (環 創 局) まず、公共交通の途絶については被害額に算定し、便益として見込んでいる。また今回のような公共交通の施設に浸水が影響する可能性がある地域で 浸水対策事業を行うことがあれば、優先順位は自然に上がってくると考えている。
- (鎌田委員) 先日の台風 19 号では、新幹線の車両基地の浸水被害があり報道で大きく 取り上げられた。今後も優先順位を上げて委員会などで評価を頂くというこ とを検討してもらいたい。
- (鷲津委員)優先順位の話が出てきたが、この地域はそもそも優先順位が高いところなのか。このような事業の説明をされる時には、まず横浜市全体に浸水被害の危険性が高い場所がどのくらいあり、ここは優先順位がどのくらい高いのかという説明が最初にあると良い。もうひとつは、工事費はこのように積み上げたと調書(案)4ページに記載がある。今回の工事においては、シールド工法のほかに選択の余地がないと思うが、工事費の根拠について説明がほしい。
- (環 創 局) まず1点目の優先順位については、現在、環境創造局では「横浜市下水道事業中期経営計画 2018」という計画に基づき下水道整備事業を進めている。この計画の中で、浸水対策については、過去に被害を受けた地区を重点的に整備するとしている。先に説明させて頂いたが、中和田地区では平成 26 年に浸水被害があったことから計画の中で優先順位の高い地区として位置づけている。本計画では、目標整備水準が時間降雨量約 50mm に対応する整備を進める 129 地区と、約 60mm に対応する 41 地区を、当面整備を推進する地区として定めており、その中のひとつに中和田雨水幹線を位置づけているといった状況である。

(委員長) あと工事費の根拠はどうか。

(環 創 局) こちらは調書 (案) 4ページの工事費内訳に記載しているが、幹線築造費の内訳でシールド工事費として、上流の 1800mm が 7 億8千万円、下流の2600mm が 13 億3千万円である。

(鷲津委員) 内訳でなく、それをどう積算するのか。

(環 創 局) 基本的には全て積み上げで計算している。

(鷲津委員) 積算の根拠は、国土交通省で単価のようなものを出しているのか。

(環 創 局) 国土交通省で「下水道用設計標準歩掛表」という積算用の資料があり、 2600mm も 1800mm もその資料を用いて積算し、概算金額を算出している。

(鷲津委員)全てその国土交通省の積算資料に従い積み上げられたものか。

(環 創 局) はい。

- (横田委員)質問が2点ある。1点目は、ここにバイパス管を通すことで排水区域自体が少し将来的に拡大することや周辺の排水処理能力が足りていないエリアもこの管に更に接続されてくるような可能性があるのかどうか。2点目は、浸水被害の抑制と排水能力確保ということが両立したプランとしてこのバイパス管の設置であるという必要性、管が一本であるという必要性がどういったところにあるのかがまだ分からない。浸水被害の低減に関して別の選択肢があった上でこの一本のバイパス管なのかというところについて教えてもらいたい。
- (環 創 局) まず1点目は、下水道の幹線は水を集めるエリア、いわゆる流域を設定しており、当初から隣接する流域から水を繋ぐことを想定していない。仮に将来、本幹線に隣接する流域で浸水被害が頻発し、緊急的な措置としてそのような整備が必要である場合は、隣の流域の水を排水する下水道管を本幹線に繋いでも安全であることを確認したうえで実施することはあるかもしれない。2点目は、今回はシールド工事を行うこととしているが、この既存水路2本の排水能力を向上させるには、一番シンプルな方法として、既存水路を掘って広げていく方法がある。しかし、中和田地区では家と家の間に既存水路があるような状態であり、水路を広げることも、深くすることも、かなり難しい。そのため既存水路とは別ルートでバイパス管を設置する案で検討している。その中で、現状このバイパス管を通せそうな道路を探し、今回提案した形になっている。補足になるが、開削による工法も検討をしているが、現場状況を鑑みると、施工は困難な状況である。
- (中村委員) その前に細かいことだが、調書(案) 2ページに記載がある中和田雨水幹線を今回入れることにより、降雨時の排水の流れ方が変更され、従前であれば浸水していた地域が浸水しなくなる。そして、浸水に影響していた降雨の水も和泉川へ放流されることになるとすると、和泉川に繋がる既存水路の部分やその周辺の地域に、バイパス管を入れることによる影響が出るのか出ないのか。そこはしっかりと配慮しているとの回答がほしい。もうひとつの質問は、横浜市内の合流式下水道による排水地域はどのくらいあるのか。

(委員長)横浜市は東京都と比較すると分流式下水道の地域が多い。

(中村委員) それでは、優先順位を決定する時に、説明では浸水が以前に発生した場所 を優先すると言われていたが、実際に浸水が発生した際にその被害が甚大で あるかどうかや先述の公共的な電源施設がある場所、何かそのような理屈で はまだ整理がされていないということである。現状では実際に浸水が発生し た場所が何か所かあり、あるいはシミュレーションを行い時間降雨量が約50mm、約60mmの地区を対象とした整備と述べられていたが、合流式下水道の地区も、もう少し早く整備を進めなければいけないことや公共的施設のある場所は先ほどの議論を参考にするという話はあるのか。

- (環 創 局) まず本幹線が放流する既存水路の能力についてですが、今回バイパス管を入れる最も下流側の接続先である既存水路の排水能力を評価し、能力があることを確認している。次に、分流式か合流式かについてだが、横浜市内の合流式下水道地区は市内全体の約1/4の地域、面積にすると約1万ヘクタールで主に東京湾の沿岸部となる。中和田地区は、分流式下水道の地区となっている。優先順位については、これまで浸水実績ベースで優先順位を考えてきたが、先日の大雨など近年、局地的集中豪雨の頻発があるのでそのリスク対応も重要だと考えている。計画の優先順位をどうするかについてはこれからの検討課題と考えているがご指摘のとおり、浸水被害の有無はもちろん、その被害の程度、また今回のような公共交通の施設の有無などを優先順位の重要な要因だと思う。
- (委員長)説明資料の中で、既存水路の排水能力が確保されている区間から排水能力 不足の区間に変わっている場所で水路の幅が狭くなった箇所が危険なのだ と思う。既存水路の排水能力不足の場所(図の赤線部)の上流から取水管き ょを取り出すということで良いか。
- (環 創 局)排水能力不足の既存水路の区間より上流側で水を取るように計画している ので、そこから下流側に流れる水は少なくなる。
- (委員長) 既存水路より雨水幹線の方へ優先して水が流れていくことで良いか。
- (環 創 局)はい。既存水路に流れる水を基本的に全量取る。
- (委員長) 全量を取るのか。
- (環 創 局) 既存水路に流れてくる水を全量雨水幹線の方に流すので、基本的に既存水 路の方は、地先の水、その周辺の水だけを取り流すような形にしていく。
- (委員長)分かった。そうすると、時間降雨量約50mmに対応した整備と言っているが、実際は中和田雨水幹線のほかに既存水路分の排水能力もあるはずだから、もう少し多い降雨にも対応していけるということか。
- (環 創 局) 既存水路をどうしていくかということは水路断面の有効活用の考え方の整理や、水路上部の活用方法について地域の皆さんとの調整が必要だと考えている。既存水路に地先の排水管を敷設し埋め戻していくのか、それとも既存水路に貯留機能を持たせたうえで埋め戻すかなど水路断面の有効活用の考え方の整理や、その埋め戻した部分の地表部分を地域で利用したいなどのニーズもある。その方向性については今後の検討事項である。
- (委員長) このところ局地的集中豪雨が頻発していることから時間降雨量が約 50mm への対応で大丈夫なのかと思った。
- (環 創 局) 地域の排水能力のバッファ (余裕) としての考え方はもちろんある。
- (委員長) それでは、審議の結果、事業は妥当と判断する。また、委員から議論があ

ったことを踏まえて下水道整備地区の優先順位について考えてもらうことは 横浜市環境創造局で当然実施して頂けることとして、意見具申はなしとする。

(事務局)委員会の審議結果は、本事業を妥当とし意見具申はなしとする。

(委員長)本件の審議については以上

1(3) 都市基盤河川帷子川河川改修事業(川井本町地区)について

(委員長)議事Ⅱ 1(3)について説明を。

(道 路 局) 議事Ⅱ 1(3)について説明

(委員長) 質問等あればどうぞ。

- (鷲津委員) 先ほど前の案件で質問していた内容が全てカバーされた説明であり大変良かった。それでもまだ質問がある。帷子川において、ここが特に重要なのは、やはり横浜駅が下流にあるからか。ここを改修することで一大市街地の浸水の危険性が減るということなのか。
- (道 路 局) もちろんそれはあると思う。ただ帷子川の場合は、帷子川分水路と言う放水路が平成9年に完成している。帷子川中流部から横浜港まで帷子川分水路を整備したことで、横浜駅周辺地域はかなりこの放水路により水害から守られていることがあると思う。
- (鷲津委員) 工場や寺院の敷地を通る計画河川用地はどうなっているのか。
- (道 路 局) 工場の方はまだ土地取得となっていないが今年4月に取得に係る契約を済ませている。工場が市内の別の場所に移転し、現在新本社工場が建設されている。寺院の方は、予算上の関係もあり、まだ土地取得には至らないが、基本的には承諾を頂いているので、近いうちに土地取得を精力的に進めていきたいと思っている。
- (横田委員)環境への配慮の件になるが、帷子川は旧河道の環境活用、これからの環境 利用の可能性が高い。計画では旧河道の流量は含まないということで良い か。
- (道 路 局) 計画では基本的に旧河川の流量を見込まないが、昨今の雨の降り方を考えると、果たして時間降雨量約50mmへの対応で足りるのかということもあり、ある程度超過降雨の際は河川放流した上で、旧河川を利用していくことが必要なのではないかと考えている。
- (横田委員) そうした時の B/C の考え方は、旧河道のそのような利活用を含めているのか、それとも含めていないのか。
- (道 路 局) 今回はまだ含めていない。理由としては、超過降雨を計画では見込んでいないことがある。そのため、いわゆる安全度というものを今気象庁がいろいると言っているように、いわゆる普通の整備水準だけで考えて良いのかというようなことを考えると、やはりゲリラ豪雨とまではいかないが時間降雨量約 60mm をある程度念頭に置き、河川事業者としては今後河川整備を進めていく必要があるのではないかと考えている。

- (横田委員)環境創造局で恐らく旧河道の上部利用があるかと思うので、環境としてどれくらい確保し、治水としてどれくらい確保するのかということを、旧河道に関しても検討の対象に加えてもらいたい。
- (道 路 局) 旧河川の利用としては、地下にパイプを入れて、地表部は遊歩道にすることがこれまで一般的であった。そのパイプの大きさをある程度大きく取れれば、局所的な集中豪雨にも対応できるようになるので、そのようなこともまた検討しつつ整備を進めていきたいと思う。
- (中村委員)環境創造局と道路局でいろいろと情報共有して事業を進めておられるということで良いか。
- (道 路 局) はい。時間降雨量約 50mm に対応する整備ということは共有している。
- (中村委員) 更に先の案件のように、雨水幹線を新たに通した方が良いのか、それとも 河川整備をした方が良いのか、または両方をセットで行った方が良いのかと いう施策の整理はどこで行われているのか。
- (道 路 局) 帷子川では、先ほど説明の中で2回ほど最近床下浸水があったということで、約2年前に環境創造局の下水道部署と連携して暫定対策というものを実施している。それは、帷子川に流れ込んでくる水を雨水調整施設で一時的に貯留することで河川流量を抑制することや、あるいは、いわゆるバイパス管を通じて下流へ雨水を直接運ぶことで、浸水の発生を抑えることができないかというようなことをしており、先日の台風 19 号の時にその効果が出た。時間降雨量が 50mm 近く降ったのだが、川井本町地区の道路は表面を薄く冠水する程度で済んだという大きな効果があったことが、昨日のタウンニュースか何かに掲載されていた。そのようなことで下水道と連携して河川整備事業を進めている。

(中村委員) 調書(案) の記載と冒頭にそのような説明があればより分かりやすい。

(道 路 局) また今後とも下水道と連携して進めていきたいと思う。

(委員長)審議の結果、事業の実施は妥当と判断し、意見具申なしとすることで良いか。

(委員)良い。

(事務局)委員会の審議結果は、本事業を妥当とし意見具申はなしとする。

(委員長)本件の審議については以上

1(4) 横浜美術館大規模改修事業について

(委員長)議事Ⅱ 1(4)について説明を。

(文 観 局) 議事Ⅱ 1(4)について説明

(委員長)質問等あればどうぞ。

(室田委員)何点か質問がある。企画展による来館者数の目安を説明頂いたことは良かったのだが、このような事例を数値化して効果を表すことは難しいと思うがそれでも数字で示してもらいたかった。ただ費用対効果分析としてこのよう

な事例の B/C を出すことは難しいと思う。例えば、収入がどのくらいあるのか、あるいは空調設備の不具合があり故障が発生した他都市の美術館の事例を先に説明していたが、その美術館では具体的にどの程度の故障がどれくらいの回数発生したのかを数値化して示してもらえると良いと思う。ほかの同レベルの美術館の改修事例を示して頂いたことは良かったと思うが、例えば、東京都現代美術館の改修事業の工事費では約100億円弱で施設延床面積は東京都現代美術館の方が横浜美術館より広いようだが、どうして横浜美術館の延床面積の方が小さいのに改修事業の工事費が高いのか説明を頂けると分かりやすいと思う。

- (文 観 局) 東京都現代美術館や京都市美術館の改修事業では、100億円を下回る金額で実施されている。我々もどうしてこのぐらいの金額の差が出るのか詳しく知りたいと思い東京都や京都市にヒアリングを行ったのだが、工事の詳しい内訳は具体的には分からない状況である。横浜市の積算による金額が高いように感じられていると思うが、この金額については、見積もりを比較的細かくメーカーから取ることや設計会社の設計単価で積算した金額をその後、建築局や財政局と共に精査をしているので、比較的精度の高い正確な数字として120億円は積算をしているつもりである。他都市の美術館の改修事業費との比較は全部できていない状況である。
- (室田委員)収入や設備事故に伴う補償がどれくらい具体的に発生するのかということ はどうなのか。
- (文 観 局) 美術館全体の収入という形になっているが、平成 25 年度には美術館の指定管理者は、収入の合計が 12 億円程度、支出の合計が 12 億円程度になっており、それ以外の年には収入と支出の合計は共に 10 億円程度となっている。

(室田委員) 12 億円の収入で 12 億円の指定管理料を払っているのか。

(文 観 局) いいえ、違う。指定管理料は約7億円になっている。

(室田委員)差額は5億円なのか。

(文観局)はい。

(室田委員) 収入の内、指定管理料以外による収入は5億円ということか。

(文 観 局)はい。あと、補償に要する金額は、申し訳ないが、調べていない。

(委員長) このコストの中に入っているのだろう。

(室田委員) ほかの美術館における設備事故に伴う補償がどうであったかという説明も まだされていない。

(文観局)申し訳ないが、調べられていない。

(鷲津委員)本日当案件の前に下水道整備事業と河川改修事業の2つの案件があったが、そちらの方では水害対策として下水道整備事業で約40億円、河川改修事業で約58億円という予算規模であった。それに対してこの事業では120億円という金額である。指定管理料以外による収入が年間5億円あるとはいえ、まず、120億円は相当大きな金額だと認識をする必要があると思う。また、説明があった工事費の内訳では設備更新費が約74億円であった。この

金額は、地域の水害を防ぐ事業をかなり上回る金額になっているわけだが、ここはもう少し詳しい積み上げを示すということが、責任ある説明としては必要なのではないかと感じる。もちろん、美術館は大切な施設であり、横浜市の文化を担う建物のために必要十分な資金を投入することは必要だとは思うが、それだけにより予算の透明性が確保されなければいけないと思う。透明性を確保するためにも、しっかりとした積算根拠が開示されるべきと思う。

- (文 観 局) もちろん工事費は個別に積算はしている。この工事費の内訳がこれから工事を発注する時に、入札情報になってくるので、申し訳ないが、内訳ではなく全体で設備更新工事がいくら、経年劣化改修工事にいくらというように示させて頂いているところである。
- (室田委員) その金額の妥当性がよく分からないとのことである。ほかの美術館と比較 して高いが、なぜ高いか分からない。ゆえに、積算根拠というか、妥当性が 判断できないところが問題だと述べられていると思う。私もそう思う。
- (鷲津委員) 述べられているとおり入札情報だから見せられないということではなく、 見せていかなければいけない。それで皆さんが合意しなければいけないこと なのではないかと思う。
- (委員長)入札情報の公表はできない。美術館と水害対策の金額を並べてその積算根拠を示せと言われても難しいだろう。特に今回は改修なので、改修をほかと比較しても意味はないであろう。
- (室田委員)機能などいろいろと比較できることはあると思う。また、例えば、この場所は海抜が非常に低いところかもしれないので、もしかしたら浸水対策にお金がかかっているのかもしれない。機能強化を新たに図っていきたい部分やバリアフリーが全くされていないとすればその対応にいろいろとお金がかかるとの説明であった。必ずしも別に比較するわけではないが、ほかと比較した数字的な説明が少ないと感じるので、そこを少し分かりやすくして示して頂けると良かったと思う。ただ、森地委員長が述べられたように簡単に水害対策の事業と比較できるものではない。そして非常に重要な施設だと思うので、もちろん改修は必要だと思う。
- (鎌田委員) 京都市と東京都ぐらいしか美術館改修の事例はないのか。比較する事例数が多ければ良いという話ではないが、もう少し他の改修事例との比較により当事業の透明性を図ることができ、納得ができる説明が出てくるのではないかと思うのだがどうか。
- (委員長)恐らく、新設のケースであれば比較して説明できる部分もあると思うが、 今回は改修だから難しいと思う。どこが壊れているかなんてことをよそと比 較しても意味はないし、無理な話である。工事費の内訳を示すとすれば入札 が終了してから、コストが実際どうなったかという説明を各委員に報告して 頂くぐらいしかないだろう。

(文 観 局) 示すことは可能と思う。

(委員長)入札の事前に示すことは難しいということで良いか。審議の結果、事業実施は妥当と判断し、意見具申なしとすることで良いか。

(委員)良い。

(事務局)委員会の審議結果は、本事業を妥当とし意見具申はなしとする。

(委員長) 本件の審議については以上

2 その他

・部会の開催及び第3回委員会の開催について

(委員長)事務局からその他あるか。

(事務局)事務局から2点、事務連絡させて頂く。1点目は道路部会の開催についてである。8月16日開催の第1回委員会で決定頂いたとおり道路事業5件に関する部会の開催をお願いする。部会の委員である中村委員、室田委員は、2月5日(水)17時30分から、本日と同会場で審議をお願いする。なお、本日欠席の望月委員も出席頂く予定である。詳細は事務局から追って連絡する。

2点目は、本年度の第3回委員会についてである。本年度は、例年よりも 審議対象件数が多く、先ほどの道路部会の案件を除き、あと7件ほど審議を お願いしたい。そこで、2月下旬から3月上旬にかけて、第3回委員会の開 催を予定している。この件については、改めて事務局から日程調整等の連絡 をさせて頂く予定である。引き続き協力をお願いする。

(委員長) その他あるか。

(事務局)特にありません。

(委員長) 本日の議事は以上

1 資料

- · 次第 · 座席表 · 委員名簿
- ・資料① 「再 評 価〕西谷浄水場再整備事業の調書
- ・資料② [事前評価](仮称)西部処理区中和田雨水幹線下水道整備事業の調書
- ・資料③ [事前評価]都市基盤河川帷子川河川改修事業(川井本町地区)の調書など一式
- ・資料④ [事前評価] 横浜美術館大規模改修事業の調書など一式

資料

特記事項

2 特記事項

- ・本日の会議録は、委員に確認後、委員長に確認する。
- ・本日の審議結果等の資料は、委員長の確認で確定する。

資料①

令和元年度第2回 横浜市公共事業評価委員会

【水道-1】再評価
 西谷浄水場再整備事業
 (水道局)

(様式3)

公共事業再評価調書 (案)

	公共争業冉評恤譋書(条)								
番号	水道-1 事業担当局課 水道局				水道局	計画課			
事業名	西谷浄水場再整備事業					採択年度	平成 27 年度		
施工場所	保土ケ谷区川島町 522 番地					経過年数	4年		
			争水場	湯再整備事業は、「1水源1浄水場」「自	然流	下系※の優先	た」の方針に基		
	づき	•	野小牛は	シスト インファルルの田本					
	①耐震性が不足しているろ過池の更新								
	_	②水源水質の悪化にも対応できる粒状活性炭処理の導入 ②お様々なの水利埃水豊の今島が明れる異常したるなめの流水が開始する機能							
	③相模湖系統の水利権水量の全量処理を可能とするための浄水処理能力の増強 を主な事業内容としています。								
				1台としています。 浄水場へ水を送る際にポンプを使用しない	海水桂	旦のことで 。	木古でけ西公海		
				#浄水場が該当します。	'行' /八物		平川 くは四位付		
	,	•••	<i>x</i> = <i>y</i> 1	当初(事業採択時)(平成 27 年度)	変	ぎ 更(平成	え30 年度)		
	事業	노뉴	188	設計期間:平成 28~29 年度	設計	计期間:令和	和2~3年度		
	#3	<i>₹₩</i>] =J	工事期間:平成30~令和7年度 工事		事期間:令和4~22年度			
	事	<u></u>	計	250 億円		681 億	意円 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		
	業 [玉	費	_		_			
	費	村	費	250 億円		681 億	意円		
				当初(平成 27 年度事業採択時)に	は、①	りろ過池の関	更新と②粒状活		
				性炭処理施設の新設のみを事業範囲としていました。					
目的及び				しかし、自然流下系である西谷浄水場の給水エリアを拡大し、相					
事業概要				模湖系統の水利権水量の全量処理を早期実現するため、導水路、浄					
				水処理、排水処理まで全体最適の視点で検討を進め、事業範囲を浄水					
			処理施設、排水処理施設に拡大しまし		(半成 30 年	9月)			
	変更内容]容	着水井 	対領事非	○ (新) A (新	里施設)		

平成18年7月に策定した、「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」では、浄水場の再整備の考え方を次のように示しています。

水質・水圧の面で有利な自然流下系の浄水場を優先的に使うとともに、3つの浄水場を2つに統合し効率化すること、また、原水水質により最適な浄水処理が異なることから、水処理を容易にするために1浄水場につき1系統の水源の水を処理することを原則とします。

この考え方に基づき、川井浄水場は、膜ろ過方式を取り入れて再整備し、平成26年4月から稼働しています。鶴ケ峰浄水場は平成26年3月に廃止しました。西谷浄水場については、粒状活性炭処理を導入し、相模湖系水利権水量全量(39.4万m³/日)を浄水処理できるよう再整備の検討を進めています。

表1 水源系統と対応する浄水場

水源	導水	 浄水場(統廃合前 → 統廃合後)
系統	方式	11 /1 / / / / / / / / / / / / / / / / /
道志川	自然	川井浄水場 ⇒ 川井浄水場
系統	流下系	西谷浄水場 (H26 年度~)
相模湖	自然	川井浄水場
系統	流下系	鶴ケ峰浄水場 ⇒ 西谷浄水場
未 和	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	西谷浄水場 (H26 年度鶴ケ峰廃止)
馬入川	ポンプ	小雀浄水場 ⇒ 当面変更無し
系統	系	小崔伊小勿 ヲ ヨ 国 多 史 無 し

上位計画等



図2 本市の浄水場と水源系統

この考え方を引き継ぎ、平成 28 年 3 月に策定された「横浜水道長期ビジョン」にも、表 2 に示す取り組みの方向性と、それぞれ具体的な内容が示されています。

		主の 長畑でジュン	(水片 20 年 2 日)	ファナンナフ 田夕		
			(平成 28 年 3 月)		Bの方同性 	
		取組の方向性	·	体的な内容	た 加田士沙ナナ、	
		安全で良質な水	西谷浄水場は原力		に処理方法を	
		※中にみいる**	導入して再整備を			
		災害に強い水道	浄水場の耐震化を		た 訓 の 原 仕 和	
		環境にやさしい	電力に依存しなり) 目然流下杀。	施設の優先利	
		水道	用を進める			
	関連事業	相模湖系導水路(川井		水場)改良事	 業	
		① お客様意識調査に	ア甘ベノーニブ			
		水道局で行ってい		でけ 「人名	烘に力かるわ	
		るべき事項(複数回				
		3つの取組の方向性				
		特に「環境にやさ				
		おり、自然流下系である西谷浄水場の給水エリアを拡大し、環境に やさしい水道システムを構築していくニーズが高まっていること				
			'ムを博楽し(いく	ニー人か高る	kの (いること	
		がうかがえます。				
		表3 お客様意識調査結果 単位:%				
			H26	H30	増減	
		安全で良質な水	81. 8	74. 4	-7.4	
		災害に強い水道	81. 1	75. 6	-5.5	
		環境にやさしい水道	25. 4	37.8	+12.4	
事業の	事業を巡る	充実した情報とサート	ゴス 11.2	13. 3	+2.1	
必要性	社会経済情	国内外における社会員	貢献 12.0	12.7	+0.7	
	勢等の変化	持続可能な経営基盤	26. 0	34. 3	+8.3	
		その他・特にない・無	回答 3.7	7.6	+3.9	
		② 大規模地震によって得られた教訓 平成 28 年に発生した熊本地震では、地下水の取水に使用しているポンプが破損し、断水が長期化しました。また、平成 30 年北海 道胆振東部地震では、浄水場やポンプ場など水道施設を含んだ大規 模停電が生じ、約6万戸の断水が発生しました。 このように、ポンプの使用や電力に依存した水道システムは地震 等の災害時に断水のリスクが高いと言えます。したがって、自然流下系の優先利用を推進する必要があります。				

① 定性的事項

- ・ 施設の耐震化を図ることで、大規模地震時にも安定的な浄水処理・給水が可能となります。
- ・ 粒状活性炭施設により、常時活性炭での処理が可能となるため、 これまで以上に安全・安心な水を安定的に供給できます。
- ・ 西谷浄水場の処理能力を増強することで、自然流下系の水を最大 限活用した、環境にやさしい水道システムを構築できます。

表 4 再整備前後の処理能力 (参考)

	再整備前	再整備後
西谷浄水場 処理能力	35.6万m³/日*	39.4万m³/日

[※]導水能力が不足しているため実質給水能力は約26.5万m3/日

② 定量的事項

・ マニュアルによる B/C (費用便益比) の算出

表5 事業採択時と現在におけるB/Cの比較

事業の投資 効果・ 事業効果等

	事業採択時	変更
	(平成 27 年度)	(平成 30 年度)
ろ過池の更新 (全量処理)	5. 5	1.5
粒状活性炭処理施設の新設	15. 7	12.8
排水処理施設の整備	_	7. 1

「水道事業の費用対効果分析マニュアル(厚生労働省)」を用いて計算 費用便益比の基準値は B/C≥1.0 「水道事業の費用対効果分析マニュアル」

事業実施に伴う便益の考え方は次のとおり。

・ ろ過池の更新及び排水処理施設の整備

西谷浄水場の給水エリアにおいて、市民が、災害時の一次復旧期にあたる7日分の飲 用水を、独自に備蓄する費用を回避できるものとして、便益を算出した。

変更時のB/C は、粒状活性炭処理施設と排水処理施設以外のコストを全て相模湖系 水利権水量の全量処理に向けたコストと考えた。

既存のろ過池で地震による破壊が発生した場合、修繕、構造物の消毒、ろ過砂の洗浄、試運転などが必要となり、運用開始までの30日分以上の飲用水等の備蓄が必要と考えられるが、事業採択時の考え方に則ってB/Cを算出した。

・ 粒状活性炭処理の新設

西谷浄水場の給水エリアにおいて、市民が独自に行う水質改善費用(煮沸消毒、浄水 器設置、ボトルドウォーター購入、ウォーターサーバー設置)を回避できるものとして便益を 算出した。

	事業進ちょく	相模湖系の水利権水量を早期に全量処理できるよう、浄水処理				
	率%	施設、排水処理施設、導水路について全体最適の視点で検討し、				
事業の		平成30年9月に整備の方向性を決定しました。				
進ちょく	用地取得率%	現在、この整備の方向性に基づき、基本計画を策定しています。				
状 況	_	また、令和元年5月には、排水処理施設をDBO方式で、9月				
	供用等の状況	には浄水処理施設をDB方式で整備することしたため、要求水準				
	_	やリスク分担の整理など、発注に向けた準備を進めています。				
	平成 30 年 9 月	に決定した整備の方向性に基づき、令和元年度中に基本計画を策				
事業の細胞	定します。					
事業の課題 及び進ちょく	また、浄水処理施設をDB方式で、排水処理施設をDBO方式で発注するため					
見込み	の公募や契約に関わる手続きを令和2年度に行い、設計工事期間を経て、浄水処					
元 及 み	理施設は令和22年度に、排水処理施設は令和8年度に整備が完成できるよう事業					
	を進めていきます。					
	施工者の独自の技術やノウハウを活用することや、設計段階から施工準備(資					
その他	材発注や施工図作成等)ができることによる、コスト縮減や工期短縮が期待でき					
(コスト縮減項目等)	るため、公民連携手法により整備を進めます。					
(一八八個板) (一 子)	① 浄水処理施設 : DB方式					
	② 排水処理施	設 : DBO方式				
添付資料	無					
対応方針 (案)	計画選	0 (上記計画を実施)※1				
	続 一部見ī	直し(上記計画を変更)※2				
	【見.首	 し内容】				
		中止				
		1				

対応方針 (案)とし た理由

事業採択時は、ろ過池と粒状活性炭処理施設のみの整備計画であったため、整備後に自然流下系の西谷浄水場を最大限活用できませんでした。

「自然流下系の優先」の方針に基づき、相模湖系統の水利権水量の全量処理を 早期に実現するため、整備範囲を浄水処理施設、排水処理施設に拡大し、事業を 実施します。

※1:既に見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。前の再評価で「継続(一部見直し)」の事業 についても、その見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。

※2:今後、見直しを行うことが確定している事業は、こちらを選択し、見直し内容を記載してください。

	令和元度第3回横浜市公共事業評価委員会 会議録					
日 時	令和2年3月17日 (火) 9時30分から11時30分					
開催場所	関内中央ビル(市庁舎側) 5 階特別会議室					
出席委員	森地茂委員長					
	鎌田素之委員、田中稲子委員、中村文彦委員、横田樹広委員、鷲津明由委員(50 音順)					
欠席委員	石川永子委員、室田昌子委員、望月正光委員					
事 務 局	財政局 公共施設・事業調整課 伊勢田課長					
説 明 者	1(1) 道路局 横浜環状道路調整課 木村担当課長 ※以下(道路局)					
(事務局以外)	1(2) 道路局 横浜環状道路調整課 木村担当課長 ※以下(道路局)					
	1(3) 道路局 横浜環状道路調整課 木村担当課長 ※以下(道路局)					
	道路局事業推進課桐山課長					
	建設課					
	故島担当課長 ※以下(道路局)					
	1(4) 健康福祉局 環境施設課 高岡担当課長 ※以下(健福局)					
	1(5) こども青少年局 こども家庭課 安藤担当課長 ※以下(こ青局)					
	健康福祉局 地域支援課 岩瀬係長 ※以下(健福局)					
開催形態	公開(傍聴0人、報道機関1人)					
議題	Ⅱ 議事					
	1 審議					
	(1) [再 評 価〕主要地方道原宿六ツ浦((都)上郷公田線) [道路局]					
	(2) 〔再 評 価〕都市計画道路横浜藤沢線(田谷小雀地区) [道路局]					
	(3) 〔再 評 価〕市道田谷線 [道路局]					
	(4) [事前評価] 東部方面斎場(仮称) 整備事業 [健康福祉局]					
	(5) [事前評価] 丸山台公共施設整備事業(地域ケアプラザ・コミュニティハウス					
	の整備、南部児童相談所及び一時保護所の移転・再整備) [こども青少年局]					
油 夕 東 佰	2 その他 1(1) 主要地方道原宿六ツ浦((都)上郷公田線)					
決定事項	1(1) 主奏地万垣原領ハノ浦((都) 上郷公田稼り ・意見具申なしとした。対応方針(案)について「妥当」とした。					
	1(2) 都市計画道路横浜藤沢線(田谷小雀地区)					
	・意見具申なしとした。対応方針(案)について「妥当」とした。					
	1 (3) 市道田谷線					
	・意見具申なしとした。対応方針(案)について「妥当」とした。					
	1(4) 東部方面斎場(仮称)整備事業					
	・意見具申なしとした。事業実施(案)について「妥当」とした。					
	1(5) 丸山台公共施設整備事業(地域ケアプラザ・コミュニティハウスの整備、南部					
	相談所及び一時保護所の移転・再整備)					
	・意見具申なしとした。事業実施(案)について「妥当」とした。					
L						

議 事 はじめに

(事務局)委員会成立の定足数5名に達しており、会議が成立していることを報告会議を公開することについて確認

- ・第2回委員会の西谷浄水場再整備事業の再評価について報告
- (事務局)令和元年11月12日に開催した第2回公共事業評価委員会で審議された西谷浄水場再整備事業の再評価の取り扱いについては、審議当日は事業内容の変更理由や定量的なメリット等について十分に伝えきれなかったため、後日補足説明することを条件に事業の継続を妥当として頂いた。その後、水道局から各委員へ補足説明を行い了解を頂いた。これを受け、補足説明の内容を踏まえ、再評価調書を修正し、確定した調書を公表する予定である。

(各委員)意見なし。

- ・道路部会の審議結果について報告
- (事 務 局) 令和2年2月5日に開催した公共事業評価委員会道路部会において道路事業5件の再評価を審議頂き、全て「事業の継続が妥当」と意見を得た。なお、審議の中で説明が不十分であった事項(道路-4 主要地方道横浜生田(柚の木交差点)改良事業及び道路-5 市道長津田第34号線道路改良事業)については、補足を加えた上で再評価調書を確定し公表する予定である。

(委員長) 当日部会長を務められた中村委員から何かあるか。

(中村委員)事務局の報告のとおりである。今回も道路事業の進捗及び用地の買収について十分な議論を行った。事務局から説明があったように国費の重点配分になることで事業費の補助を国からより多く得られる方法があり、上手く使うと進捗を図れるという切り口で議論を行い、道路-4 主要地方道横浜生田(柚の木交差点)改良事業については時間をかけて議論し、基本的には横浜市はタイミングを狙って適切な運用をしていることが確認できた。さらに、ほかの案件もそうだが、特に道路-5 市道長津田第34号線道路改良事業では、用地の確保あるいは沿道施設の工事等とのタイミングを図る調整があり、事業進捗がなかなかはかどらないことについて議論があったが、その理由をしっかりと調べ、明確な説明をされたと思う。

Ⅱ 議事

(委員長)議事Ⅱ 1(1)~(3)についてまとめて説明を。 (道路局)議事Ⅱ 1(1)から(3)について説明

1(1) 主要地方道原宿六ツ浦((都)上郷公田線)について

- (委員長)審議の前に確認だが、投資の効率性を評価する費用便益分析において「事業を実施する場合(以下、with と呼ぶ)」と「事業を実施しない場合(以下、without と呼ぶ)」のwithoutのケースは、どのようなものなのか。
- (道路局) 道路を整備した時と整備しない場合との比較をしている。
- (委員長)具体的にはどういうことなのか。横浜環状南線とランプで接続するので上郷公田線は取り付け道路になるのであろう。

(道路局)はい。

- (委員長)その横浜環状南線に上郷公田線が繋がらないケースが without のケースとなるということか。
- (道路局)はい。ランプに繋がらない場合である。
- (委員長)分かった。上郷公田線について質問等あればどうぞ。
- (鷲津委員) 基本的な質問で申し訳ないが、道路-6と道路-7、道路-8のB/Cを並べて見ると、B(便益)の方は概ね大差ない数字だが、C(費用)の方は大きく異なり、結果としてB/Cが相当異なった数値となっている。Bにはどのような要素が計算されて入っているのか。また、Cがこれだけ異なるのはどのような理由によるのか。簡潔に教えてもらいたい。
- (道 路 局) B は、走行時間の短縮による効果、ガソリン代などの走行経費の削減の効果、さらに交通事故の減少の効果といった3つの項目について便益の算定を行い、B として計上している。
- (鷲津委員) それでは B は交通量に比例するようなものになると。
- (道路局)はい。
- (委員長) ランプがない時にも、どこかからその交通が流れているだろう。その話を 一緒に説明しないといけない。
- (道 路 局) はい。ランプができることにより、交通量がネットワーク(道路網)で転換される。それにより、ある路線の交通量が空くことで走行時間が短縮し、スムーズに走行できることになる。
- (委員長) そうではなく、あるランプがないケースでは、交通量がなくなったり、どこかから迂回したりするわけだろう。マニュアルに記載されていることだけではなく具体的な説明をしてほしい。
- (道 路 局)横浜環状南線の場合では、インターチェンジで上郷公田線と接続することにより、例えば、環状4号線など周囲を迂回する幹線道路の間に上郷公田線のような関連街路ができることにより、環状4号線を通過していた交通が、環状4号線から迂回して上郷公田線に流れてくるような形になる。上郷公田線に車両の通行が転換されることで、環状4号線をこれまで通過していた車両が減少することにより、通行時間が短縮され、走行時間の短縮等が発生してくることで便益が発生してくる。

(鷲津委員)環状4号線の方で評価するのか。

(道 路 局) 現在市内では環状 4 号線のほかにも環状 3 号線などあり、ネットワークに おいて上郷公田線ができることにより交通の流れが変わるので、そのことに よる先述の3項目の便益の総計がBとして計上されている。

(委員長) Cは。

- (道 路 局) C は、上郷公田線の整備費として用地費や工事費、整備に係る費用を計上 している。
- (鷲津委員) それは理解している。道路-6のCが、道路-7や道路-8と比べて高額 なのは、トンネルを掘るなど地下の工事があることが原因なのか。

(道路局)はい。

- (鷲津委員) 道路-6のCが最も高く、道路-7、道路-8の順に徐々に低くなっているが、道路-6のCが高額なのはトンネルがあるからなのか。
- (道 路 局) はい。道路の構造や躯体の形態により工事費が大きく左右されてくる。地下に道路を建設する場合は、コンクリート躯体等を整備していくことになり、それに伴い土砂の掘削量が増えることやトンネルの構築に係る費用が大きくなることが、費用が高額となる原因である。
- (委員長) 道路-6、道路-7、道路-8では計画延長も違う、さらに構造も違うということだな。
- (横田委員) 横浜環状南線と一体整備した場合の B/C はここに出されていないのだが、 それは事業者が横浜市と違うからなのか。どのような理由によるのか。
- (道 路 局)事業者が横浜市と違うためである。国土交通省で横浜環状南線本線の再評価を既に実施している。本案件は横浜環状南線の関連街路ということで、先に説明したとおり、補助金の採択に必要であると国から横浜市で公共事業評価を実施するように求められたことから、本線とは切り分けて実施しているところである。
- (委員長) ランプは横浜環状南線の方の仕事だと思うが、関連街路事業という話と、 取り付けランプという話は、どう切り分けているのか。
- (道 路 局)事業費では、上郷公田線からランプに分岐する地点、もしくはランプから 上郷公田線に合流する地点で切り分けている。ランプ自体は高速道路の横浜 環状南線本線の施設になっている。ランプに分岐する部分までが街路事業、 それより先の本線から出入りするランプ部分は高速道路事業との整理になっている。
- (中村委員) 今回調書(案) に示された供用開始予定時期よりもさらに開通時期が遅れるリスクは何かあるのか。既に用地は取得しており、概ね予定通り事業が進む見込みであると理解して良いか。
- (道 路 局) 横浜環状南線の現在の進捗状況を踏まえ、国が今回新たに工期を令和7年 度まで延伸しているので、私どもとしてもこの工事は本線工事に合わせた形 で事業を実施していくことを考えている。
- (中村委員) 残り 1%の用地が非常に重要な場所で後の進捗に大きく影響することはないのか。
- (道 路 局) その用地は関連する外郭部分に位置し、本線への影響はほぼないと考えている。

- (委員長)本案件と直接関係することではないのだが、先の説明における神戸橋から 庄戸トンネル付近の現場写真で横浜横須賀道路の部分で3つのシールドと 言われていたのは横浜環状南線本線とランプになるのか。
- (道 路 局)全て本線になる。先進導坑で6つの穴を開け、その中に躯体を構築することになる。写真では、躯体の底部に当たる部分に3つの先進導坑があり、今後上の方にさらに3つの先進導坑を造ることになる。
- (委員長)全て先進導坑なのか。
- (道 路 局) コンクリート躯体、ボックスカルバート状の躯体を構築することになる。 現地は低土被りなのだが、周辺の生活環境に配慮し、地下から躯体を構築する工法を取っていると聞いている。
- (委員長)横浜環状南線本線のためになぜ同じサイズの先進導坑が3つあるのか。
- (道 路 局) 写真に映っているのはまだ仮設の状態であり、3 つの坑道が横に並んだ外側を長方形で囲んだ部分に、一体的な躯体が構築されることになる。
- (委員長) 先進導坑というのはかなり大きなものであり、このままでも車は通行でき そうな大きさに見える。
- (道 路 局) 一般的には、NATM で掘るか上から掘削して躯体を構築することになるが、 住宅地である周辺の環境を配慮して、地下から躯体を構築する方法としてい る。
- (委員長)もう一つ質問だが、元々意見が多く出ていた住宅地の中を庄戸トンネル付 近まで地下を本線が通っているのか。
- (道 路 局) 庄戸トンネルから横浜横須賀道路の方へ東に向かい神戸橋交差点付近手前 までトンネルが伸びていくようになる。
- (委員長)住宅地の中に元々用地を用意してあったと思うが、そこは道路整備を既に 完了しているのか。
- (道路局)現在、地下で工事が行われている。
- (委員長)地表部は。
- (道 路 局) この部分は全部地下になるため、地表部では作業は行っていない。
- (委員長)取得していた用地は空き地になってしまうのか。
- (道路局) 地表の用地は空くような形になる。
- (委員長) 何になるのか。
- (道路局) そこは未定である。
- (委員長)元々は地表部にも平面街路を整備する計画ではなかったのか。
- (道 路 局) 今説明しているのは、庄戸地区だが、そこから西側に向かって横浜環状南線は地下になるが、上郷公田線は地表部に街路整備される。
- (委員長) そうだな。庄戸地区の取得した用地は何にも使わないのか。
- (道路局) そこは未定である。
- (委員長) なぜ未定なのか。
- (道 路 局) その辺の整備は、事業者と地域等の中で話し合いが行われ、今後調整して いくように聞いている。

- (委員長) 地表部は市の用地ではないのか。
- (道 路 局) 違う。先ほど説明したのは庄戸地区で、トンネルとなるため現在大規模な 先進導坑がある部分となる。この部分の上部利用は、未定となっている。
- (委員長)元々道路計画が入る前からこの地区を住宅開発したのだから、道路用地と して横浜市の土地になっているのではないのか。
- (道 路 局)事業者は、横浜市ではなく、国になる。土地は市で取得し、後に国へ売却 している。
- (委員長)区分地上権ではなく全て用地を売却したから、そこで行うのは国の事業に なるわけだな。
- (道路局)はい。
- (委員長)本案件は意見具申なしとし、本案件の事業の継続は(対応方針(案)については)妥当で良いか。
- (委員)良い。
- (委員長) 本件の審議については以上
- 1(2) 都市計画道路横浜藤沢線(田谷小雀地区)について
- (委員長)質問等あればどうぞ。
- (委員長) 先の説明で、本案件は地域高規格道路の候補路線と言われたか。
- (道路局)はい。
- (委員長)地域高規格道路というのは自動車専用道路だな。
- (道路局)はい。(※次ページ4行目にて訂正)
- (委員長)では候補というのはどういう意味か。本案件は一般道だろう。一方、地域 高規格道路という概念は自動車専用道路だろう。
- (道 路 局) 高速道路というか、高規格道路にするというところで、極力沿道からのアクセスを制限したような道路になる。それの中の候補路線である。
- (委員長)本案件は市道だが、高規格道路なのか。横浜藤沢線は地域高規格道路の候補路線だと説明された。地域高規格道路というのは準高規格と言われ、基本的に高規格道路である。現在整備を進めている本案件は一般市道だろう。だからこれが候補路線とはどういう意味なのかという質問である。もう一本道路を造るという意味の候補なのか、この道路自身が候補なのか。さらに候補だとすると、これは高規格道路なのか、一般道なのか。
- (道 路 局) この路線自体が地域高規格道路の候補路線となっている。よって、地域高 規格道路というような規格にあわせた形で現在整備を進めている路線にな る。
- (委員長)では自動車専用道路に準ずるようなものとなるのか。
- (道 路 局) はい。沿道からのアクセスを極力制限する形となる。
- (委員長)そうなると、そのためのアクセス道路やランプがまた必要となるわけだな。
- (道 路 局) いいえ。特にランプなどはなく、沿道の出入りを極力制限するような形に なるので、交差点が少なくなる形になっている。

(委員長)分からない。

- (中村委員) 交差点の部分が少ないと言うのはゼロではないと聞こえるが、それを地域 高規格道路といえるのか。
- (道 路 局) 市内で言うと、環状2号線も地域高規格道路である。横浜藤沢線は、自動 車専用道路ではないが、6車線と車線数が多い道路になっており、地域高規 格道路の候補路線になっている。
- (委員長)環状2号線は地域高規格道路なのか。
- (道 路 局) はい。あと、自動車専用道路でいうと、国道 16 号保土ケ谷バイパスがなっている。
- (中村委員) 自動車専用道路に準じる高規格な区間と市内街路的な区間の両方がある道路であることは認めるとして、環状2号線は全区間が地域高規格道路なのか。
- (道 路 局)新横浜から磯子の方に向かって整備されている道路が地域高規格道路である。
- (中村委員) 羽沢横浜国大駅近辺の環状2号線はどうか。
- (道路局)磯子から新横浜までは地域高規格道路である。
- (委員長)地域高規格道路に途中で変わっているのか。
- (道路局)はい。極力スピードが落ちないようにアクセスや平面交差をなくしている。
- (中村委員) 平面交差を少なくしているが、ゼロではないということか。
- (道路局) 平面交差がゼロではない。
- (委員長)本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。
- (委員)良い。
- (委員長) 本件の審議については以上

1(3) 市道田谷線について

- (委員長) 質問等あればどうぞ。
- (委員)なし。
- (委員長)本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。
- (委員)良い。
- (委員長)本件の審議については以上

1(4) 東部方面斎場(仮称)整備事業について

- (委員長)議事Ⅱ 1(4)について説明を。
- (健福局)議事Ⅱ 1(4)について説明
- (委員長)質問等あればどうぞ。
- (田中委員) 調書(案) 5ページの既存市営斎場の活用では、工事期間が長くなることが見込まれると説明があったのだが、既存市営斎場というのは市営の4施設と民営西寺尾火葬場のことを指しているのか。
- (健福局) 既存市営斎場は北部斎場、戸塚斎場、久保山斎場、南部斎場の4か所の市

営斎場である。

- (田中委員) 4か所全て騒音や振動の配慮が必要な立地条件にあるということなのか。 (健 福 局) 市営斎場で敷地が広く面積的に増築が可能となる余裕があるのは、北部斎場と南部斎場になる。北部斎場の敷地面積は9haほどとなるが、山に囲まれた中に斎場があり、取り付け道路からトンネルを越えて斎場に入る地形的配置になっている。かなり高低差があるため、ここで増築するとなると大規模な造成工事が必要であり、斎場を営業しながら造成工事を行うことは厳しいと考え、こちらは断念した経緯がある。南部斎場の敷地面積は8haほどとなるが、こちらも山の中に造られた斎場になっており、トンネルと橋を通って市道から繋がるような形になっている。こちらも大規模な造成工事が必要となり、増築は難しいと判断したところである。残りの久保山斎場と戸塚斎場については、敷地を既に限度一杯まで利用しており、火葬炉や駐車場、休憩室などを増築する余裕がないと考えている。
- (鷲津委員)まず、現在の事業用地とその周辺は何に使われている場所なのか。次に、 先の説明で災害時の被害リスクという単語があったが、これはどういう意味 なのか。ある市営斎場が災害で使用できなくなった場合、代替的にほかの市 営斎場を利用するという意味なのか。
- (健福局)事業用地は、横浜市有地であるが、使用目的がなかったため、地域に開放 し野球やサッカー等に利用されている。
- (鷲津委員) 事業用地の周辺部は工場地帯なのか。
- (健 福 局) 工業専用地域になっているので、周辺は物流倉庫や工場が立地している。 次に災害リスクの分散化だが、横浜市で地震が発生した場合、市内全てが同 じ震度とはならず、区によって震度のリスクは相当変わってくることとな る。例えば、強い地震が発生し、市営斎場の1か所で仮に火葬ができないよ うな状況になったとしても、分散化をしておけば、どこかの市営斎場は利用 可能となることで、分散化した方が良いと考えている。
- (中村委員)まず調書(案)3ページの死亡者数の推計がどれくらい統計的に信頼できるものであるのか説明してもらいたい。横浜市内の死亡者数の動向をグラフで見ると、令和30年頃に1度平坦になり、その後再度上昇している。先の説明では死亡者数は増え続けると言われていたが、未来永劫増え続けるとは想像つかないので、この見込みはどこかで一定となるものなのか。次に、調書(案)7ページに経営主体と運営主体という単語があるのだが、何が違うのか。実際に現在市内には民営斎場が1か所あるので、なぜ公営なのか、公営と民営の役割分担をどう考えるのかをより丁寧に説明してもらいたい。
- (健 福 局) 死亡者数の推計を示しているグラフがあるが、これは平成 29 年度に横浜市として将来人口を推計する中で死亡者数の推計をしたものである。
- (中村委員) 将来人口推計において出された数値ということか。
- (健福局) これは全て横浜市の統一データとして使用している。先ほどおっしゃったとおりこのグラフでは、令和24年に一旦ピークを迎え、その後若干平坦に

なり、さらに令和 31 年頃から再度増加するようなデータとなっている。長期的な傾向で見ると、最終的には年間死亡者数は5万人まで増加していくと考えている。

(中村委員)年間死亡者数は5万人程度で一定となるのか。

(健 福 局) 現在の推計は令和 47 年までのものであるが、5万人を超える見込みとなっている。次に、公営の役割についてだが、現在の「墓地、埋葬等に関する法律」が昭和 23 年に制定されているが、その2 年前の昭和 21 年に国の通達で、火葬場の経営主体は、永続性、非営利性が担保される必要があるので、原則として、地方公共団体でなければならない、これにより難い場合であっても、宗教法人、公益法人に限るとあった。それを受け横浜市でも平成 15年に条例を作り、同様に先述の3つの団体に経営主体は限定している。横浜市にある民間斎場については、その通達や法律制定の前から存在しているため残っているというものである。仮に、今横浜市内で、民間の株式会社から火葬場の申請があった場合には、基本的に許可されないということになっている。

(中村委員) 経営と運営は違うという事だな。

- (健 福 局)経営は設置者になる。運営は広い意味で委託になっているが、その責任は 横浜市ということになる。
- (鎌田委員) 先ほど質問が出た災害のリクスのことで、資料では液状化について記載があるが、この場所の液状化の評価はどのようになっているのか。また、別紙1の4ページに整備用地の候補が記載されてあり、そのいずれも駅や高速道路から近いのだが、①の今回の用地は、実際には道路が曲がれないなど比較的幹線道路からアクセスが難しいと思うのだが交通のアクセスはどうか。
- (健福局)液状化については、液状化判定で一般的に用いられている液状化指数 (PL値)による予測があり、PL値が大きいものから順に、「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度性は低い」、「液状化危険度はかなり低い」と4つの区分があり、この場所は「液状化する可能性がある」となっている。大きな地震が発生すると液状化することが想定されるため、設計を行う中で、杭を安定地盤まで打つか、もしくは地盤改良していくかを費用対効果も考慮しつつ検討していきたいと考えている。
- (鎌田委員) 現在液状化対策の手法は未定のため、場合によっては事業費が変更される 可能性もあるという理解で良いか。
- (健福局)はい。ただ、この事業費の中には、安定地盤まで杭を打つ想定で費用を計上している。令和2年度に地質調査を行い設計に反映させていくことを考えている。事業用地では、別紙1の4ページに記載の候補地を3か所抽出した。これは地元の区役所にも協力を依頼し、斎場の建設が可能な広さの場所について洗い出した結果である。この内、②と③の場所は、既に別の事業予定が決まっていたため、斎場建設は不可能であると市として判断があり、結果的には①が残った。アクセスについては、高速道路からでは生麦インターチェ

ンジから非常に近い場所になっている。ただ、アクセスの上で課題が一つあると考えている。別紙4の2ページの下図を見てもらうと、片側2車線、延べ4車線の神奈川産業道路が事業用地の南側をほぼ東西に走っているが、事業用地の東側道路がクランク状にあり、神奈川産業道路とT字交差部になっているのだが、現状では中央分離帯があるために、東側の鶴見区の方から走って来た時には右折して入れないようになっている。このT字交差部で東側道路に入るには西側になる写真の左側から来て入る、さらに、事業用地から神奈川産業道路に出る時には写真の右の方に出ることになる。現在、周辺の交通量調査等を実施しており、私どもの希望としては、来年度から神奈川県警と協議を進め、このT字部分に交差点を設置するため、中央分離帯を除き信号を設けたい、さらに右折帯を設け安全に車両が右折できるようにしていきたいと考えている。

(鎌田委員) 斎場へのアクセス上の課題は、現在検討されていることが分かった。

(委員長)別紙4の2ページの図で斎場用地と記載がある場所は、初めからその予定地としていた土地だったのか。

(健 福 局) この場所が当初から火葬場の予定地ということではありません。この辺りは、昭和 11 年頃に神奈川県が埋め立てを行った土地で、その時に横浜市がこの辺り一帯のおよそ4. 7 ha の土地を持っていた。その後、終戦後には米軍に一時接収され、昭和 47 年に接収が解除された後、公共事業の代替地等で利用されていた。周辺の場所も当初横浜市有地であったが、再開発等による代替地として売却され、今回の用地が残ったという経過となっている。

(委員長) いつ斎場用地になったのか。

(健福局) 平成30年1月に横浜市として意思決定した。

(委員長) 先ほどの災害に係る質問に関係しての話だが、今年の法改正で災害危険区 域などの4区域で「自己の業務の用に供する施設」の開発を原則禁止とする 災害ハザードエリアにおける新規開発の抑制をする都市計画法や都市再生 特別措置法などの改正が予定されていると思う。都市計画では、昭和 43 年 に新都市計画法公布、旧都市計画法廃止し、昭和 45 年に市街化区域と市街 化調整区域との線引き、ゾーニング(都市計画)を始めた。その時、既存で 住宅地なら住宅地だと既存の市街地は市街化区域とした経緯があり、昭和 50 年以降に徐々にハザードマップが整備され、現在ではどの場所が災害危 険地域であるか皆さんが知っているのだが、元々の都市計画とハザードマッ プ上の災害危険地域に齟齬があり、そのことがこれまで課題であった。今年 災害レッドゾーン(災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区 域、急傾斜地崩壊危険区域) においては、住宅等に加え自己の業務の用に供 する施設の新築は原則禁止に規制する法律改正があるはずだが、その話にお いて本事業は大丈夫なのか。また、地震・津波など災害の際、多数の死亡者 が発生することにもしっかりと対応していかなければいけないと思うが、こ の地域への高潮や津波対策として高さ4mは必要になるのではないかと想 像する。今回の斎場は火葬炉設備等を建物の2階以上に設けるので大丈夫だが、電源設備が下の階にあることはないか、また斎場施設は大丈夫であっても斎場までアクセスできないとなると問題だろう。そのようなことについて何かチェックがあると良いとの印象を持つのだが、今後のことで分かっていることがあれば教えてもらいたい。

- (健 福 局) まず法改正による新築規制については、市として整備するにあたり建築局と連携を密に行い、法律上の規制に抵触しないようにしっかりと対応していきたいと思っている。次に最大クラスの地震が発生した際の津波浸水予測では、この地域は2m未満の津波を想定しており、高潮についても神奈川県の高潮浸水想定区域図では1m未満となっている。そもそも火葬炉は水に弱い設備のため、火葬炉や電気設備関係は2階以上に設けるということを設計事業者の決定の際に前提条件としていきたいと考えている。交通アクセスについては、災害発生時に火葬場まで至る道路ということになるが、この場所は幹線道路に囲まれているところであり、土木事務所の道路啓開作業、優先して道路を塞いでいる障害物を撤去するエリアに該当するため、数日経過すれば火葬が可能となると思っている。
- (委員長)今後の話になるが、遺体置場をどこにするか、また多数の方が集まっている時に地震が発生した場合はどのようにするのかなどいろいろなことがあるので、是非そのようなことも検討されると良いと思う。ちなみに令和元年9月の台風15号では、横浜市金沢区の臨海部で10m以上の高波により大規模な浸水被害が発生しただろう。あのように想定外の波浪が発生することもあるから、高潮浸水想定が1m未満で大丈夫ということは気になるところである。
- (健 福 局) 神奈川県が平成 31 年4月に作成した最新の高潮浸水想定区域図を見ているのだが、おっしゃられたとおり想定外のことも起こり得ると思う。津波にも耐えられ、高潮も恐らくそこまではいかないとは思っているが、十分災害時に機能してくようなものにしていこうと思っている。
- (横田委員)火葬受付の市民優先予約の話があったが、市民以外の利用状況と川崎市など隣接する都市における取り扱いはどのような状況なのかを教えてもらいたい。
- (健福局) 概ね近隣他都市においても、自らの市民を優先して予約を受け付けていることが一般的である。横浜市では、市民は7日前から予約できるが、市民以外は3日前からでないと予約できないので、利用者で混む冬場になると概ね市民の予約で一杯となり、市民以外の予約は実質的にできない状況になっている。川崎市も同じような状況であり、市民は10日前から予約が取れるのだが、市民以外は3日前でないと予約が取れないという取り扱いになっている。平成30年度の実績になるが、横浜市外の方が横浜市で火葬された割合は全体の3.3%とかなり低い。冬場は市民の利用者に占められるためほぼ空きがなくなるのだが、6月~9月は死亡者が少なくなるので、その時期は

比較的余裕があり市民以外の方も予約を取れる傾向はある。

- (委員長) 7日前に予約するとは、亡くなる前に予約するのか、違うだろう。
- (健 福 局) 誤解させる言い方で申し訳ない。亡くなられてから7日後まで予約が取れるということである。
- (委員長) 7日以降、7日以上は待たせないということか。
- (健 福 局) 予約受付時から利用日 (火葬日) までの7日間が既に予約で埋まっている場合には、改めて次の日に予約をしていただくことになる。7日以上実際に待つということは、例えば、どうしても12時から火葬したいと時間帯を指定されることや、4つの市営斎場の中で利用する斎場を限定することなどの場合に限られ、さほどないものと思っている。
- (委員長) 本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。
- (委員)良い。
- (委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上
- 1(5) 丸山台公共施設整備事業(地域ケアプラザ・コミュニティハウスの整備、南部 児童相談所及び一時保護所の移転・再整備)について
- (委員長)議事Ⅱ 1(5)について説明を。
- (文 観 局) 議事Ⅱ 1(5)について説明
- (委員長)質問等あればどうぞ。
- (委員長) 市民意見募集の集約はまだ行っていないということか。
- (こ 青 局) 市民意見募集は3月2日から4月1日までとなるため、これからになる。
- (田中委員) 一時保護所の利用について教えてほしい。一つは一時保護所に保護される 子供たちはどれぐらいの期間入所可能なのか。もう一つは、南部児童相談所 において相談件数の増加が非常に大きく、児童虐待の件数が増加しているよ うに印象を持つのだが、専用室の必要数の設定において、この部屋数で足り るのかということをどのように予測されているか教えてもらいたい。
- (こ 青 局) まず一時保護所の子供たちの入所期間は、児童福祉法の法律上、2か月未満と定められている。関係機関や親御さんとの様々な調整で、入所期間が2か月を超えるケースもあるが、基本的には、2か月未満となっている。平均日数では38日になる。調書(案)5ページにも記載しているが、南部児童相談所における児童虐待対応件数は平成28年度で871件、これが平成30年度には1,669件と増加している。これは南部児童相談所に限らず全ての児童相談所に同様な傾向がある。専用室数については、増加するニーズへ対応すること、効率的に相談や運営を行うことを踏まえ将来の必要数を算定し、現在の2倍程度に部屋数を増加することで対応できるものと考えている。
- (田中委員) 一時保護所に平均 38 日間滞在するとのことだが、今回の移転により、学 区を越えてしまう子供たちが出てくると思うのだが、そこはどうか。
- (こ 青 局) 基本的に一時保護所の中で全ての生活をすることとなる。
- (田中委員) 授業も含まれるのか。

- (こ 青 局) 授業も所内で受けることになる。だから、朝起床して、朝食を取り、所内で学習する、授業を受けることとなる。当然、散歩などの野外活動も一部取り入れてはいるが、原則的には、一時保護所の中で一日全て生活することになる。
- (田中委員) 部活動も含めて学校から切り離されることになるということか。
- (こ 青 局) はい。
- (鷲津委員) 平均滞在日数の議論はあったが、一時保護所で預かる平均的な子供の数は どのようになるのか。
- (こ 青 局) 横浜市全体として一時保護所の定員は161人であり、その内、南部児童相談所については45人の定員となる。内訳としては、2歳から預かることが可能な幼児が15人、男子学童が15人、女子学童が15人となる。最近は、児童虐待や警察からの要請も増えている中で、一時保護所に入る子供の数が増加しており、先ほど45人の定員と話したが、45人を超えて入所するようなことも続いている状態にある。
- (鷲津委員)横浜市全体や南部児童相談所における定員数の根拠として収容能力の観点 から説明が可能なことは何かあるか。
- (こ 青 局) 明確な根拠は特にないが、横浜市の一時保護所は現西部児童相談所の1か所のみであったときがあった。その後児童虐待の件数が増加していく中で手狭となり、徐々に一時保護所を各児童相談所に設けていくようになった。横浜市全体の一時保護所の定員数161人を、今後171人+αに増加していこうと計画を立てているところではあるが、南部児童相談所で何人という考え方はしていない。例えば、南部児童相談所の管轄エリアの方が一時保護された時も、南部児童相談所が満員であれば北部児童相談所の一時保護所に、あるいは中央児童相談所の一時保護所にというような対応を取っているので、横浜市全体としてどのくらいの定員数が必要かを今後検討していくことになると考えている。
- (鷲津委員) 今回の新築する機会に、定員数の設定を現行通りではなく、何らかの理論 的な根拠に基づき増減することが必要と思うがどうか。
- (こ 青 局) 南部児童相談所の定員数をいくつにするかというのは、今後の設計の中で 反映させるため庁内で検討しているところではあるが、やはり保護する児童 の状況によっては収容児童の集団が大きくなると運営なども難しくなって くる課題もあり、一つの施設にどれぐらいの収容能力を持たせるかというと ころも含めて今後検討していくようになると考えている。
- (鎌田委員)横浜市全体として一時保護所の定員 161 人との数字を今回初めて見せて頂いたが、これは他都市と比べてはどうなのか。横浜市の人口約 375 万人に対して 161 人の定員数や人口数十万人当たり 1 か所しか児童相談所がないということはどうなのか。公共事業評価のため、そのことについてどうこう言えないと思うが、鷲津委員がおっしゃられたように今回新設されるのであれば、他都市の状況とも比較し、現状を踏まえて定数も多ければ減らせば良い

し、現状を見ると個人的には定員数が少ないような印象を持った。また、南部児童相談所及び一時保護所の所管区には金沢区もあるが、比較的高齢化が進んでいる地域もあると思う。随分広域にまとめられているとの印象を持つが、この事業だけではなく全体を含めて検討頂けないのかという意見である。

- (こ 青 局) 児童相談所自体は、都道府県や政令市がそれぞれ設置するという形になるのだが、設置の状況は各都道府県や政令市でばらつきがある。例えば、福岡市では市内に一つの児童相談所になっているので、一つのエリアという意味では横浜市の規模感とほとんど変わらない。その一方で、もう少しきめ細やかな対応が行えるようにというところもあるので、現状の4所で足りているのかどうかについて何とも言えない。ただ、児童虐待数が増加している中で何か所の児童相談所であれば良いかというところについては今後検討していく課題と思っている。
- (鷲津委員) 先ほどの回答で私が納得したのは、1か所の収容能力としては定員 45 人 が最適であり、仮にそれを超えるようなことがある場合は、別の施設を今後 建てるという考え方なのだろうと理解していたからである。
- (こ 青 局) 最近では、定員 161 人を超えて児童が入所している状況が続いているので、 一時保護所自体をどうするかということは喫緊の課題と思っている。一時保 護所を単独で新たに造るという話もあるかもしれないし、また児童相談所が 管轄するエリアを変更していくこともあるかもしれないが、どのような形に していくかは今後の検討課題と考えている。

(鷲津委員) そのことを検討するのはどの部署なのか。

(こ 青 局) 私どもこども青少年局こども家庭課になる。

- (鷲津委員) それでは、将来的にもし足りなくなった場合には、管轄するエリアを細かくするなど行うということか。
- (こ 青 局) 横浜市の場合では、政令指定都市という事もあり、一時保護所は併設されていないが区役所における児童虐待への対応を行っている。これは一般の都道府県とは少し違う対応である。ただ、児童虐待の相談件数が多いからと言って施設が5か所、6か所と必要になるとの議論にはならないと思っている。先ほどおっしゃられたとおり一時保護所でいうと収容する児童の生活環境はどの児童にも同じように提供する必要はあり、私どもとしてもこのことへの対応は課題と認識しているため、何かしらの対応はしていきたいと考えている。

(鷲津委員) 直接の窓口は区役所で行っているのか。

(こ 青 局) 一時保護所は児童相談所になる。

(鷲津委員) 例えば、児童相談所が市内にどれくらい必要かなど政策決定を行っている 部署はどこか。

(こ 青 局) 私どもこども青少年局こども家庭課になる。

(中村委員) 地域ケアプラザ、コミュニティハウスと児童相談所を同じ建物に合築して

いくことをどう捉えるかだが、双方の施設機能の中で上手く融通できることはないのか。場合によっては、どちらかの施設の部屋を一時的に利用できるようにするなどの要件があっても良いと思うのだがどうか。また、ここまでの議論で気になるのは、実際に市街地の形成状態や人々の動きも決して市境を意識しているものではないことも多い。そのため、少なくとも隣接する川崎市や大和市、藤沢市などではどのようになっているのかということを踏まえて、場合によっては、隣接の自治体との連携も有り得る前提でいろいろなことを考える方が良いとの意見である。

- (こ 青 局) 地域ケアプラザは一般的な福祉保健サービス等を受ける利用が中心である 一方で、児童相談所は先ほど相談機関と紹介したが、何か困りごとのある家 庭の方が相談に来る、あるいは、虐待を受けた児童や養育不安を抱えている 家庭があり実質的に保護しなければいけないと判断した際に、児童を保護す る施設のため、利用する機関という意味で別々というか何かしら整合がある ようなものではないと考えている。ただ、例えば、施設の中で会議室や相談 対応等に利用できる床を相互に融通しあうことはあると思う。
- (中村委員) 急に面談が複数入った場合や専用室が足りない時、児童相談所の小分けに なった部屋を利用することができるのか、事前登録で利用可能になるのかな ど、せっかく複数の施設がある時に様々な工夫やアイデアについて議論があ って良いと思う。
- (委員長) 今の話で別紙2を見ると地域ケアプラザ・コミュニティハウスの地域ケアルームは会議室で、児童相談所では、相談室、判定室、会議室となっているが、これは設計上の基準みたいなもので、実際利用する時はそうやって融通しあいながら使われると想像する。
- (こ 青 局) 相談室、判定室は、基本的には面談を行う場所になる。
- (委員長) それは別紙2に記載してある。
- (こ 青 局) 児童相談所で会議に使う部屋では、9ページにある会議室1、会議室2と いう部屋を別に持っている。
- (委員長) それは分かっている。実際に利用する時には、こちらが空いていたらこちらを使うということも当然あるのだろうということ。
- (こ 青 局) はい。そのような融通の仕方ももちろんある。
- (委員長)プライバシーの問題もありいろいろと難しいのだろう。
- (横田委員) 別紙3の12ページに地域福祉保健事業の指標として、地域ケアプラザ等による地域福祉団体・機関とのネットワーク数という指標があり目標として高く設定されている。本事業におけるこのような利用団体による活動数などの予測値はあるか。
- (健福局)地域ケアプラザは現在、市内139か所が開所しており、かなりきめ細かく 配置している。配置計画としては、中学校区に1か所程度設置することで整備を進めているが、利用団体の活動が多いところと少ないところがあるよう に地域ごとに違いがある。また丸山台地区にはまだ施設がないため、どれぐ

らいの団体、活動数があるかということは把握できていない。丸山台地区に 隣接する地区にある地域ケアプラザ等で活動されている丸山台地区の方々 もいらっしゃると思うので、隣接する地区の地域ケアプラザ等にはその辺の 確認をした上で、運営をして頂くようになると思っている。

(横田委員) ネットワークは指標化がなかなか難しいと思うが、資料に目標値として件数があったので、本事業がこのことにどのように貢献出来るのかという観点から説明できるとさらに良いと思った。

(委員長)本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。

(委員)良い。

(委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

2 その他

・次年度の公共事業評価委員会について

(委員長)事務局からその他あるか。

(事務局) 当委員会の委員の任期は本年3月31日となっており、2年間ありがとう ございました。事務局から既に連絡しておりますが、令和2年4月から令和 4年3月までの2年間も引き続き就任をお願いいたします。なお、次年度の 公共事業評価委員会は、本年度と同様に3回程度の委員会の開催と必要に応 じて部会の開催を予定しているが、詳細は改めて事務局から連絡をさせて頂 く予定である。引き続き協力をお願いする。

(委員長) その他あるか。

(事務局) 特にありません。

(委員長) 本日の議事は以上

1 資料

- ・次第・座席表・委員名簿
- ・資料① [再 評 価] 主要地方道原宿六ツ浦((都) 上郷公田線) の調書など一式 [再 評 価] 都市計画道路横浜藤沢線(田谷小雀地区) の調書など一式 「再 評 価] 市道田谷線の調書など一式

資料

特記事項

- ・資料② [事前評価] 東部方面斎場(仮称)整備事業の調書など一式
- ・資料③ [事前評価] 丸山台公共施設整備事業(地域ケアプラザ・コミュニティハウスの整備、南部児童相談所及び一時保護所の移転・再整備)の調書など一式

2 特記事項

- ・本日の会議録は、委員に確認後、委員長に確認する。
- ・本日の審議結果等の資料は、委員長の確認で確定する。

確定した再評価調書

(様式3)

公共事業再評価調書

(1) 長期ビジョン (平成18年7月)

平成18年7月に策定した、「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」では、浄水場の再整備の考え方を次のように示しています。

水質・水圧の面で有利な自然流下系の浄水場を優先的に使うとともに、3つの浄水場を2つに統合し効率化すること、また、原水水質により最適な浄水処理が異なることから、水処理を容易にするために1浄水場につき1系統の水源の水を処理することを原則とします。

この考え方に基づき、川井浄水場は、膜ろ過方式を取り入れて再整備し、平成26年4月から稼働しています。鶴ケ峰浄水場は平成26年3月に廃止しました。西谷浄水場については、粒状活性炭処理を導入し、相模湖系水利権水量全量(39.4万m³/日)を浄水処理できるよう再整備の検討を進めています。

表1 水源系統と対応する浄水場

水源 系統	導水 方式	 浄水場(統廃合前 → 統廃合後)
道志川	自然	川井浄水場 ⇒ 川井浄水場
系統	流下系	西谷浄水場 (H26 年度~)
相模湖系統	自然流下系	川井浄水場 鶴ケ峰浄水場 → 西谷浄水場 西谷浄水場 (H26 年度鶴ケ峰廃止)
馬入川 系統	ポンプ 系	小雀浄水場 ⇒ 当面変更無し

上位計画等



図2 本市の浄水場と水源系統

(2)長期ビジョン(平成28年3月) 平成18年の長期ビジョンの考え方を引き継ぎ、平成28年3月に策定された「横浜水道長期ビジョン」にも、表2に示す取り組みの方向性と、それぞれ具体的な内容が示されています。 表2 長期ビジョン(平成28年3月)における取組の方向性取組の方向性具体的な内容

取組の方向性	具体的な内容
安全で良質な水	西谷浄水場は原水水質に適した処理方法を
	導入して再整備を進める
災害に強い水道	浄水場の耐震化を進める
環境にやさしい	電力に依存しない自然流下系施設の優先利
水道	用を進める

(3) 中期経営計画(平成28年3月)

平成28年3月に策定した中期経営計画(平成28年度~令和元年度)では、西谷浄水場再整備事業を主要事業に掲げるとともに、その事業費を財政収支計画に反映し、検討を進めてきました。

現在策定している次期中期経営計画(令和2年度~5年度)においても、本事業を引き続き主要事業に掲げるとともに、事業費を含めた整備計画の変更内容を計画に反映していきたいと考えています。

関連事業

相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場)改良事業

(1) お客様意識調査に基づくニーズ

水道局で行っているお客様意識調査では、「今後、特に力を入れるべき次項(複数回答)」として、<u>西谷浄水場の再整備に関係する</u>3つの取組の方向性において、高い割合を占めています。

特に<u>「環境にやさしい水道」については割合が大きく増加</u>しており、自然流下系である西谷浄水場の給水エリアを拡大し、環境にやさしい水道システムを構築していくニーズが高まっていることがうかがえます。

事業の必要性

事業を巡る 社会経済情 勢等の変化

表3 お客様意識調査結果

H26 H30 増減 安全で良質な水 81.8 -7.474.4 -5.5災害に強い水道 81.1 75.6 環境にやさしい水道 25. 4 37.8 +12.4充実した情報とサービス 11.2 13.3 +2.112.7 国内外における社会貢献 12.0 +0.7持続可能な経営基盤 26.0 34. 3 +8.3+3.9その他・特にない・無回答 3.7 7.6

単位:%

(2) 大規模地震によって得られた教訓

平成28年に発生した熊本地震では、地下水の取水に使用しているポンプが破損し、断水が長期化しました。また、平成30年北海道胆振東部地震では、浄水場やポンプ場など水道施設を含んだ大規模停電が生じ、約6万戸の断水が発生しました。

このように、ポンプの使用や電力に依存した水道システムは地震 等の災害時に断水のリスクが高いと言えます。したがって、自然流 下系の優先利用を推進する必要があります。

(1) 定性的事項

- ・ 施設の耐震化を図ることで、大規模地震時にも安定的な浄水処理・給水が可能となります。
- ・ 粒状活性炭施設により、常時活性炭での処理が可能となるため、 これまで以上に安全・安心な水を安定的に供給できます。
- 西谷浄水場の処理能力を増強することで、自然流下系の水を最大 限活用した、環境にやさしい水道システムを構築できます。

表4 再整備前後の処理能力(参考)

	再整備前	再整備後
西谷浄水場 処理能力	35.6万m³/日**	39.4万m³/日

※導水能力が不足しているため実質給水能力は約26.5万m3/日

事業の投貨 効 果 ・ 事業効果等

事業の投資 (2) 定量的事項

効果・・・マニュアルによるB/C(費用便益比)の算出

表5 事業採択時と現在におけるB/Cの比較

	事業採択時	変更
	(平成 27 年度)	(平成 30 年度)
ろ過池の更新 (全量処理)	5. 5	1. 5
粒状活性炭処理施設の新設	15. 7	12.8
排水処理施設の整備	_	7. 1

「水道事業の費用対効果分析マニュアル(厚生労働省)」を用いて計算。

費用便益比の基準値は B/C≥1.0 「水道事業の費用対効果分析マニュアル」

事業実施に伴う便益の考え方は次のとおり。

・ ろ過池の更新及び排水処理施設の整備

西谷浄水場の給水エリアにおいて、市民が、災害時の一次復旧期にあたる7日分の飲 用水を、独自に備蓄する費用を回避できるものとして、便益を算出した。

変更時のB/C は、粒状活性炭処理施設と排水処理施設以外のコストを全て相模湖系 水利権水量の全量処理に向けたコストと考えた。

既存のろ過池で地震による破壊が発生した場合、修繕、構造物の消毒、ろ過砂の洗 浄、試運転などが必要となり、運用開始までの30日分以上の飲用水等の備蓄が必要と考 えられるが、事業採択時の考え方に則って B/C を算出した。 粒状活性炭処理の新設 西谷浄水場の給水エリアにおいて、市民が独自に行う水質改善費用(煮沸消毒、浄水 器設置、ボトルドウォーター購入、ウォーターサーバー設置)を回避できるものとして便益を

事業進ちょく 相模湖系の水利権水量を早期に全量処理できるよう、浄水処理 率% 施設、排水処理施設、導水路について全体最適の視点で検討し、 事業の 平成30年9月に整備の方向性を決定しました。 進ちょく 用地取得率% 現在、この整備の方向性に基づき、基本計画を策定しています。 また、令和元年5月には、排水処理施設をDBO方式で、9月 状 況 には浄水処理施設をDB方式で整備することしたため、要求水準 供用等の状況

算出した。

やリスク分担の整理など、発注に向けた準備を進めています。 平成30年9月に決定した整備の方向性に基づき、令和元年度中に基本計画を策 定します。

事業の課題 及び進ちょく 見込み

また、浄水処理施設をDB方式で、排水処理施設をDBO方式で発注するため の公募や契約に関わる手続きを令和2年度に行い、設計工事期間を経て、浄水処 理施設は令和22年度に、排水処理施設は令和8年度に整備が完成できるよう事業 を進めていきます。

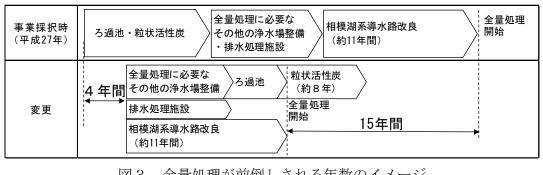
(1) 相模湖系水利権水量の早期全量処理の効果

ポンプを使用して浄水する神奈川県内広域水道企業団の給水エリアを減少させ ることにより、年間2億円以上のコストを縮減できると見込んでいます。

事業費平準化の観点から西谷浄水場再整備後に導水路を整備した場合に比べ、 導水路・浄水処理施設・排水処理施設を全体最適の視点で整備を進めることによ り、15年間全量処理開始を前倒し、30億円以上のコストを縮減できます。

また、CO2については、年間約 5,000 t (1,700 世帯分) 削減できるほか、電気を 使用せずに導水が可能な自然流下系浄水場からの給水量が増え、それに伴い給水 エリアが拡大することで、災害や停電などの際にも給水の安定性が向上します。

その他 (コスト縮減項目等)



全量処理が前倒しされる年数のイメージ 図 3

	(2) 事業手法 施工者の独自の技術やノウハウを活用することや、設計段階から施工準備(資材発注や施工図作成等)ができることによる、コスト縮減や工期短縮が期待できるため、公民連携手法により整備を進めます。 ① 浄水処理施設 : DB方式 ② 排水処理施設 : DBO方式
添付資料	無
対応方針	計画通り(上記計画を実施)※1一部見直し(上記計画を変更)※2【見直し内容】
	中止

対応方針とした理由

「自然流下系の優先」の方針に基づき、相模湖系統の水利権水量の全量処理を 早期に実現するため、整備範囲を浄水処理施設、排水処理施設に拡大し、事業を 実施します。

※1:既に見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。前の再評価で「継続(一部見直し)」の事業 についても、その見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。

※2:今後、見直しを行うことが確定している事業は、こちらを選択し、見直し内容を記載してください。

神奈川県内広域水道企業団の

受水費及び実際の使用水量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受水費	17, 829, 571	16, 500, 559	16, 715, 728	16, 511, 430	16, 714, 704
(千円)	17, 029, 071	10, 500, 559	10, 710, 720	10, 511, 450	10, 714, 704
一日平均					
受水量	546, 069	541, 799	580, 526	543, 517	544, 813
(m3)					
年間受水量	100 061 200	107 756 600	211 002 000	100 202 000	100 401 700
(m3)	199, 861, 200	197, 756, 600	211, 892, 000	198, 383, 800	199, 401, 700

地方公営企業法において独立採算制の根拠となる条文

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により 負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2 <u>地方公営企業の特別会計においては、その経費は、</u>前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該<u>地方公営企業の経営に伴う収</u>入をもつて充てなければならない。

横浜市及び水道事業体として行った国への要望の一覧

平成18年度

4 国家予算要望(陳情行動一覧) [起債, 国庫補助, 一般会計繰出及び他会計繰入] 【経理課】

			【経理課】
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
平成17年 6月2日	日本水道協会 (第162回常任理 事会)	平成18年度水道関係予算について要望 1 水道施設整備事業に対する財政支援措置の拡充 (厚生労働省) 2 上水道事業にかかる起債融資条件等の改善及び一般会計繰出制度の拡充 (総務省)	厚生労働省 総 務 省
7月11日	大都市水道事業管理者会議	平成18年度国家予算に対する要望 (水道事業に対する財政措置等の強化に関する要望) 1 健全財政の確保に対する支援策の強化 2 水道水源の確保等に対する施策の強化 3 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化	厚生労働省 国土交通 総環 境 現 内 閣
7月26日 (市長)	横浜市 (本市独自提案・ 要望)	(市長・副市長要望における水道事業に係る要望項目なし) (局長要望項目)・・・要望行動は、別途に実施 水道事業の促進 1 相模湖のしゅんせつ事業(モデル事業)の継続採 択と、補助対象の拡大及び本格制度化 2 「耐震化事業の補助対象拡大」、「老朽管更新事 業の採択基準緩和」、「鉛管更新事業の補助対象拡 大」 3 「再構築事業に対する国庫補助制度の創設」、 「安全強化のための施設整備に対する国庫補助制度 の創設、財政援助の拡充」	関係各省庁
7月20日~7月29 日	指定都市 市長・議長	平成18年度国家予算に関する要望 (上水道事業の促進に関する要望) 1 健全財政の確保に対する財政措置の拡充 2 災害対策の推進に対する財政措置の強化	関係各省庁 及び各政党
8月3日	相模川・酒匂川 水質協議会 (淀川水質協議 会と合同で)	3 調査研究の推進	厚生労働省 経済産業省 農林水産省 国土交通 環 境 省
8月4日 8月5日	県内四事業体 (神奈川県、横 浜市、川崎市、 横須賀市)	相模貯水池大規模建設改良事業に対する国庫補助制度に関する要望 ・「水道水源開発施設改築事業(モデル事業)」の対象である本事業に対するモデル事業期間の継続採択と補助対象の拡大・充実及び事業の本格制度化・「工業用水道事業費補助の改築事業補助」制度の充実強化	厚生労働省 経済産業省 (県内選出国会議員)

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
9月6日	日本水道協会 (第251回理事 会)	平成18年度上水道関係予算の確保について要望 1 上水道関係補助金 994億円 (全額重点分野関連施策) (1) 安全で安心できる生活を支える水道の整備 ・高度浄水施設 ・水質検査施設 ・浄水場排水処理施設 等 (2) 水道の広域化・運営基盤の強化、災害対策等 の充実 ・水道広域化施設 ・ライフライン機能強化 ・水道水源開発施設 等 2 上水道事業債 4,741億円 (うち一般会計出資債 565億円) (2) 公営企業借換債 3,000億円 (3) 貸付条件の改善 貸付利率の見直し 償還期限の延長 公営企業金融公庫資金臨時特別利率枠の拡充	財政保証のでは、政政のでは、政策を対象をは、政策を対象をは、政策を対象をは、政策を対象をは、政策を対象をは、政策を対象をは、政策をは、政策をは、政策をは、政策をは、政策をは、政策をは、政策をは、政策
11月18日 (市長)	横浜市 (本市独自提案・ 要望) (追加提案・要 望)	(市長・副市長要望における水道事業に係る要望項 目なし)	関係各省庁
10月26·27日 (11月29日)	日本水道協会 第74回全国総会 (第252回理事 会)	1 平成18年度上水道関係予算の確保について要望 (9月6日(第251回理事会) 陳情と基本的に同じ) 2 第74回全国総会決議事項要望 (1) 水道事業に対する財政援助措置の強化について (2) 水道施設の震災対策等に対する財政援助について (3) 水道施設の安全強化のための施設整備に対する国庫補助制度の創設及び財政援助の拡充について (4) 水資源の開発促進及び弾力的運用について (5) 水道水源の水質保全対策の推進について (6) 国庫補助事業費の算定に用いる請負工事標準歩掛の見直しについて (7) ダムの建設に関する事業費圧縮等の要請について (8) 地下水等による専用水道の利用にかかる法整備及び対応について (9) 指定給水装置工事事業者更新制度等の早期確立について (10) 水道起債融資条件等の改善・一般会計出資制度の拡充について (11) 水道施設の震災対策等に対する財政援助について	厚財総国環内会由環 公営 後名省省省省省 長人 大学

平成19年度

			【程理味】
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
平成18年 6月2日	日本水道協会 (第165回常任理 事会)	平成19年度水道関係予算について要望 1 水道施設整備事業に対する財政支援措置の拡充 (厚生労働省) 2 上水道事業にかかる起債融資条件等の改善及び一 般会計繰出制度の拡充 (総務省)	厚生労働省 総 務 省
7月7日 (市長)	横浜市 (本市独自提 案・要望)	(市長・副市長要望における水道事業に係る要望項目なし)	関係各省庁
7月10日	大都市水道事業 管理者会議	平成19年度国家予算に対する要望 (水道事業に対する財政措置等の強化に関する要望) 1 健全財政の確保に対する支援策の強化 2 水道水源の確保等に対する施策の強化 3 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化	厚生労働省 国土交通 総 務 境 境 内 閣
7月21日~ 7月下旬	指定都市 市長・議長	平成19年度国家予算に関する要望 (上水道事業の促進に関する要望) 1 健全財政の確保に対する財政措置の拡充 2 災害対策の推進に対する財政措置の強化	関係各省庁 及び各政党
8月9日	相模川・酒匂川 水質協議会 (淀川水質協議 会と合同で)	琵琶湖・淀川水系並びに相模川・酒匂川水系の水質 保全に関する要望 1 広域的な水道水源保全の推進 2 クリプトスポリジウム等病原性微生物の発生源対策 3 油類の流出事故の防止 4 有害化学物質に関する情報提供 5 調査研究の推進 6 下水道の整備 7 PRTR制度の充実 6 適正な農薬使用の指導 7 水質規制項目の拡充 8 湖沼の富栄養化対策 ほか	厚生労働省 経済産業省 農林水延 国土交通省 環 境

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
9月4日	日本水道協会 (第254回理事 会)	平成19年度上水道関係予算の確保について要望 1 上水道関係補助金 971億円 (全額重点分野関連施策) 「国民生活を守る安心な水道づくり」 (1) 水道の広域化・運営基盤の強化 ・水道水源開発施設整備による水源の確保 ・水道広域化施設整備の促進 (2) 地震等の災害に強い水道施設の整備 ・ライフライン機能強化等事業による地震対策等の推進 (3)安全で安心できる生活を支える水道の整備 ・高度浄水施設等の整備の積極的な推進 ・水質検査施設等整備事業の促進 等 2 上水道事業債等 (1) 上水道事業債 3,962億円 (うち、一般会計出資債 547億円) (2) 公営企業借換債 4,000億円 (3) 貸付条件の改善貸付利率の見直し償還期限の延長 公営企業金融公庫資金臨時特別利率枠の拡充	財 務 省 自由民主党主要役 員 関係国会議員
11月21日、 22日 (市長)	横浜市 (本市独自提 案・要望) (追加提案・要 望)	(市長・副市長要望における水道事業に係る要望項 目なし)	関係各省庁
10月18~20日(11月29日)	日本水道協会 第75回全国総会 (第255回理事 会)	1 平成19年度上水道関係予算の確保について要望 (9月4日(第254回理事会) 陳情と基本的に同じ) 2 第75回全国総会決議事項要望 (1) 水道事業に対する財政支援体制の強化について (2) 水道施設の震災対策等に対する行財政支援について (3) 水道施設の安全強化のための施設整備に対する財政支援について (4) 水資源の開発促進について (5) 水道水源の水質保全対策の推進について (5) 水道水源の水質保全対策の推進について (6) 国庫補助事業費の算定に用いる請負工事標準歩掛の見直しについて (7) ダムの建設に関する事業費圧縮等の要請について (7) ダムの建設に関する事業費圧縮等の要請について (8) 地下水等による専用水道の利用にかかる法整備及び対応について (9) 指定給水装置工事事業者更新制度等の早期確立について (10) 水道起債融資条件等の改善・一般会計出資制度の拡充について (11) 公営企業金融公庫の機能維持について	厚財総国環内会由環 を 全 融

平成20年度

			【栓埋誅】
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
平成19年 5月31日	日本水道協会 (第168回常任理 事会)	平成20年度水道関係予算について要望 1 水道施設整備事業に対する財政支援措置の拡充 (厚生労働省) 2 上水道事業にかかる起債融資条件等の改善及び一 般会計繰出制度の拡充 (総務省)	厚生労働省 総 務 省
7月4日 (市長)	横浜市 (本市独自提 案・要望)	(市長・副市長要望における水道事業に係る要望項目なし)	関係各省庁
7月10日	大都市水道事業 管理者会議	平成20年度国家予算に対する要望 (水道事業に対する財政措置等の強化に対する要望) 1 健全財政の確保に対する支援策の強化 2 水道水源の確保等に対する施策の強化 3 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化	厚生労働省 国土交通 総 環 境 閣 内 閣
7月	指定都市 市長・議長	平成19年度国家予算に関する要望 (上水道事業の促進に関する要望) 1 健全財政の確保に対する財政措置の拡充 2 災害対策の推進に対する財政措置の強化	関係各省庁 及び各政党
9月4日	日本水道協会 (第257回理事 会)	平成20年度上水道関係予算の確保について要望 1 上水道関係補助金 928億円 (全額重点分野関連施策) 「国民生活を守る安心な水道づくり」 (1) 水道の広域化・運営基盤の強化 ・水道広域化施設整備の促進 ・遠隔監視システム整備への財政支援 (2) 地震等の災害に強い水道施設の整備 ・基幹水道構造物の耐震化の促進 ・緊急時用連絡管及び緊急時バックアップ管の整備の促進 ・重要給水施設配水管の耐震化の促進 ・重要給水施設配水管の耐震化の促進 ・直要治水施設等の整備の積極的な推進 ・水質検査施設等整備事業の促進 ・ 水質検査施設等整備事業の促進 ・ 北道事業債等 (1) 上水道事業債 3,806億円 (うち、一般会計出資債 475億円) (2) 公営企業借換債 2,000億円 (3) 貸付条件の改善 貸付利率の見直し 償還期限の延長 公営企業金融公庫資金臨時特別利率枠の拡充	財 務 省 自由民主党主要役 員 関係国会議員

	1		
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
11月7~8日 (11月29日)	日本水道協会 第76回全国総会 (第258回理事 会)	1 平成20年度上水道関係予算の確保について要望 (9月4日(第257回理事会)陳情と基本的に同じ) 2 第76回全国総会決議事項要望 (1)水道事業に対する財政支援体制の強化について (2)水道施設の震災対策等に対する行財政支援について (3)水道施設の安全強化のための施設整備に対する財政支援について (4)広域的な災害応援体制の確立について (5)水道水源の水質保全対策の推進について (6)ダム等の水源施設の開発促進について (7)ダムの建設に関する事業費圧縮等の要請について (8)水道水源の水質保全対策の推進について (9)地下水等による専用水道の利用にかかる法整備及び対応について (10)水道起債融資条件等の改善・一般会計出資制度の拡充について (11)水道料金のクレジット支払いに係る手数料について	厚財総国環内会由民境 生務務交境閣任主保 生務務交境閣任主保 土 常民関 任主保 金ジ協 任主保 金ジ協 をジウード 協会 を かった
11月27日、 28日 (市長)	横浜市 (本市独自提 案・要望) (追加提案・要 望)	(市長・副市長要望における水道事業に係る要望項目なし)	関係各省庁
12月7日	相模川・酒匂川 水質協議会 (淀川水質協議 会と合同で)	琵琶湖・淀川水系並びに相模川・酒匂川水系の水質 保全に関する要望 1 広域的な水道水源保全の推進 2 クリプトスポリジウム等病原性微生物の発生源対策 3 油類の流出事故の防止 4 未規制化学物質に関する毒性調査の実施と情報提供の推進 5 調査研究の推進 6 水道事業者と連携した危機管理対策の強化のための施策の推進 7 下水道の整備 8 PRTR制度の充実 9 適正な農薬使用の指導 10 水道水質基準と環境基準との整合 11 湖沼の富栄養化対策 ほか	厚生労働省 経済産業産 農林次通 国土交通 環 境

平成21年度

			【栓埋誄】
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
平成20年 6月3日	日本水道協会 (第171回常任理 事会)	平成21年度水道関係予算について要望 1 水道施設整備事業に対する財政支援措置の拡充 (厚生労働省) 2 上水道事業にかかる起債融資条件等の改善及び一 般会計繰出制度の拡充 (総務省)	厚生労働省 総 務 省
6月23日 6月27日 (市長)	横浜市 (本市独自提 案・要望)	(市長・副市長要望における水道事業に係る要望項目なし)	関係各省庁
7月10日	大都市水道事業 管理者会議	平成21年度国家予算に対する要望 (水道事業に対する財政措置等の強化に対する要望) 1 健全財政の確保に対する支援策の強化 2 水道水源の確保等に対する施策の強化 3 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化	厚生労働省 国土交通 総 環 境 閣 内 閣
7月	指定都市 市長・議長	平成21年度国家予算に関する要望 (上水道事業の促進に関する要望) 1 健全財政の確保に対する財政措置の拡充 2 災害対策の推進に対する財政措置の強化	関係各省庁 及び各政党
9月4日	日本水道協会 (第260回理事 会)	平成21年度上水道関係予算の確保について要望 1 上水道関係補助金 771億円 「国民生活を守る安心な水道づくり」 (1) 災害、危機管理対策の推進 ・ライフライン機能強化等事業の促進 ・老朽管更新事業の促進 ・緊急時応急対応共同設備整備への財政支援 (2) 水道事業の運営基盤の強化 (3)安心・快適な水の確保 ・鉛製給水管布設替え促進事業への財政支援 2 上水道事業債等 (1) 上水道事業債 3,667億円 (うち、一般会計出資債 441億円) (2) 貸付条件の改善 貸付利率の見直し 償還期限の延長 地方公営企業金融機構資金における臨時 特別利率枠の拡充	財 務 省 自由民主党主要役 員 関係国会議員

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
11月13日 (市長)	横浜市 (本市独自提 案・要望) (追加提案・要 望)	(市長・副市長要望における水道事業に係る要望項 目なし)	関係各省庁
11月19日		琵琶湖・淀川水系並びに相模川・酒匂川水系の水質 保全に関する要望 1 広域的な水道水源保全の推進 2 クリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物の発生 源対策 3 油類の流出事故の防止 4 未規制化学物質に関する毒性調査の実施と情報提供の推進 5 調査研究の推進 6 水道事業者と連携した危機管理対策の強化のための施策の推進 7 下水道の整備 8 下水処理水の水質改善対策の推進 9 有害化学物質の汚染調査の推進 10 未規制科学物質に関する毒性調査の実施と情報 提供の推進 11 排出基準規制項目の拡充 12 水道水質基準と環境基準との整合 13 湖沼の富栄養化対策 14 農薬対策の推進	厚生労働省 経済水産 農土 大 選 、 境 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省
11月27日	日本水道協会 (第261回理事 会)	1 平成21年度上水道関係予算の確保について要望 (9月4日(第260回理事会) 陳情と基本的に同じ) 2 第77回全国総会決議事項要望 (1) 水道事業に対する財政支援体制の強化について (2) 水道施設の震災対策等に対する行財政支援について (3) ダム等の水源施設の開発促進について (4) ダムの建設に関する事業費圧縮等の要請について (5) 水道水源の水質保全対策の推進について (6) 地下水等による専用水道の利用にかかる法整備及び対応について (7) 水道起債融資条件等の改善・一般会計出資制度の拡充について	厚生

平成22年度

(4) 国家予算要望 (陳情行動一覧) [起債, 国庫補助, 一般会計繰出及び他会計繰入] 【経理課】

			【経理課】
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
平成21年 6月3日	日本水道協会 (第174回常任理 事会)	平成22年度水道関係予算について要望 1 水道施設整備事業に対する財政支援措置の拡充 (厚生労働省) 2 上水道事業にかかる起債融資条件等の改善及び一 般会計繰出制度の拡充 (総務省)	厚生労働省 総 務 省
5月20日 (佐々木副市 長)	横浜市 (本市独自提 案・要望)	(市長・副市長提案・要望における水道事業に係る提案・要望項目) 学校給水施設の直結給水化について	厚生労働省 文部科学省
7月8日	大都市水道事業 管理者会議	平成22年度国家予算に対する要望 (水道事業に対する財政措置等の強化に対する要望) 1 健全財政の確保に対する支援策の強化 2 水道水源の確保等に対する施策の強化 3 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化	厚生労働省 国土交通 総 環 境 閣 内 閣
7月21日	指定都市 市長・議長	平成22年度国家予算に関する要望 (上水道事業の促進に関する要望) 1 健全財政の確保に対する財政措置の拡充 2 災害対策の推進に対する財政措置の強化	関係各省庁 及び各政党
9月2日	日本水道協会 (第263回理事 会)	平成22年度上水道関係予算の確保について要望 1 上水道関係補助金 771億円 「国民生活を守る安全で安心な水道づくり」 (1) 災害、危機管理対策の推進 ・老朽管更新事業の促進 ・ライフライン機能強化等事業の促進 (2) 水道事業の運営基盤の強化 ・小規模水道事業者の統合促進 ・複数の上水道事業者が共同で行う遠隔監視システム整備の促進 (3) 低環境負荷型水道施設整備の推進 ・浄水発生土の減量化及び有効利用の促進 2 上水道事業債等 (1) 上水道事業債 3,139億円 (55、一般会計出資債 420億円) (2) 貸付条件の改善 貸付利率の見直し 償還期限の延長 地方公共団体金融機構資金における臨時 特別利率枠の存続	財務省

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
10月~12月に かけて4回 (市長)	横浜市 (本市独自提 案・要望) (追加提案・要 望)	(市長提案・要望における水道事業に係る追加提 案・要望項目なし)	関係各省庁
11月17日	相模川・酒匂川 水質協議会 (淀川水質協議 会と合同で)	5 水道事業者と連携した危機管理対策の強化のため	厚生労働省 農林水産省 経済土交通 国土交通 環 境
12月2日	日本水道協会 (第264回理事 会)	1 平成21年度上水道関係予算の確保について要望 (9月4日(第260回理事会) 陳情と基本的に同じ) 2 第77回全国総会決議事項要望 (1) 水道事業に対する財政支援体制の強化について (2) 水道施設の震災対策等に対する行財政支援について (3) ダム等の水源施設の開発促進について (4) ダムの建設に関する事業費圧縮等の要請について (5) 水道水源の水質保全対策の推進について (6) 地下水等による専用水道の利用にかかる法整備及び対応について (7) 水道起債融資条件等の改善・一般会計出資制度の拡充について	厚生労働省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省 府 国民企业 大型 医人名

平成23年度

(4) 国家予算要望(陳情行動一覧)[起債, 国庫補助, 一般会計繰出及び他会計繰入] 【経理課】

			【経理課】
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
平成22年 6月2日	日本水道協会 (第177回常任理 事会)	平成23年度水道関係予算について要望 1 水道施設整備事業に対する財政支援措置の拡充 (民主党、厚生労働省) 2 上水道事業にかかる起債融資条件等の改善及び一 般会計繰出制度の拡充 (民主党、総務省)	民 主 党 厚生労働省 総 務 省
7月6日	大都市水道事業 管理者会議 臨時会	平成23年度国家予算に対する要望 1 健全財政の確保及び災害対策の推進に対する財政措置の拡充等を図ること(総務省、厚生労働省) 2 水道施設を災害復旧事業の対象施設とすること(内閣府) 3 環境に配慮した水道施設整備に対する補助制度の創設を図ること(厚生労働省) 4 広域化を推進する施策の充実を図ること(厚生労働省) 5 国際展開における制度の整備等を図ること(厚生労働省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) 6 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること(厚生労働省、国土交通省) 7 水資源・水利権の適正な配分及び水利使用制度を創設すること(厚生労働省、国土交通省) 8 地下水利用者に対する法整備等を図ること(厚生労働省、国土交通省) 8 地下水利用者に対する法整備等を図ること(厚生労働省、国土交通省) 9 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化を図ること(厚生労働省、環境省)	総 厚国経環内 務労働選業 関盟 省省省省省府
7月20日	指定都市 市長・議長	平成23年度国家予算に関する要望 (上水道事業の促進に関する要望) 1 健全財政の確保に対する財政措置の拡充 2 災害対策の推進に対する財政措置の強化	関係各省庁 各政党
9月2日	日本水道協会 (第266回理事 会)	平成23年度上水道関係予算の確保について要望 1 上水道関係補助金 444億円 ・地震・渇水等自然災害にも強い水道施設の整備 ・病原微生物、有害化学物質等新たな水質問題に対応した水質管理体制の強化 ・高度浄水施設の整備 ・水道広域化の促進 ・水道水源の確保 ・老朽管の計画的な更新 ・浄水場等の基幹水道構造物の耐震化の促進 ・基幹病院等の給水優先度が高い施設への配水管の耐震化 ・緊急時用連絡管等の整備の促進 2 上水道事業債等 (1)上水道事業債 3,392億円 (うち、一般会計出資債 372億円) (2)公営企業借換債 300億円 (3)貸付条件の改善 貸付利率の見直し 償還期限の延長 地方公共団体金融機構資金における臨時 特別利率枠の存続	関係国会議員 財務省

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
11月	相模川・酒匂川 水質協議会 (淀川水質協議 会と合同で)	琵琶湖・淀川水系及び相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望 1 広域的な水道水源保全の推進【厚生労働省】 2 クリプトスポリジウム等の発生源対策及び調査研究の推進【厚生労働省、農林水産省】 3 油等流出事故の防止及び適切な対応【厚生労働省、経済産業省、環境省】 4 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進【厚生労働省、経済産業省、環境省】 5 水道事業体と連携した危機管理対策の強化のための施策の推進【厚生労働省、国土交通省】 6 農薬対策の推進【農林水産省】 7 車両事故に伴う油等の流出防止と適切な対応【国土交通省】 8 下水道の整備【国土交通省】 9 下水放流水の水質改善対策の推進【国土交通省】 10 有害化学物質の汚染実態調査の推進【国土交通省】 11 水道水質基準と環境基準、排水基準との整合【環境省】 12 クリプトスポリジウム等の排水基準規制項目への採用【環境省】 13 湖沼の富栄養化対策【環境省】	厚生労働 農林水産業 選出 境 電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電
11月30日	日本水道協会 (第267回理事 会)	日本水道協会第79回総会会員提出問題による要望項目 (1) 水道事業に対する財政支援体制の強化【厚生労働省】 (2) 現行補助制度の存続又は地方への一括交付金の水道事業会計への直接交付【総務省、厚生労働省、内閣府】 (3) 水道施設の震災対策等に対する行財政支援【厚生労働省】 (4) 水道起債融資条件の改善・地方公営企業繰出制度の拡充等【総務省、地方公共団体金融機構】 (5) ダム等の水源施設の開発促進【厚生労働省、国土交通省】 (6) 水道水源における水質保全対策並びに水質事故の発生防止の強化【厚生労働省、国土交通省、環境省】 (7) 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応【厚生労働省、国土交通省、環境省】 (8) 水道技術者(布設工事の監督)の有資格要件の見直し【厚生労働省】 (9) 水道設計業務委託に関する歩掛の充実【厚生労働省】 (10) 公民連携による水道事業の海外展開の推進【総務省、厚生労働省】 (11) 指定給水装置工事事業者研修会【厚生労働省】 (12) 水道メータ検定有効期間延長【経済産業省】(13) 平成23年度水道関係予算(補助金及び起債)【財務省】	厚財総国環内 開方 對

平成24年度

(4) 国家予算要望 (陳情行動一覧) [起債, 国庫補助, 一般会計繰出及び他会計繰入]

【経理課】

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
平成23年 5月11日	日本水道協会	電力使用制限についての要望 ○制限の対象から水道施設を除外するよう要望 ○国から国民に節水を呼びかけるよう要望	民主党 電力供給問題対策 プロジェクトチー ム
5月30日 5月31日	横浜市長	東日本大震災への対応に係る国への緊急提案・要望 5 放射線及び放射性物質の測定機器導入等への 支援 (水道局関係)	民 主 党 国土交通省 内閣府 経済産業省
6月2日	日本水道協会 (第179回 常任理事会)	平成24年度水道関係予算について要望 1 24年度水道関係予算 ①水道施設整備事業に対する財政支援措置の拡充(民主党、厚生労働省) ②上水道事業にかかる起債融資条件等の改善及び一般会計繰出制度の拡充(民主党、総務省) 2 東日本大震災により被災した水道施設の復旧及び再構築に対する財政支援の強化 ①「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく水道施設等災害復旧費補助金の交付対象の拡大(民主党、厚生労働省) ②今後の復興に伴う水道施設の再構築に必要な財政支援 (民主党、厚生労働省、総務省)	民 主 党 厚生労働省 総 務 省
7月19日	指定都市 市長・議長	平成24年度国の施策及び予算に関する提案 1 東日本大震災への対応及び震災対策に係る要請・提案	関係各省庁 各政党
7月20日	大都市水道事業 管理者会議 臨時会	平成24年度国家予算に対する要望 1 災害対策の推進及び健全財政のための財政措置の拡充等を図ること 2 水道施設を災害復旧事業の対象施設とすること 3 エネルギー効率などに配慮した水道施設整備に対する制度を創設するとともに、電力使用制限について特段の配慮を講じること 4 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化を図ること 5 広域化を推進する施策の充実を図ること 6 国際展開における制度の整備等を図ること 7 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること 8 水資源・水利権の適正な配分及び水利使用制度を創設すること 9 地下水利用者に対する法整備等を図ること	総 厚国経環 内 省省省省

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
8月4日	日本水道協会 (全国水道企業 団協議会と合 同)	浄水発生土の放射能問題に対する国の行財政支援を要望 ・国が処分場を確保した上で処分を一元的に行うこと ・資源化にあたっての明確な安全基準を確保すること ・作業者の安全を確保する放射線管理のガイドラインを作成 すること ・放射能対策への財政措置を講じること	民主党
10月12日	日本水道協会 (事務局)	平成24年度上水道関係予算の確保について要望 1 上水道関係補助金 1,362億円 2 上水道事業債等 (1) 上水道事業債 3,483億円 (うち、一般会計出資債 260億円) (2) 公営企業借換債 300億円 (3) 貸付条件の改善 貸付利率の見直し 償還期限の延長 地方公共団体金融機構資金における臨時 特別利率枠の存続 3 震災による減収に対する財政支援制度の拡充・創設 4 放射性物質を含む浄水発生土の取扱い	民主党 国民新党 財務省

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
11月	相模川・酒匂川 水質協議会 (淀川水質協議 会と合同で)	 〈琵琶湖・淀川水系及び相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望> 1 広域的な水道水源保全の推進【厚生労働省】 2 クリプトスポリジウム等の発生源対策及び調査研究の推進【厚生労働省、農林水産省】 3 油等流出事故の防止及び適切な対応【厚生労働省、経済産業省、環境省】 4 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進【厚生労働省、経済産業省、環境省】 5 水道事業体と連携した危機管理対策の強化のための施策の推進【厚生労働省、国土交通省】 6 農薬対策の推進【農林水産省】 7 停電及び電力使用制限等のあり方の検討【経済産業省、国土交通省】 8 車両事故に伴う油等の流出防止と適切な対応【国土交通省】 9 下水道の整備【国土交通省】 10 下水放流水の水質改善対策の推進【国土交通省】 11 有害化学物質の汚染実態調査の推進【国土交通省】 12 水道事業体と連携した危機管理対策の強化のための施策の推進【国土交通省】 12 水道事業体と連携した危機管理対策の強化のための施策の推進【国土交通省】 13 水道水質基準と環境基準、排水基準との整合【環境省】 14 クリプトスポリジウム等の排水基準規制項目への採用【環境省】 【環境省】 【環境省】 〈放射性物質対策に関する要望> 1 水道水中の放射性物質対策【厚生労働省】 2 放射性物質対策の費用【厚生労働省】 3 放射性物質対策の費用【厚生労働省】 	厚生 人名 医电子
11月30日	日本水道協会 (第270回理事 会)	日本水道協会第80回総会決議事項要望項目 東日本大震災関係 1 東日本大震災における水道施設の復旧・再構築に対する 財政支援の強化・創設 2 放射性物質に係る対応の推進 3 水道事業における電力確保対策等 その他 4 水道事業に対する財政支援体制の強化 5 再生可能エネルギー施設の導入促進 6 地域自主戦略交付金(一括交付金)の制度設計 7 水道起債融資条件の改善・地方公営企業繰出制度の拡充 等 8 地方公営企業会計基準の改正に係る財政措置及び移行期間の確保等 9 水道施設の震災対策等に対する行財政支援 10 大震災発生時における情報提供のあり方 11 ダム等の水源施設の開発促進 12 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化 13 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応 14 未規制貯水槽水道の規制の強化 15 配水管等の耐用年数の見直し 16 指定給水装置工事事業者の登録更新制度の創設 17 国際貢献を担う人材育成への支援 18 公民連携による水道事業の海外展開の推進	厚財総国環経文內原分別的一個工程,以上的一個工程,以上,一個工程,以上,一個工程,在一個工程,可以在一個工程,可以不同的工程,可以可以不同的工程,可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以

平成25年度

(4) 国家予算要望(陳情行動一覧)[起債, 国庫補助, 一般会計繰出及び他会計繰入] 【経理課】

			【経理課】
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
6月6日	日本水道協会 (第181回常任理 事会)	平成25年度水道関係予算等について要望 1 25年度水道関係予算 ①水道施設整備事業に対する財政支援措置の拡充 ②上水道事業にかかる起債融資条件等の改善及び一般会計 繰出制度の拡充 2 東日本大震災により被災した水道施設の復旧及び再構築に 対する財政支援の強化 ①「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく水道施設等災害復旧費補助金の交付対象の拡大 ②今後の復興に伴う水道施設の再構築に必要な財政支援 3 電力確保対策	民 主 党 厚生労働省 総 務 省 経済産業省
7月6日	大都市水道事業 管理者会議 臨時会	平成25年度国家予算に対する要望 1 災害対策の推進及び健全財政のための財政措置の拡充等を図ること 2 水道施設を災害復旧事業の対象施設とすること 3 エネルギー効率などに配慮した水道施設整備に対する制度を創設するとともに、電力使用制限の除外や石油燃料の確保について特段の配慮を講じること 4 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化を図ること 5 広域化を推進する施策の充実を図ること 6 国際展開における制度の整備等を図ること 7 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること 8 水資源の合理的かつ適正な配分及び取水地点毎の取水量制限の緩和を図ること 9 地下水利用者に対する法整備等を図ること	総 務 省 国土交通省 経済産業省
7月11日	横浜市長	平成25年度国の施策及び予算に関する提案 1 放射線対策の推進	厚生労働省省 国土済産業 国経済 第 環 部 科 学 内 閣
10月23日	日本水道協会 (事務局)	平成25年度上水道関係予算の水道補助金及び起債の所要額確 保等について要望	財務省関係国会議員

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
11月	相模川・酒匂川 水質協議会 (淀川水質協議 会と合同で)	琵琶湖・淀川水系及び相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望 1 広域的な水道水源保全の推進 2 クリプトスポリジウム等の発生源対策及び調査研究の推進 3 油等流出事故の防止及び適切な対応 4 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 5 水道事業体と連携した危機管理対策の強化のための施策の推進 6 農薬対策の推進 7 停電及び電力使用制限等のあり方の検討 8 車両事故に伴う油等の流出防止と適切な対応 9 下水道の整備 10 下水放流水の水質改善対策の推進 11 有害化学物質の汚染実態調査の推進 12 水道事業体と連携した危機管理対策の強化のための施策の推進 13 水道水質基準と環境基準、排水基準との整合 14 クリプトスポリジウム等の排水基準規制項目への採用 15 湖沼の富栄養化対策 16 化学物質取扱い事業所への排出対策強化 17 水道水中の放射性物質対策	厚生労働省 農林水産省 経済産発 国土交通 環 境
1月17日	日本水道協会 (事務局)	平成25年度上水道関係予算の水道補助金及び起債の所要額確 保等について要望	財務省 関係国会議員
1月29日	日本水道協会 (第273回理事 会)	1 東日本大震災における水道施設の復旧・再構築に対する財政支援の強化・創設 2 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償 3 水道事業における電力確保対策等 4 水道事業に対する財政支援の拡充及び補助要件の緩和 5 水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援体制の確立 6 簡易水道事業統合に対する財政支援 7 再生可能エネルギー施設の導入促進 8 地域自主戦略交付金(一括交付金)の水道事業会計への直接交付及び制度設計 9 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等 10 公営企業借換債制度及び繰上償還制度の拡充・条件緩和 11 地方公営企業会計制度の改正に係る各種支援及び制度の見直し 12 水道施設の震災対策等に対する行財政支援 13 ダム等の水源施設の開発促進及び取水地点変更認可の要件見直し 14 水源の異なる水系間における利水 15 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化 16 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応 17 管理の不適正な貯水槽水道の改善を促進する制度の確立 18 配水管の耐用年数の見直し 19 指定給水装置工事事業者の登録更新制度の創設 20 計量法による特定計量器(水道メーター)の検定有効期間延長	関係各府省庁関係国会議員
2月6日	日本水道協会 (事務局)	水道起債融資条件の改善等	地方公共団体金融 機構

平成26年度

(4) 国家予算要望(陳情行動一覧)

【経理課】

			<u> </u>
陳情月日	陳情主体	陳情項目 (抜粋)	陳情先
6月6日	日本水道協会 (第1回運営会議)	平成26年度水道関係予算について要望 1 水道施設整備事業に対する財政支援措置の拡充 2 上水道事業にかかる起債融資条件等の改善及び一般会計繰 出制度の拡充	自由民主党 厚生労働省 総 務 省
7月5日	大都市水道事業 管理者会議 臨時会	平成26年度国家予算に対する要望 1 災害対策の推進及び健全財政のための財政措置の拡充等を図ること 2 水道施設を災害復旧事業の対象施設とすること 3 エネルギー効率などに配慮した水道施設整備に対する制度を創設するとともに、電力使用制限の除外や石油燃料の確保について特段の配慮を講ずること 4 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化を図ること 5 地下水利用者に対する法整備等を図ること 6 広域化を推進する施策の充実を図ること 7 国際展開における制度の整備等を図ること 8 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること 8 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること 9 水資源の合理的かつ適正な配分及び取水地点毎の取水量制限の緩和を図ること	内 閣 府
9月5日	日本水道協会 (第2回運営会議)	平成26年度上水道関係予算の確保について要望 1 上水道関係補助金概算要求 2 上水道事業債による財政支援措置及び起債発行条件の改善	財 務 省 関係国会議員
11月6日	日本水道協会 (事務局)	平成26年度上水道関係予算の確保について要望	自由民主党 (予算・税制等 に関する政策懇 談会)
11月27日	日本水道協会 (事務局)	平成26年度上水道関係予算の確保について要望	自由民主党 (水道事業 促進議員連盟)

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
11月	相模川・酒匂川 水質協議会 (淀川水質協議会 と合同)	琵琶湖・淀川水系及び相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望 1 広域的な水道水源保全の推進 2 クリプトスポリジウム等の発生源対策及び調査研究の推進 3 油等流出事故の防止及び適切な対応 4 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 5 水道事業体と連携した危機管理対策の強化のための施策の推進 6 農薬対策の推進 7 電力需給対策のあり方の検討 8 車両事故に伴う油等の流出防止と適切な対応 9 下水道の整備 10 下水放流水の水質改善対策の推進 11 有害化学物質の汚染実態調査の推進 12 化学物質の管理強化の推進 13 水道水質基準と環境基準、排水基準との整合 14 湖沼の富栄養化対策 15 化学物質取扱い事業所への排出対策強化 16 水道水中の放射性物質への対応 17 クリプトスポリジウム等の排水基準規制項目への採用	厚生 学 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
11月28日	日本水道協会 (第3回運営会議)	1 東日本大震災で被災した水道施設の撤去費用に係る財政支援 2 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償 3 水道事業における電力確保対策等 4 水道事業に対する財政支援の拡充及び補助要件の緩和 5 水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援体制の確立 6 簡易水道事業統合に対する財政支援 7 交付金の一部事務組合等への直接交付 8 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等 9 公的資金補償金免除償還制度の復活及び公営企業借換債制度の条件緩和 10 水道施設の震災対策等に対する行財政支援 11 ダム等の水源施設の開発促進及び取水地点変更認可の要件見直し 12 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化 13 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応 14 貯水槽水道の規制強化 15 配水管の耐用年数の見直し 16 指定給水装置工事事業者の登録更新制度の創設 17 国際貢献・水ビジネスの展開に向けた取組の強化	関係各府省庁関係国会議員
12月16日	日本水道協会 (事務局)	水道起債融資条件の改善等	地方公共団体 金融機構

平成27年度

(4)国家1	⁵ 算要望(陳情行動]一頁 <i>)</i> ————————————————————————————————————	【経理課】
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
H26. 6. 4	日本水道協会 (第1回運営会議)	平成27年度水道関係予算について要望	自由民主党 (水道事業促進議 員連盟) 厚生労働省 総 務 省
H26. 8. 7	大都市水道事業管理者会議	平成27年度国家予算に対する要望 1 老朽化した浄水場等の水道施設の更新事業、災害対策の推進及び健全財政のための財政措置の拡充等を図ること 2 水道施設を災害復旧事業の対象施設とすること 3 エネルギー効率などに配慮した水道施設整備に対する制度を創設するとともに、電力使用制限の除外や石油燃料の確保について特段の配慮を講ずること 4 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化を図ること 5 地下水利用者に対する法整備等を図ること 6 広域化を推進する施策の充実を図ること 7 国際展開における制度の整備等を図ること 8 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること 9 水資源の合理的かつ適正な配分及び取水地点毎の取水量制限の緩和を図ること	内 閣 府 省
H26. 9. 4 H26. 9. 10 H26. 9. 19	日本水道協会 (第2回運営会議)	平成27年度上水道関係予算の確保について要望	財 務 省 自由民主党 (水道事業促進議 員連盟)
H26. 9. 14	日本水道協会 (事務局)	平成27年度上水道関係予算の確保について要望	公明党 (上水道事業促進 委員会)
H26. 10. 16	日本水道協会 (事務局)	平成27年度上水道関係予算の確保について要望	自由民主党 衆・参議院厚生労 働委員会
H26. 10. 30	日本水道協会 (事務局)	平成27年度上水道関係予算の確保について要望	自由民主党 (予算・税制等に 関する政策懇談 会)

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
11月	相模川・酒匂川水質協議会	相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望 1 油等の流出事故の防止 2 化学物質取扱い事業所への排出対策強化 3 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 4 水道水質基準と環境基準、排水基準との整合 5 クリプトスポリジウム等の対策の推進 6 湖沼の富栄養化対策	環境省
		1 広域的な水道水源保全の推進 2 クリプトスポリジウム等の発生源対策及び調査研究の推進 3 油等流出事故の防止及び適切な対応 4 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 5 摂取制限等を伴った給水継続の検討促進 6 水道事業体と連携した危機管理対策の強化のための施策の 推進 7 水道水中の放射性物質への対応	厚生労働省
		1 車両事故に伴う油等の流出防止と適切な対応 2 下水道の整備 3 下水放流水の水質改善対策の推進 4 健全な水循環の維持	国土交通省
		1 クリプトスポリジウム等対策の推進 2 農薬対策の推進	農林水産省
		1 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 2 化学物質の管理強化の推進	経済産業省
H26. 11. 27 H27. 1. 22 H27. 2. 24	日本水道協会 (第3回運営会議)	1 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償 2 水道事業における電力確保対策等 3 水道事業に対する財政支援の拡充及び補助要件の緩和 4 水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援体制の確立 5 簡易水道事業統合に対する財政支援 6 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択条件の明確化等 7 交付金の一部事務組合等への直接交付 8 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等 9 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活 10 水道施設の震災対策等に対する行財政支援 11 ダム等の水源施設の開発促進 12 安定給水確保のための水利権制度の運用 13 特定多目的ダムの完成後に要する利水者負担額の軽減 14 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等 15 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応 16 近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続等の簡素化 17 指定給水装置工事事業者の登録更新制度の創設 18 配水管の耐用年数の見直し 19 水道メーターの検定有効期限の延長 20 アセットマネジメントの導入推進に係る水道施設の健全度評価手法の確立及び周知 21 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化	関係各府省庁関係国会議員
12月12日	日本水道協会 (事務局)	水道起債融資条件の改善等	地方公共団体 金融機構

平成28年度

	(十) 日外了开义主(陈伟门刘 克)		【経理課】	
陳情月日	陳情主体	陳情項目 (抜粋)	陳情先	
Н27. 6. 4	日本水道協会 (第1回運営会議)	平成28年度水道関係予算について要望	自由民主党 (水道事業促進議 員連盟) 厚生労働省 総 務 省	
Н27. 7. 10	大都市水道事業管理者会議	平成28年度国家予算に対する要望 1 老朽化した浄水場等の水道施設の更新事業、災害対策の推進及び健全財政のための財政措置の拡充等を図ること 2 水道施設を災害復旧事業の対象施設とすること 3 エネルギー効率などに配慮した水道施設整備に対する制度を創設するとともに、電力使用制限の除外や石油燃料の確保について特段の配慮を講ずること 4 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化を図ること 5 地下水利用者に対する法整備等を図ること 6 広域化を推進する施策の充実を図ること 7 国際展開における制度の整備等を図ること 8 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること 9 水資源の合理的かつ適正な配分及び取水地点毎の取水量制限の緩和を図ること	内 閣 将 學生	
H27. 9. 3	日本水道協会 (第2回運営会議)	平成28年度水道関係予算の確保について要望	財 務 省 関係国会議員	
		相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望 1 油等の流出事故の防止 2 化学物質取扱い事業所への排出対策強化 3 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 4 水道水質基準と環境基準、排水基準との整合 5 クリプトスポリジウム等の対策の推進 6 湖沼の富栄養化対策	環境省	
Н27.9	相模川・酒匂川 水質協議会	1 広域的な水道水源保全の推進 2 クリプトスポリジウム等の発生源対策及び調査研究の推進 3 油等流出事故の防止及び適切な対応 4 摂取制限等を伴った給水継続の検討促進 5 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 6 水道事業体と連携した危機管理対策の強化のための施策の 推進 7 水道水中の放射性物質への対応	厚生労働省	
		1 下水道の整備 2 下水放流水の水質改善対策の推進 3 健全な水循環の維持	国土交通省	
		1 クリプトスポリジウム等対策の推進2 農薬対策の推進	農林水産省	
		1 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 2 化学物質の管理強化の推進	経済産業省	

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
H27. 11. 11 H27. 11. 12	地方公営企業 連絡協議会	平成28年度地方公営企業に関する要望	関係各府省庁 関係国会議員
H27. 11. 26	日本水道協会 (第3回運営会議)	1 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償 2 水道事業における電力確保対策等 3 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等 4 水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援体制の確立 5 簡易水道事業統合に対する財政支援 6 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択条件の明確化等 7 交付金の一部事務組合への直接交付 8 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等 9 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活 10 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等 11 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等 11 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等 11 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等 11 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等 11 水道流源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等 15 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応 16 水道法に係る事業認可変更手続きの簡素化 17 指定給水装置工事事業者の登録更新制度の創設 18 配水管の耐用年数の見直し 19 水道メータの検定有効期間の延長 20 水道料金に対する軽減税率の適用 21 水道事業の公共電波による広報活動	関係各府省庁関係国会議員

平成29年度

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	【経理課】 陳情先
H28. 6. 2	日本水道協会 (第1回運営会議)	平成29年度水道関係予算について要望	厚生労働省 総 務 省 関係国会議員
H28. 7. 12	大都市水道事業管理者会議	平成29年度国家予算に対する要望 1 老朽化した浄水場等の水道施設の更新事業、災害対策の推進及び健全財政のための財政措置の拡充等を図ること 2 水道施設を災害復旧事業の対象施設とすること 3 エネルギー効率などに配慮した水道施設整備に対する制度を充実するとともに、電力使用制限の除外や石油燃料の確保について特段の配慮を講ずること 4 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化を図ること 5 地下水利用者に対する法整備等を図ること 6 広域化を推進する施策の充実を図ること 7 国際展開における制度の整備等を図ること 8 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること 9 水資源の合理的かつ適正な配分及び取水地点毎の取水量制限の緩和を図ること 10 再生可能エネルギー特別措置法における賦課金の減免の維持等を図ること	内 閣 務 學 生 生 生 至 生 至 生 天 產 業 第 選 業 業 第 選 者 第 選 者 第 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章
H28. 9. 5	日本水道協会 (第2回運営会議)	・平成29年度水道関係予算の確保について要望 ・熊本地震による被災水道施設の復旧・再構築に対する財政 支援	財 務 省 関係国会議員
H28. 9. 5		相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望 1 油等の流出事故の防止 2 化学物質取扱い事業所への排出対策強化 3 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 4 水道水質基準と環境基準、排水基準との整合 5 湖沼の富栄養化対策	環境省
	相模川・酒匂川 水質協議会	1 クリプトスポリジウム等の発生源対策及び調査研究の推進 2 油等流出事故の防止及び適切な対応 3 摂取制限等を伴った給水継続の検討促進 4 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 1 下水道の整備 2 下水放流水の水質改善対策の推進	厚生労働省 国土交通省
		2 下水放流水の水質以番対泉の推進 3 健全な水循環の維持 1 クリプトスポリジウム等対策の推進 2 農薬対策の推進	農林水産省
		1 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 2 化学物質の管理強化の推進	経済産業省

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
H28. 11. 7 H28. 11. 10 H28. 11. 17	地方公営企業 連絡協議会	平成29年度地方公営企業に関する要望	総務省 経済産業省 財務省 厚生労働省 国土交通省 関係国会議員
H28. 12. 1 はまか	日本水道協会(第3回運営会議)	1 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償 2 水道事業における電力確保対策等 3 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等 4 水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援体制の確立 5 簡易水道事業統合に対する財政支援 6 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択条件の明確化等 7 交付金の一部事務組合への直接交付 8 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等 9 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活 10 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等 11 水源施設の開発促進等 12 水利権制度の柔軟な運用 13 特定多目的ダムの完成後に要する利水者負担額の軽減 14 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等 15 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応 16 地下水の取水地点変更に係る認可変更手続きの見直し 17 給水区域の縮小に係る手続き 18 輸送等による新たな給水手法の確立 19 指定給水装置工事事業者の登録更新制度の創設 20 配水管の耐用年数の見直し 21 水道メーターの検定有効期間の延長	厚 総復内土環済林財国 と

平成30年度 (4) 国家予算要望(陳情行動一覧)

(十) 国务。	予算要望(陳情行』 	初一見 <i>/</i> -	【経理課】
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
H29. 6. 5	日本水道協会 (第1回運営会議)	平成30年度水道関係予算について要望	厚生労働省 総 務 省 関係国会議員
H29. 7. 19	大都市水道事業管理者会議	平成30年度国家予算に対する要望 1 老朽化した浄水場等の水道施設の更新事業、災害対策の推進及び健全財政のための財政措置の拡充等を図ること 2 水道施設を災害復旧事業の対象施設とすること 3 エネルギー効率などに配慮した水道施設整備に対する制度の充実を図るとともに、電力使用制限の除外や石油燃料の確保について特段の配慮を講ずること 4 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化を図ること 5 地下水利用者に対する法整備等を図ること 6 広域連携を推進する施策等の充実を図ること 7 国際展開における制度の整備等を図ること 8 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること 9 水資源の合理的かつ適正な配分及び取水地点毎の取水量制限の緩和を図ること 10 再生可能エネルギー特別措置法における賦課金の減免の維持等を図ること	内総厚国経環農 格省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省
H29. 9. 4	日本水道協会 (第2回運営会議)	平成30年度水道関係予算について要望	財務省 関係国会議員
H29. 9. 12	相模川・酒匂 川水質協議会	相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望 1 油等の流出事故の防止 2 化学物質取扱い事業所への排出対策強化 3 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 4 水道水質基準と環境基準、排水基準との整合	環境省
		1 クリプトスポリジウム等の発生源対策及び調査研究の推進2 摂取制限等を伴った給水制限の検討促進 3 化学物質の管理強化の推進	厚生労働省
		1 下水道の整備 2 健全な水循環の維持 3 車両事故に伴う油等の流出防止	国土交通省
		1 クリプトスポリジウム等対策の推進 2 農薬対策の推進	農林水産省
		1 化学物質の管理強化の推進	経済産業省

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
H29.11.7 H29.11.16	地方公営企業 連絡協議会	平成30年度地方公営企業に関する要望	総務省 経済産業省 財務省 厚生労働省 国土交通省 関係国会議員
H29. 11. 29	日本水道協会 (第3回運営会議)	○平成30年度水道関係予算の確保等について 1 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償 2 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等 3 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制の確立 4 簡易水道事業統合に対する財政支援 5 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択条件の明確化等 6 交付金の一部事務組合への直接交付 7 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等8公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活等 9 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等 10 水道事業における電力確保対策等 11 水源施設の開発促進等 12 水利権制度の柔軟な運用 13 特定多目的ダムの完成後に要する利水者負担額の軽減14 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等 15 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応 16 地下水の取水地点変更に係る認可変更手続きの見直し19指定給水装置工事事業者の更新制度の創設 20 配水管等の耐用年数の見直し 21 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の延長	厚 終復內土環済林財共機調会 衛省庁府通省業産省体 人工環済林財共機源会 資国 人名

<u>令和元年度</u>

	日本「开女王(体情门划)克/		【経理課】	
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先	
Н30. 6. 5	日本水道協会 (第1回運営会議)	平成31年度水道関係予算の要望	厚生労働省 総 務 省 関係国会議員	
Н30. 7. 6	大都市水道事業管理者会議	平成31年度国家予算に対する要望 1 老朽化した浄水場等の水道施設の更新事業、災害対策の推進及び健全財政のための財政措置の拡充等を図ること 2 水道施設を災害復旧事業の対象施設とすること 3 エネルギー効率などに配慮した水道施設整備に対する制度の充実を図るとともに、電力使用制限の除外や石油燃料の確保について特段の配慮を講ずること 4 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化を図ること 5 地下水利用者に対する法整備等を図ること 6 広域連携を推進する施策等の充実を図ること 7 国際展開における制度の整備等を図ること 8 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること 9 水資源の合理的かつ適正な配分及び取水地点毎の取水量制限の緩和を図ること 10 再生可能エネルギー特別措置法における賦課金の減免の維持等を図ること	内 閣 解 解 解 學 写 上 游 不 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 世 和 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	
Н30. 9. 4	日本水道協会 (第2回運営会議)	平成31年度水道関係予算の要望	財 務 省 厚生労働省 総 務 省 関係国会議員	
Н30. 8. 29	相模川・酒匂川 水質協議会	相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望 1 油等の流出事故の防止 2 化学物質取扱い事業所への排出対策強化 3 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 4 水道水質基準と環境基準、排水基準との整合	環境省	
		1 クリプトスポリジウム等の発生源対策及び調査研究の推進 2 摂取制限等を伴った給水制限の検討促進 3 化学物質の管理強化の推進	厚生労働省	
		1 下水道の整備 2 健全な水循環の維持 3 車両事故に伴う油等の流出防止	国土交通省	
		1 クリプトスポリジウム等対策の推進 2 農薬対策の推進	農林水産省	
		1 化学物質の管理強化の推進	経済産業省	

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
Н30.11. 13	地方公営企業 連絡協議会	平成31年度地方公営企業に関する要望	関係省庁 関係国会議員
Н30. 11. 28	日本水道協会(第3回運営会議)	平成31年度水道関係予算の確保等について 1 平成30年北海道胆振東部地震に関する上水道施設災害復旧費補助金の拡充 2 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化及び継続 3 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償4 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等5 水道施設の更新・再構築事業に対する財政支援へ加充企業体制の確立6 簡易水道事業統合等に対する財政支援7 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択条件の明確化等8 交付金の一部事務組合への直接交付9 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等10 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活等11 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等12 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等11 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等11 水道施設の開発促進等114 水利権制度の柔軟な運用15 特定多目的ダムの完成後に要する利水者負担額の軽減16 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等17 公民連携支援体制等の検討18 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応19 地下水の取水地点変更に係る認可変更手続きの利息直し20 指定給水装置工事事業者の更新制度の創設に伴う支援体制等の確立21 配水管等の耐用年数の見直し22 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の延長24 水道法改正に伴う新たな給水手法の検討	厚 国 経農 公 水係 関係省 省省 金標 機議

令和2年度

(4)国家	予算要望(陳情行團	叨一 覧)	【経理課】
陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
R1. 6. 5	日本水道協会 (第1回運営会議)	令和 2 年度水道関係予算の要望	厚生労働省 総 務 省 関係国会議員
R1. 7. 8	大都市水道事業管理者会議	令和2年度国家予算に対する要望 1 老朽化した浄水場等の水道施設の更新事業、災害対策の推進及び健全財政のための財政措置の拡充等を図ること 2 水道施設を災害復旧事業の対象施設とすること 3 エネルギー効率などに配慮した水道施設整備に対する制度の充実を図るとともに、電力使用制限の除外や石油燃料の確保について特段の配慮を講ずること 4 水源の水質汚染・汚濁に対する施策の強化を図ること 5 地下水利用者に対する法整備等を図ること 6 広域連携を推進する施策等の充実を図ること 7 国際展開における制度の整備等を図ること 8 水道水源の確保等に対する施策の強化を図ること 9 水資源の合理的かつ適正な配分及び取水地点毎の取水量制限の緩和を図ること 10 再生可能エネルギー特別措置法における賦課金の減免の維持等を図ること	内 閣 府 総 厚生交 選
R1. 9. 4	日本水道協会 (第2回運営会議)	令和 2 年度水道関係予算の要望	財 務 省 厚生労働省 総 務 省 関係国会議員
R1. 8. 30	相模川・酒匂川 水質協議会	相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望 1 油等の流出事故の防止 2 化学物質取扱い事業所への排出対策強化 3 化学物質に関する情報提供と調査研究の推進 4 水道水質基準と環境基準、排水基準との整合 1 クリプトスポリジウム等の発生源対策及び調査研究の推進 2 摂取制限等を伴った給水制限の検討促進 3 化学物質の管理強化の推進 1 下水道の整備 2 健全な水循環の維持 2 健全な水循環の維持	環 境 省厚生労働省
		3 車両事故に伴う油等の流出防止1 クリプトスポリジウム等対策の推進2 農薬対策の推進	農林水産省
		1 化学物質の管理強化の推進	経済産業省

陳情月日	陳情主体	陳情項目(抜粋)	陳情先
R1.11 上旬・中旬	地方公営企業 連絡協議会	令和2年度地方公営企業に関する要望	関係省庁 関係国会議員
R1. 11. 28	日本水道協会 (第3回運営会議)	令和2年度水道関係予算の確保等について 1 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化及び継続 2 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償 3 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等 4 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制の確立 5 簡易水道事業統合等に対する財政支援 6 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択条件の明確化等 7 交付金の一部事務組合への直接交付 8 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等9 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活等 10 水道施設の災害対策等に対する行財政支援等 11 防災・減災、国土強靭化のための持続的かつ安定的な財政支援 12 水道事業における電力確保対策等 13 水源施設の開発促進等 14 水利権制度の柔軟な運用 15 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減 16 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等 17 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応 18 地下水の取水地点変更に係る認可変更手続きの見直し 19 配派で等の市地による専用水道に係る法整備及び対応 18 地下水の取水地点変更に負直し 19 配磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直し 20 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直し 21 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理等	厚。有人是一个人,我们就是我们就是一个人,我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是

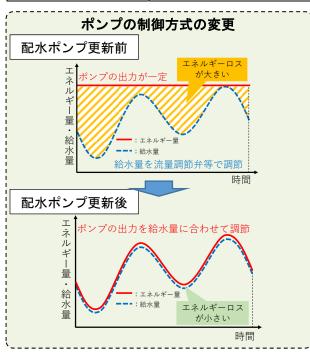
水道事業における環境負荷軽減への取組

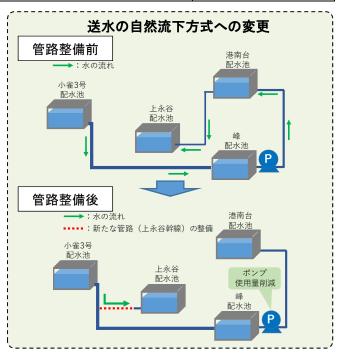
1 横浜水道中期経営計画(令和2年度~5年度)

施策目標3 環境にやさしい水道

◎取組

取組	内容	002 削減効果
ポンプの制御方式 の変更	・ポンプ更新時、エネルギー効率の高い VVVF 制御方式へ 変更することにより CO2 排出量を削減 (5 か所)	約 1,527 t-C02/年
送水の自然流下方式 への変更	・上永谷配水池への送水を自然流下方式へ変更すること で、ポンプでの送水にかかっていた CO2 排出量を削減	約 648 t-CO2/年

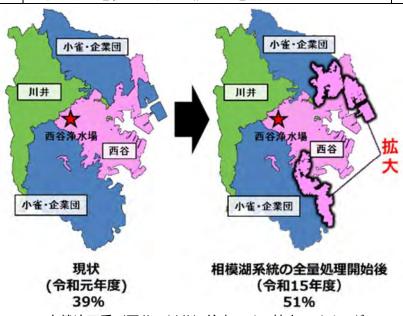




2 西谷浄水場再整備による CO2 削減効果(令和 15 年度)

◎取組

O . 1/4/122		
取組	内容	CO2 削減効果
西谷浄水場 の再整備	・相模湖系水利権水量の全量を処理できるよう、西谷浄水場を再整備することで、自然流下系浄水場からの給水エリアを拡大し、CO2排出量を削減	約5,000 t-C02/年



自然流下系(西谷・川井)給水エリア拡大のイメージ

(参考)

横浜市中期 4 か年計画 2018~2021

政策 10 地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造

◎指標

	指標	直近の現状	目標値(33 年度末)	所管	
1	市域の温室効果ガス排 出量 ※1	1,734万t-C02 /年 (27年度)	25 年度比 22%減 (32 年度)	温暖化対策統括本部	
2	新築住宅のうち、より 高い環境性能を持つ住 宅の割合 ※2	17% (4か年平均)	20% (4か年平均)	建築局	

- ※1 2010年度の電力排出係数を使用して算定
- ※2 4か年の期間に着工した新築住宅のうち、次の①から③のいずれかを満たす住宅の割合 ①長期優良住宅、②低炭素認定住宅、③CASBEE 横浜 A ランク以上で省エネ基準を達成

◎主な施策 (事業)

太陽光発電設備や燃料電池システム等を設置するとともに、下水汚泥の燃料化やバイオマスによる水素製造等の検討を進めるなど、再生可能エネルギーや水素エネルギー等の導入・拡大等に取り組みます。

また、LED 照明化や<u>エネルギー効率の良い配水ポンプ制御機器の導入</u>、ESCO 事業による高効率機器導入などの省エネの取組を進めるとともに、自家発電設備を有する公共施設のエネルギー供給拠点化を検討します。

想定事業量	①下水汚泥の燃料化事業実施に伴う二酸化炭素削減量7,500 t-C02 (4 か年) ②公共施設への ESCO 事業導入に伴う二酸化炭素削減量69,000 t-C02 (4 か年) ③公共施設の LED 化率 45%	計画上の 見込額	120 億円
	【直近の現状値】29 年度: ①-、②17,092 t-C02、③21%		